

令和 5 年 第 3 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（9 月 4 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	3
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3
1. 日程第 2. 会期の決定（25 日間）	3
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	3
1. 日程第 4. 議案第 1 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 2
○原案可決	1 2
1. 日程第 5. 議案第 2 号 令和 5 年度名寄市一般会計補正予算（第 5 号）	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○質疑（高野美枝子議員）	1 3
○原案可決	1 4
1. 日程第 6. 議案第 3 号 令和 5 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4
○原案可決	1 5
1. 日程第 7. 議案第 4 号 令和 5 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 5
○提案理由説明（加藤市長）	1 5
○原案可決	1 5
1. 日程第 8. 議案第 5 号 令和 5 年度名寄市病院事業会計補正予算（第 1 号）	1 5
○提案理由説明（加藤市長）	1 6
○原案可決	1 6
1. 日程第 9. 議案第 6 号 令和 4 年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第 7 号 令和 4 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 8 号 令和 4 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 9 号 令和 4 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定に	

ついて

議案第10号 令和4年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第11号 令和4年度名寄市立大学特別会計決算の認定について

議案第12号 令和4年度名寄市病院事業会計決算の認定について

議案第13号 令和4年度名寄市水道事業会計決算の認定について

議案第14号 令和4年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について……………16

○提案理由説明（加藤市長）……………16

○決算審査特別委員会設置・付託……………16

1. 休憩宣告……………17

1. 再開宣告……………17

1. 日程第10. 報告第1号 専決処分した事件の報告について……………17

○提案理由説明（加藤市長）……………17

○報告済み……………17

1. 日程第11. 報告第2号 専決処分した事件の報告について……………17

○提案理由説明（加藤市長）……………17

○質疑（高野美枝子議員）……………17

○報告済み……………18

1. 日程第12. 報告第3号 令和4年度名寄市一般会計継続費精算報告について……………18

○提案理由説明（加藤市長）……………18

○報告済み……………19

1. 日程第13. 報告第4号 令和4年度名寄市下水道事業会計継続費精算報告について……………19

○提案理由説明（加藤市長）……………19

○報告済み……………19

1. 休会の決定……………19

1. 散会宣告……………19

第 2 号（ 9 月 1 9 日）

1. 議事日程	2 1
1. 本日の会議に付した事件	2 1
1. 出席議員	2 1
1. 欠席議員	2 1
1. 事務局出席職員	2 1
1. 説明員	2 1
1. 開議宣告	2 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 2
1. 日程第 2. 一般質問	2 2
○質問（東川孝義議員）	2 2
○質問（谷 聡議員）	3 2
1. 休憩宣告	4 1
1. 再開宣告	4 1
○質問（今村芳彦議員）	4 1
○質問（清水一夫議員）	5 3
1. 散会宣告	6 0

第 3 号（ 9 月 2 0 日 ）

1. 議事日程	6 1
1. 本日の会議に付した事件	6 1
1. 出席議員	6 1
1. 欠席議員	6 1
1. 事務局出席職員	6 1
1. 説明員	6 1
1. 開議宣告	6 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	6 2
1. 日程第 2. 一般質問	6 2
○質問（水間健詞議員）	6 2
○質問（高橋伸典議員）	6 8
1. 休憩宣告	7 7
1. 再開宣告	7 7
○質問（川村幸栄議員）	7 7
○質問（中島孝幸議員）	8 9
1. 散会宣告	9 9

第 4 号（ 9 月 2 1 日 ）

1. 議事日程	1 0 1
1. 本日の会議に付した事件	1 0 1
1. 出席議員	1 0 1
1. 欠席議員	1 0 1
1. 事務局出席職員	1 0 1
1. 説明員	1 0 1
1. 開議宣告	1 0 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 2
○訂正発言（石橋総合政策部長）	1 0 2
1. 日程第 2. 議会活性化特別委員会委員の選任	1 0 2
○選任	1 0 2
1. 日程第 3. 一般質問	1 0 2
○質問（山崎真由美議員）	1 0 2
○質問（高野美枝子議員）	1 1 4
1. 休憩宣告	1 2 1
1. 再開宣告	1 2 1
1. 休憩宣告	1 2 4
1. 再開宣告	1 2 4
1. 日程第 4. 報告第 5 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	
報告第 6 号 令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 2 5
○提案理由説明（加藤市長）	1 2 5
○追加説明（渡辺総務部長）	1 2 6
○報告済み	1 2 7
1. 休会の決定	1 2 7
1. 散会宣告	1 2 7

第 5 号（ 9 月 2 8 日 ）

1. 議事日程	1 2 9
1. 本日の会議に付した事件	1 3 0
1. 出席議員	1 3 0
1. 欠席議員	1 3 1
1. 事務局出席職員	1 3 1
1. 説明員	1 3 1
1. 開議宣告	1 3 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 3 2
1. 日程第 2. 議会活性化特別委員会副委員長の互選結果報告	1 3 2
○報告済み	1 3 2
1. 日程第 3. 議案第 6 号 令和 4 年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第 7 号 令和 4 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 8 号 令和 4 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 9 号 令和 4 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第 1 0 号 令和 4 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 1 1 号 令和 4 年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	
議案第 1 2 号 令和 4 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 1 3 号 令和 4 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	
議案第 1 4 号 令和 4 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	1 3 2
○決算審査特別委員長報告（高野美枝子委員長）	1 3 2
○認定	1 3 3
1. 日程第 4. 議案第 1 5 号 名寄市認定こども園設置条例の制定について	1 3 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3 3
○市民福祉常任委員会付託	1 3 3
1. 日程第 5. 議案第 1 6 号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について	1 3 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3 3
○原案可決	1 3 4
1. 日程第 6. 議案第 1 7 号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
議案第 1 8 号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	1 3 4

○提案理由説明（加藤市長）	1 3 4
○原案可決	1 3 4
1. 日程第7. 議案第19号 工事請負契約の変更について	
議案第20号 工事請負契約の変更について	1 3 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 3 4
○原案可決	1 3 5
1. 日程第8. 議案第21号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第6号）	1 3 5
○提案理由説明（加藤市長）	1 3 5
○原案可決	1 3 5
1. 日程第9. 議案第22号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）	1 3 6
○提案理由説明（加藤市長）	1 3 6
○原案可決	1 3 6
1. 日程第10. 意見書案第1号 肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書	
意見書案第2号 学校給食の無償化を求める意見書	
意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	
意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	1 3 6
○原案可決	1 3 6
1. 日程第11. 報告第7号 例月出納検査報告について	1 3 6
○報告済み	1 3 6
1. 休憩宣告	1 3 6
1. 再開宣告	1 3 6
1. 日程第12. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	1 3 7
○決定	1 3 7
1. 日程第13. 議員の派遣について	1 3 7
○決定	1 3 7
1. 日程第14. 委員の派遣について	1 3 7
○決定	1 3 7
1. 閉会宣告	1 3 7
1. 質問文書表	1 3 9
1. 議決結果表	1 4 2

令和5年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 令和5年9月4日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組
合規約の変更について
日程第5 議案第2号 令和5年度名寄市一般会
計補正予算（第5号）
日程第6 議案第3号 令和5年度名寄市国民健
康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第4号 令和5年度名寄市介護保
険特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第5号 令和5年度名寄市病院事
業会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第6号 令和4年度名寄市一般会
計決算の認定について
議案第7号 令和4年度名寄市国民健
康保険特別会計決算の認定について
議案第8号 令和4年度名寄市介護保
険特別会計決算の認定について
議案第9号 令和4年度名寄市食肉セ
ンター事業特別会計決算の認定につい
て
議案第10号 令和4年度名寄市後期
高齢者医療特別会計決算の認定につい
て
議案第11号 令和4年度名寄市立大
学特別会計決算の認定について
議案第12号 令和4年度名寄市病院
事業会計決算の認定について
議案第13号 令和4年度名寄市水道
事業会計決算の認定について
議案第14号 令和4年度名寄市下水

道事業会計決算の認定について

- 日程第10 報告第1号 専決処分した事件の報告
について
日程第11 報告第2号 専決処分した事件の報告
について
日程第12 報告第3号 令和4年度名寄市一般会
計継続費精算報告について
日程第13 報告第4号 令和4年度名寄市下水道
事業会計継続費精算報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 北海道市町村職員退職手
当組合規約の変更について
日程第5 議案第2号 令和5年度名寄市一般会
計補正予算（第5号）
日程第6 議案第3号 令和5年度名寄市国民健
康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第4号 令和5年度名寄市介護保
険特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第5号 令和5年度名寄市病院事
業会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第6号 令和4年度名寄市一般会
計決算の認定について
議案第7号 令和4年度名寄市国民健
康保険特別会計決算の認定について
議案第8号 令和4年度名寄市介護保
険特別会計決算の認定について
議案第9号 令和4年度名寄市食肉セ
ンター事業特別会計決算の認定につい
て

議案第10号 令和4年度名寄市後期
高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第11号 令和4年度名寄市立大
学特別会計決算の認定について

議案第12号 令和4年度名寄市病院
事業会計決算の認定について

議案第13号 令和4年度名寄市水道
事業会計決算の認定について

議案第14号 令和3年度名寄市下水
道事業会計決算の認定について

日程第10 報告第1号 専決処分した事件の報告
について

日程第11 報告第2号 専決処分した事件の報告
について

日程第12 報告第3号 令和4年度名寄市一般会
計継続費精算報告について

日程第13 報告第4号 令和4年度名寄市下水道
事業会計継続費精算報告について

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中畠孝幸	議員
	2番	富岡達彦	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

8番 川村幸栄 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤慈生
書記	石橋恵美
書記	加藤諒
書記	川名桃代

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	岸小夜子君
総務部長	渡辺博史君
総合政策課長	室秀樹君
市民部長	廣嶋淳一君
健康福祉部長	馬場義人君
経済部長	山田裕治君
建設水道部長	東聡男君
教育部長	木村睦君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸君
市立大局学長	水間剛君
こども・高齢者支援室長	松田慎司君
産業振興室長	田畑次郎君
上下水道室長	佐藤美香君
会計室長	鈴木康寛君
監査委員	岡川進君

1. 欠席議員（1名）

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和5年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に8番、川村幸栄議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 中 畠 孝 幸 議員

4番 水 間 健 詞 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月28日までの25日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月28日までの25日間と決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和5年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、総合計画について申し上げます。

効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、中期基本計画実施計画事業について行政評価を行いました。5月にワーキンググループ、6月28日の総合計画審議

会での外部評価、7月12日に行政評価検討会議において56事業の評価を行いました。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

名寄市町内会連合会主催による町内会長と行政との懇談会が、7月6日に市内ホテルで開催されました。令和5年度における市の主な事業などについて説明し、情報共有を図ったほか、地域の課題などについて意見交換を行いました。

次に、広報・広聴事業について申し上げます。

名寄の魅力発信の取組として、本年度もインスタグラムによるフォトコンテストを行いました。今回は、「みんなに推したい名寄の夏」をテーマとし、審査員には観光大使をはじめ名寄高校新聞局にも御協力いただきます。高校生や大学生など若い世代を巻き込みながら、名寄らしい夏の楽しい過ごし方などを市内外へ情報発信し、本市の魅力再発見につなげ、地域愛の醸成が図られるよう取組を進めてまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

内閣府による男女共同参画週間に連動した取組として、6月2日からの6日間、市内商業施設を会場とした男女共同参画週間パネル展を実施し、市民等に性の多様性について周知啓発を行いました。

次に、情報化の推進について申し上げます。

デジタルデバインド（情報格差）対策の一環として、7月から名寄市社会福祉協議会の協力のもと、スマホなんでも相談窓口を開設しました。初回には14人の方から、御自身のスマホの基本的な使い方や操作方法、LINE、アプリの入れ方などの相談がありました。相談支援には、名寄市立大学や名寄高校の学生にサポーターとして協力をいただき、コミュニティの形成にも寄与したところです。

今後も継続して開設するとともに、誰もがデジタル社会の恩恵を受けられるよう取り組んでまい

ります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流事業については、4年ぶりに少年少女交流事業が行われ、鶴岡市サッカー少年団の児童15人が本市を訪れ、7月31日から3日間、市内のサッカー少年団との交流試合や施設見学、交流会などを通じて、お互いのまちに対する理解と友好の絆を深めました。

東京都杉並区との交流事業については、8月26日、27日に杉並区で開催された第64回東京高円寺阿波おどりに、本市から代表団と訪問団合わせて約30人が参加して、阿波おどりを通じた本市のPRを行うとともに、交流自治体間の交流を深めました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流事業については、名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会が主体となり、7月1日に道立サンピラーパーク内ふるさと工房館を会場に、なよろイングリッシュキャンプが開催され、小学生7人が参加しました。外国人講師との英語によるコミュニケーションを通じて、「生きた英語」を学ぶとともに、楽しみながら海外文化を体験する機会となりました。

台湾との交流事業については、7月20日から25日まで、農業青年受入事業が行われました。太保市から3人の農業青年を受け入れ、道北なよろ農業協同組合や地元農業青年などに御協力いただき、農業実習や施設見学などにより、本市の農業への理解を深めたほか、市内農業青年主催の歓迎会や名寄市立大学での授業交流などを通じて、相互理解や友好関係を深めました。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、令和5年春開始接種を本年6月から開始し、市内医療機関の御協力のもと、8月14日現在、希望する6,807人の方への接種を終了しました。今後は、令和5年秋開始接種として追加接種が可能なすべての年齢の方を対象にワクチン接種が予定されて

おり、国の情報を注視するとともに、市内医療機関等の御協力をいただきながら、希望する方が期間内で接種できる体制整備を進めてまいります。

第33回なよろ健康まつりについては、8月11日に市内商業施設において、「名寄市ハートの日」イベントと合同で開催しました。健康まつりとしては4年ぶりの開催となりましたが、多くの市民の皆様が御来場いただき、健康について考えていただける機会となりました。

次に、病院事業について申し上げます。

市立総合病院における令和4年度の患者取扱状況について、入院患者数は延べ8万2,614人で前年比1,770人の減少となり、外来患者数は延べ20万5,984人で前年比6,385人の減少となりました。

昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた経営状況であり、今後も医業収益の確保や経費の節減に努めるとともに、経営の健全化に向け、より一層努めてまいります。

当院では、新たな視点から病院経営の強化に向けた中期計画「名寄市病院事業経営強化プラン」を策定しました。地域医療構想等の整合性を図りつつ、今後、医療資源を地域で最大限効率的に活用するため、病院の役割・機能の最適化と連携の強化を進めてまいります。

次に、東病院について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数は延べ3万2,626人で前年比1,544人の増加となり、外来患者数は延べ6,912人で前年比1,770人の増加となりました。

引き続き、地域に根付いた医療機関としての役割を担うために、指定管理者である上川北部医師会と連携してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

令和5年3月から事業を開始した、なよろ出産・子育て応援事業については、妊娠期から子育て期まで切れ目ない包括的な支援を行う伴走型相談支援と、出産や育児に必要な費用の負担軽減を図

る経済的支援を一体的に実施しています。事業開始から8月10日までに、妊娠届出の面談時に案内する出産応援ギフトとして247件、出産後のこんにちは赤ちゃん訪問時に案内する子育て応援ギフトとして183件の給付金を支給しています。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

電力・ガス・食料品などの価格高騰により、家計への影響が特に大きい低所得世帯の方々への支援措置として、令和5年度名寄市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給しています。

住民税非課税世帯への3万円の支給については、8月15日現在、対象見込世帯数4,005世帯に対し、3,280世帯へ支給決定しており、81.9%となっています。

また、住民税均等割のみ課税世帯への1万8千円の支給については、8月15日現在、対象見込世帯数710世帯に対し、551世帯へ支給決定しており、77.6%となっています。

今後も、広報やホームページでの周知を行い、支給率の向上に努めてまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

介護人材不足の解消策として取組を進めている「外国人材受入体制整備事業」について、特定技能「介護」による人材として、ネパール国より3人の介護人材を受け入れ5月18日から名寄市特別養護老人ホーム清峰園にて就労を開始しました。

また、就労された外国人材の方々は、居住する町内会のイベントや市内で開催される様々な企画に参加をするなど、市民との交流が行われており、地域の活性化にも繋がっていると考えています。

引き続き、新たな介護人材の受入に向けた準備とともに、介護人材以外の職種での外国人材受入の可能性について検討を行います。

今後も、高齢者が安心して各種サービスを利用できるよう、人材不足解消に向けた取組を進めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度、国民健康保険事業の安定的な運営を図

るため、基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分における抛出の超過を解消するために税率の改正を行いました。

また、税制改正に伴い、後期高齢者支援金課税分の課税限度額及び軽減判定所得の基準額の改正を行いました。

当初賦課の状況は、加入者数が4,644人で前年度比371人の減、世帯数は、3,164世帯で前年度比215世帯の減となっています。

軽減の対象は、7割が1,023世帯。5割が390世帯。2割が317世帯となり、全体では国保加入世帯の54.7%にあたる1,730世帯となりました。

今後も医療費の適正化など加入者の負担軽減につながる取組を進め、市民の皆様が安心できる医療保険制度を確立するため、事業の円滑な運営に努めてまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

環境省による取組と連動して、6月2日からの6日間、市内商業施設にて、環境月間展を実施しました。併せて6月3日、4日に気候変動バーチャルリアリティー体験会を行い、市民等に地球環境保全の必要性を体感いただきました。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

本市を含む4市町村で構成する名寄地区衛生施設事務組合が事業主体となり進めている次期一般廃棄物中間処理施設整備事業において、昨年度から着手していた旧名寄市清掃センターの解体工事が計画どおり7月末をもって完了し、今後は一般廃棄物中間処理施設建設工事の発注に係る手続等を経て、令和9年4月の供用開始に向けた事業が進められます。

次に、消防行政について申し上げます。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況については、火災出動件数は5件で、前年と比較して2件の増となっており、死者が1人、負傷者が2人発生しています。

火災種別では、建物火災4件、車両火災1件と

なっています。

救急出動件数は630件で、前年比94件の増、事故種別では、急病440件、一般負傷90件、転院搬送57件、交通事故25件、そのほか18件となっています。

救助件数は21件で、前年比3件の増、交通事故によるもの15件、そのほか6件となっています。

住宅防火対策について、一般住宅に設置されている住宅用火災警報器の設置率は6月末現在で85.7%で昨年比0.3ポイント増となっています。

女性消防団員が実施している防火訪問では、町内会や民生委員と連携を図りながら、住宅火災での死傷者ゼロを目標に未設置世帯への設置促進や維持管理について啓蒙活動を継続します。

車両の更新について、3月に風連出張所配備の救急車を更新しています。

最新の車両と救命処置用資機材を導入し市民の安全・安心と、さらなる救命率向上のため運用を続けてまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年度の防災訓練については、7月11日に名寄市防災訓練「防災体験教室2023」として、名寄東小学校の児童を対象に、北海道開発局名寄河川事務所などの関係機関のほか、北海道地域防災マスターの協力により実施しました。

訓練では、降雨体験装置などを活用することにより、これまで体験したことのないような大雨の強さや、ドアが浸水した場合の状況などを体感したほか、3D眼鏡を活用した土砂災害体験、避難する際の非常持出品の必要性、逃げ遅れた場合の救助、段ボールベッドの組立、要配慮者の避難所での生活などについても学びました。

大雨によって発生する災害や、その災害から身を守る知識などについて、実際に体験する中から、「自ら考えて判断する力」や「想像力」を身につけ、命を守る行動の育成が図られました。

また、関係機関や北海道地域防災マスターとの連携協力のもと、保護者や地域の方々の参加もあり、地域の防災力向上に繋がったものと考えます。

引き続き、関係機関や地域の方々と連携した防災活動を推進するほか、市民の防災・減災意識の向上と啓発を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

7月13日から10日間、「夏の全国交通安全運動」として、関係団体や地域住民の御協力をいただきながら、街頭啓発や早朝パトロール、パトライト作戦などを実施しました。

また、7月15日には関係機関や団体との連携による飲酒運転根絶とバイク交通安全の啓発活動を、道の駅「もち米の里☆なよろ」において実施しました。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

市民の安全・安心な生活づくりのため、6月17日には北海道立消費生活センターの三田寿江技師を講師に「身近な家電製品のトラブル事例」、8月19日には立正大学心理学部の西田公昭教授を講師に「だましの手口とだまされる心理」をテーマに消費生活セミナーを開催し、合わせて79人の参加がありました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、次年度に事業予定の瑞生団地建て替え工事、緑丘第1団地改修工事及び栄町55団地解体工事の実設計画委託業務を7月に着手しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園における施設整備については、大学公園をはじめとした7公園の照明灯や野外卓等の施設更新を7月に着工しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、南10丁目右仲通老朽管更新工事ほか1路線が完成しており、道道名寄停車場線老朽管更新工事ほか1路線を6月に着工しています。

浄水場設備の工事については、緑丘浄水場薬品

設備更新工事ほか1工事を6月に、瑞穂浄水場井戸改修工事ほか2工事を7月に着工しています。

配水管網整備工事については、徳田1番通配水管網整備工事が8月に完成しています。

また、第2期拡張事業である陸上自衛隊名寄駐屯地への配水管新設整備工事については7月に着工しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、名寄下水道終末処理場の電気設備更新工事は6月に、建築施設更新工事は8月にそれぞれ着工し、下水道管渠の更生工事は7月に着工しています。

公共枿取替工事については、7月に50カ所の取替が完了しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、5基の合併浄化槽の申込があり、このうち1基が8月までに完成しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている南10丁目右仲通と西3条仲通の改良舗装工事は7月に着工しています。

本市単独費により整備を進めている東5号線の舗装改築工事は7月に、風連26線と風連東4号線の舗装改築工事及び南2丁目通の改良舗装工事については8月に着工しています。

次に、橋梁の整備について申し上げます。

本市単独費による橋梁補修工事は7月に着工し、名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づく相生橋の修繕工事及び、北興橋と御料四線橋の実施設計については8月に着手しています。

また、北海道旅客鉄道株式会社により工事を予定していた風連駅跨線橋については、本年度は施工可能な業者がなく、受注が困難になったことから工事を取り止め、次年度以降に予定していた風連陸橋と大沢橋の修繕工事を進めます。

次に、地域公共交通について申し上げます。

北海道旅客鉄道株式会社が今後も持続的な公共

交通となるよう、沿線自治体や議会、経済団体により構成する宗谷本線調査・実証事業協議会を設立して、国や北海道の支援制度を活用しながら調査・実証事業を実施しています。

また、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したAI活用型オンデマンド交通の導入について、名寄市地域公共交通活性化協議会の議論をもとに11月の運行開始に向けて準備を進めています。運行開始前には説明会を開催して、新たな交通手段としてより多くの皆様に利用されるよう努めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

基盤整備については、道営事業の「ちえぶん地区」において、本年度すべての工事発注が終了し、整地工や暗渠排水及び排水路の整備など、順調に進捗しています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

8月15日現在の状況は、水稻では、もち米・うるち米ともに平年より早く進んでいます。

畑作物では、秋小麦・春小麦については、収穫量は平年に比べ若干少なく、現在調製作業を行っています。大豆については平年より早く進んでいますが、南瓜については8月上旬の降雨の影響で一部に圃場での腐敗がみられ、収穫もやや遅れている状況です。スイートコーンについては、6月上旬の降雨と多照により生育が進んでいますが、8月上旬の降雨により一部で倒伏が見られます。

また、収穫を終えたアスパラガスについては、天候にも恵まれ、道北なよろ農業協同組合への出荷量は平年と同水準の330tとなりました。

次に、担い手対策について申し上げます。

本年度の新規就農者は、新規学卒で1人、Uターンで夫婦1組を含む6人、新規参入で夫婦1組の合わせて9人となりました。また、7月27日には、名寄市農業担い手交流会が開催され、新規就農者5人が出席し、先輩農業者、関係機関・団体からの激励を受けるとともに交流を深める場と

なりました。

次に、有害鳥獣駆除対策について申し上げます。

7月31日現在の捕獲状況は、エゾシカで昨年度の331頭に対し70頭多い401頭、アライグマは115頭に対し136頭捕獲しました。引き続き関係団体と連携し捕獲活動など、農業被害防止に取り組んでまいります。

次に、ヒグマ対策について申し上げます。

本年度のヒグマ出没情報は、7月31日現在で、目撃が20件、痕跡が19件で合計39件の出没報告を受けており、昨年の出没総数より10件多い状況となっています。引き続きホームページなどによる情報の提供はもとより、一層の注意喚起など、関係団体と連携し、被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

なよろ産業まつりは、8月27日、なよろ健康の森を会場に開催し、コロナ前同様に市民をはじめとする多くの皆様に御来場いただきました。

また、山形県鶴岡市や株式会社赤福をはじめ、御協力をいただいた関係機関・団体の皆様にお礼申し上げます。

次に、商工業の振興について申し上げます。

「名寄市ずっと住まいる応援事業」については、広く市民の利用に資するよう、本年度から、申請時期を上期と下期に分けて実施しています。7月3日に上半期予算額2,200万円に達したことから、交付申請の受付を終了し、申請件数は118件となっています。なお、下半期は10月2日から受付を開始することとし、市民及び市内事業者へ周知を行っています。

電子地域通貨については、地域経済の活性化及び域内好経済循環化を目指して、実施主体となります名寄商工会議所を中心に、風連商工会とも連携し、運用開始に向け準備を進めているところです。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における6月末の雇用情

勢について、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しています。

また、若年層の持続的な雇用の確保がより一層重要となっていることから、7月4日、名寄公共職業安定所長、上川総合振興局長、上川教育局長と本市の4者で名寄商工会議所及び北海道上川管内商工会連合会に対し、来春の新規学卒者の積極的な求人や円滑な採用を求める要請行動を行いました。

次に、観光の振興について申し上げます。

本市の観光振興計画の推進にあたり、7月12日に名寄市観光振興計画（第2次）検証委員会を開催し、アウトドア観光やスポーツツーリズムの推進など、計画で定める3つの重点項目を含む11の方向性に沿った具体的な取組が承認されました。このうち昨年同様観光庁に採択された事業では、本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、地域に根差した観光資源の磨き上げなどに取り組んでまいります。

ひまわり観光については、道立サンピラーパークのひまわり畑において、8月5日から20日まで、「なよろひまわりまつり」を開催し、新たな取組として道立サンピラーパークのレストハウスを活用し、農産物直売や特産品の販売のほか、民間事業者による軽飲食販売、子供縁日の開催など、滞在時間の延長、経済効果を目指した取組を行いました。

6月17日、18日には「ふうれん白樺まつり」が開催されました。本年度は風連ふるさとまつりと併せての開催とし、前夜祭では、あんどん行列が実施され多くの市民で賑わいました。翌日の本まつりでは、風連町中央公園において東京都杉並区代表団や高円寺阿波おどり訪問団と市民の皆様が交流を深めました。

7月30日には、「てっし名寄まつり」が曙橋天塩川下流河川敷特設会場において4年ぶりに通常開催され、新たに「てっしキッチンカーフェス

夕」と題した食のイベントが開催されたほか、子供縁日やドッグランの設置など、子供から大人まで楽しめる企画が催され、クライマックスには例年よりスケールアップした花火が打ち上げられ、多くの市民で賑わいました。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

生きる力を育てる教育の推進として、確かな学力を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育指導の充実に関する研究グループにおいて、6月下旬から風連中学校、7月上旬から名寄東小学校をモデル校に、一人一台端末の持ち帰りを開始し、検証を行っています。今後、市内各学校において、その検証結果を受け、段階的に持ち帰りを進めていく予定です。

豊かな心を育てる教育の推進については、いじめ根絶に向けて、7月20日に名寄中学校を会場に、名寄市小中高いじめ防止サミットを開催しました。全小中学校、高等学校の児童会・生徒会の代表者が一堂に会し、各学校でのいじめ根絶に向けた取組や工夫点について話し合いました。今後は、ここで得た成果を児童会・生徒会を中心とした全校でのいじめ根絶に向けた活動に生かせるよう取り組んでまいります。

健やかな体を育てる教育の推進については、7月上旬までに市内の全小中学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を行いました。

今後は、調査結果が提供されたのち、各学校で、調査の結果を分析し、児童生徒の体力や運動能力の向上及び運動習慣改善に向けた取組を充実してまいります。

学校給食については、8月に地元産「メロン」と「ミニトマト」を提供し、児童生徒の好評を得ています。今後も新鮮な地元産食材の積極的な使用により地産地消に努めてまいります。

信頼される学校づくりの推進については、これまでに市内の全学校運営協議会において、本年度の各学校の経営方針などについて協議を行いまし

た。引き続き、コミュニティ・スクールの一層の充実に努めてまいります。

教職員の資質・能力の向上については、北海道教育委員会の指導主事による学校指導訪問を活用し、その指導や助言を生かして、教職員の指導力向上を図ってまいります。

学校における働き方改革の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループにおいて、北海道教育大学教職大学院の北村善春特任教授を講師に、スクールリーダー研修を開催し、働き方改革推進に重点を置いた学校組織マネジメントについて協議しました。

社会の変化や多様な教育ニーズへの対応として、特別支援教育の推進については、6月8日に名寄市特別支援連携協議会専門委員会議を開催し、特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目のない支援のあり方について協議しました。

不登校児童生徒等の支援体制の強化については、不登校児童生徒の学びの場の確保として、一人一台端末を活用したオンライン授業や別室登校の受入態勢を整えるとともに、教育相談センターやスクールソーシャルワーカー、学校、保護者が連携を図り、学校、社会、家庭とのつながりをきらさないよう取組を進めています。

情報教育の充実については、7月に各小中学校において、近年のインターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化などの状況を踏まえ、「インターネットモラル講座」を開催しました。

部活動改革の推進については、7月14日に、北海道教育大学岩見沢校キャンパス長の山本理人教授を講師に、「部活動の地域移行を考え合う講演会」を開催しました。保護者や教職員、部活動指導員、競技団体関係者など103人に参加をいただき、改めて、地域の実情を踏まえた部活動の地域移行を考える機会となりました。引き続き、

名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携し、部活動の地域移行に向け「NAYOROスタイル部活動改革推進事業」の着実な推進を図ってまいります。

安全・安心な教育環境の整備として、名寄中学校整備事業については、名寄中学校校舎等改築検討委員会での検討を踏まえて、来年度からの工事開始に向けた設計業務を進めています。

智恵文小中学校整備事業については、中学校校舎改修工事や外構工事などを進めています。

また、市内小中学校のトイレの洋式化については、夏休み期間中に名寄西小学校の和式トイレ8カ所を洋式トイレに改修しました。引き続き、計画的な更新に努めてまいります。

学校給食センターでは、調理場内の蒸気配管改修工事を7月に着工しています。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

本年度作製した名寄高校の学校案内パンフレットは、市内中学校及び近隣中学校で行われた高校説明会で、生徒及び保護者に配付されました。引き続き、高校や学校運営協議会と連携し、魅力ある高校づくりに向け支援体制の構築を図ってまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくオープンキャンパスを7月1日と8月11日に実施しました。来場型で行い、2日間で合わせて高校生345人、保護者292人の参加がありました。

各学科教員による模擬授業や学生との交流、保護者には「なよろを観る」バスツアーにて、在学生の生活スポットや実習先など各所を巡り、本学及び本市の魅力を伝えるとともに、学内ツアーでは、学生の修学及び生活環境をより身近に感じていただいています。

なお、3回目のオープンキャンパスは9月30日の開催を予定しています。

また、特別支援学校教諭免許状の取得向上に向けた取組として、北海道教育委員会が主催し、名寄市立大学が指導大学として実施している免許法認定講習を7月22日から8月6日にわたり開催しました。本学会場では、6科目延べ307人がインターネットによる同時双方向型遠隔講習として受講し、先進的な教育理論や教育実践の講義に熱心に取り組みました。

「名寄市立大学の将来構想・ビジョン2026」の後期実施計画については、本年度から4年間取り組まれ、令和8年度が最終年度となります。

後期実施計画は、将来構想を締めくくる重要な期間となることから、これまでの前期・中期実施計画の総括を踏まえ、教育・研究の維持・向上を図り、たゆまぬ改善に取り組み、将来構想の着実な計画推進に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

名寄ピヤシリ大学では、6月27日、大学・大学院の学生と同窓生の27人が、道立サンピラーパークまで遠足を楽しみました。また、8月2日には体育祭を開催し、学生と同窓生がスポーツで汗を流しました。

風連瑞生大学では、7月7日、東地区運動広場を会場にパークゴルフ大会を開催し、学生27人が楽しみながらプレイしました。

智恵文友朋学級では、8月10日、智恵文公民館と合同で「マジック教室」を開催し、子どもたちと高齢者が世代間交流しながら、ロープを使った手品に取り組みました。

名寄市公民館では、8月23日、市民講座「まるごと体験！エンレイ・カレッジ」の「なよろの観光自然」講座を開催し、受講者が比翼の滝、晨光の滝を見学しました。

智恵文公民館では、夏休み講座として8月7日、児童生徒を対象に講話とデザート作りを内容とした「ヤクルト出前講座」を開催しました。

次に、市立図書館について申し上げます。

読み聞かせ人材の発掘と育成を目的として、7月22日に「読み聞かせワークショップ」を開催しました。大学生や高校生を含む14人の参加者は、読み聞かせの技法や本の選び方を学んだ後、グループに分かれて読み聞かせの実演を行いました。

また、夏休みの企画として、「こわいおはなし会」「夏休みの工作」など子ども向けの行事を開催し、子どもたちが楽しみました。

次に、北国博物館について申し上げます。

6月30日から8月29日の期間中、特別展「名寄の鉄道120年記念展」を開催しました。明治36年に名寄に鉄道が開通してから今年で120年にあたることから、これを記念して、かつて交通の要衝であった名寄の鉄道の歴史を、解説パネルと多数の鉄道関連資料で振り返るとともに、これからの宗谷本線を考える機会としました。また、関連企画として、7月16日に「名寄の鉄道廃線めぐりバスツアー」を実施し、21人の参加者が廃線・廃駅跡をバスでめぐり、その歴史に触れました。7月22日には「ちびっこ集まれ!ミニ新幹線なよろ号に乗ろう!」をキマロキ保存会協力のもと開催し、たくさんの親子連れでにぎわいました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

平成22年4月の開台以来積み上げてきた来台者数が、7月7日に15万人を達成しました。この間、多くの市民、観光客の皆様の利用に感謝申し上げますとともに、今後も多くの方に名寄の星空を満喫いただけるよう魅力ある行事やイベントの開催に努めてまいります。

7月22日に「きたすばる・星と音楽の集い2023」を4年ぶりに開催しました。星の絵本の読み聞かせや望遠鏡工作のほか音楽ライブなど様々なプログラムに多くの来台者が、楽しいひと時を過ごしていました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

6月14日に、家庭教育の一層の推進を図るこ

とを目的とした北海道教育委員会の取組である「北海道家庭教育サポート企業等制度」の説明会を開催しました。参加した市内の企業6社は、上川教育局からの説明を聞き、制度について理解を深めました。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設整備事業では、水捌けが悪く一般利用や大会運営等に支障をきたしていた市営テニスコートの暗渠整備工事を行いました。

今後も市民が安心してスポーツ施設の利用ができるよう計画的に整備を進めてまいります。

スポーツ振興事業では、働き世代を対象とした運動・スポーツ関連事業の一環として、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター及びNスポーツコミッションの共催で健康科学による市民健康づくり事業の取組を開始しました。

今後は、当該事業で得られた知見を生かして新たな事業展開や、研究成果を広く市民に還元し、スポーツによる地域づくりを推進します。

スポーツ合宿推進事業では、本年4月20日の記者発表で、令和6年2月に第8回スペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲームの開催決定を公表しましたが、これに続き、令和7年2月に全国高等学校総合体育大会第74回全国高等学校スキー大会の開催が、本年5月に正式に決定しました。

大会招致に御協力をいただいた関係団体の皆様に感謝申し上げます。

今後もスポーツによる交流人口の拡大を図りながら地域づくりを進めるとともに、大会開催地や合宿地として選ばれるための環境整備を進めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子ども会育成連合会と共催のリーダー養成事業「わくわく!体験交流会」は、本年度、児童生徒21人の登録があり、7月1日、2日には、トムテ文化の森キャンプ場で野外キャンプを、8月2

6日、27日には、国立大雪青少年交流の家で宿泊研修を行いました。

また、野外体験学習事業「へっちゃLAND2023」は、小学4年生から中学2年生の児童生徒7人の参加のもと、トムテ文化の森キャンプ場を中心に、7月25日から2泊3日で行いました。子どもたちは、炊事体験や九度山登山など野外ならではの集団生活や貴重な体験を通し、たくましく成長しました。

東京都杉並区との夏の小学生体験交流事業では、本市と杉並区から親善大使となる小学5年生と6年生の児童それぞれ16人が参加し、7月28日から31日までは名寄会場、8月5日から8日までは杉並会場において、自然や街路並みなどの違いを学びながら、交流活動を通じ、たくさん思い出を作ることができました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月27日に名寄警察署の協力を得て、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を行い、青少年に対して有害となる図書・DVD・刃物などの販売状況の確認やカラオケボックスにおける青少年深夜入場禁止の指導を行いました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

7月8日に、なよろ舞台芸術劇場実行委員会主催の公演「大黒摩季カムバック サーモンTOUR2023」を、市民文化センターEN-RAYホールを会場に行い、600人を超える来場者がステージを楽しみました。

8月8日、9日には、本年度2回目となる文化芸術バスツアーを行いました。参加者21人が白老町の民族共生象徴空間「ウポポイ」と、札幌芸術の森で開催されている「チームラボ」を見学しました。

8月14日には、名寄の短い夏の風物詩である「市民盆踊り大会」を開催しました。4年ぶりの開催に、会場の南広場には帰省者や多くの市民で賑わいました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告いたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本市も組織団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の組織団体に後志広域連合が新たに加わることに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について協議をするため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第2号
令和5年度名寄市一般会計補正予算（第5号）
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 令和5年度
名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を
申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出にそれぞれ1億4,740万1,000円を追加をし、予算総額を243億9,121万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款衛生費におきまして新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費2,471万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費4,071万6,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に際しワクチン接種に従事をする医師、看護師等の派遣委託料、担当職員の時間外手当等の不足する経費を追加しようとするものであります。

6款農林業費におきまして実証試験・展示事業費1,905万円の追加は、本市の重点振興作物でありますアスパラガスの作付面積の減少が危惧されることから、安定的な収量を確保し、産地ブランドの維持を図るため、大苗の提供体制を整備、強化しようとするものでございます。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費3,947万2,000円の追加は、市道除雪業務委託等において燃料費、労務単価の上昇から見込まれる不足額を追加するとともに、排雪ダンプ助成事業を町内会にも拡大しようとするものでございます。また、橋梁長寿命化事業費におきまして、修繕工事を予定をしていた風連駅跨線橋において施工主であるJR北海道で実施をした入札が不調となり、今年度の工事施工が不可能となったことから、事業費の調整を行おうとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加などに伴う国庫支出金などの特定財源を計上するほか、収支の調整を前年度繰越金で実施しようとするものでございます。

第2表、債務負担行為補正では担い手支援資金利子補給補助金を追加しようとするものであり、第3表、地方債補正では臨時財政対策債について限度額を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高野美枝子議員。

○11番（高野美枝子議員） 1件質問させていただきます。

22ページの議案の2号、19ページになります。今ほど説明いただきました8款土木費、2項道路橋梁費の橋梁長寿命化事業費なのですが、市長の報告にもございましたけれども、受注が困難になったという御説明なのですが、受注が困難になったとはどういうことなのかを少し説明していただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今回この橋梁長寿命化修繕工事、JRに入札を委託してございました風連駅の跨線橋の工事なのですが、入札が高止まりの不落になったということで、入札が高止まりの不落、契約に至らなかったということで、それ以降JRさんのほうで、業者さんのほうでこれ以降の今年の入札についての協議を進めてきたところなのですが、これから冬工事にもなってくるということと業者さんのほうの人手の手配もつかないということで、今年度の工事につきましては判断としては難しいという御報告いただきましたので、私どもも今年度の入札については見送ったということで認識をいたしました。

そこで、今回の補正につきましては、その分来

年度予定をしてございました別の委託業務ですとか工事について前倒して発注をさせていただくという予定としてございます。また、今回不落になりました工事につきましては、今のところまだJRとは協議中でございますけれども、私どもとしては来年度以降また発注に向けて準備を進めてまいりたいなというところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） まだ8月、9月ということで、半年ぐらいあると思うのですけれども、そこでも無理だということの御説明だというふうに思うのですけれども、橋自体は、風連の橋梁自体危険な状況なので、こういう予算がついたのではないかと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今回予算組みをさせていただいてございますこちらの工事につきましても、私ども橋梁の、ほかの河川に架かっている橋梁と同じく、長寿命化計画といたしまして、橋を長もちさせようということで今調査を事前に行って、計画をしている事業の一環でございますので、危険なので早急にという工事ではありませんので、これから以降橋を長もちさせていくということで、補強工事などを行っていくということがメインとなっている工事になってございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 今すぐに危険ではないということでお話しいただきましたけれども、危険、まるで安全ではないということでもあるというふうに思うのです。それで、次年度以降ということで今お話あったのですけれども、また来年、再来年というふうになるのですけれども、そこら辺の、今物価が高騰しておりまして、本当に大変な状況にあるというふうに、入札も難しい状況にあるというのは理解するところなのですけれども、早めに補修していただくことを望みたいところな

のですけれども、そこら辺はJRさんとどういう話になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） こちらの長寿命化計画についている工事につきましては、総体的に国の交付金事業をもくろんで実施しているところなのですけれども、予算づけにつきましてははおおむね順調な形についてございますので、あとは発注体制の確認ですとか、協議進めまして、JRさんのほうとは早い段階で進めていただけるように現在調整をしているところでございます。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第3号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ855万9,000円を追加し、予算総

額を2億1,296万5,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款総務費におきまして一般管理事業費855万9,000円の追加は、医師の交代に伴い不足が見込まれる給料、職員手当、代替医師等負担金などを追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款診療収入におきまして新型コロナウイルスワクチン接種業務委託金797万9,000円を計上するほか、4款繰入金にて収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第4号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ6,534万1,000円を追加し、予算総額を28億5,552万6,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款地域支援事業費におきまして成年後見制度利用支援事業費45万3,000円の追加は、助成の対象となる成年後見制度の利用者が想定を上回る見込みとなったことから、不足する経費を追加しようとするものでございます。

6款諸支出金におきまして6,488万8,000円の追加は、令和4年度介護給付負担金の精算に伴う返還金を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加に伴う国庫支出金などの特定財源を計上したほか、収支の調整を前年度繰越金で実施しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第5号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算（第1

号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、当初予算編成後における補助事業の内示など、予算の調整後に生じた事由に基づく変更を行うものであります。

1款病院事業収益、医業外収益におきまして補助金で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業などにより1億7,001万円を、受託料で新型コロナウイルスワクチン接種業務及び学校における医療的ケアに係る看護職員派遣業務で1,438万1,000円をそれぞれ追加をし、負担金交付金において看護職員派遣負担金で231万円を減額しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第6号 令和4年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第7号 令和4年度名寄市国民健康保険特別

会計決算の認定について、議案第8号 令和4年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第9号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第10号 令和4年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第11号 令和4年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第12号 令和4年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第13号 令和4年度名寄市水道事業会計決算の認定について、議案第14号 令和4年度名寄市下水道事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 令和4年度名寄市一般会計決算及び議案第7号から議案第14号までの各特別会計決算並びに各企業会計決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、議案第6号から議案第11号までは令和5年5月31日、議案第12号から議案第14号までは令和5年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議案第6号外8件は、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号外8件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、

これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

正副委員長の互選が行われましたので、結果を報告します。

決算審査特別委員会委員長に高野美枝子議員、副委員長に今村芳彦議員、以上であります。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和5年5月15日午後2時20分頃、建設水道部所管のスーパー車が南4丁目通において道路清掃作業を実施中、昭和通方面から東進をし、西4条南5丁目国道40号の交差点で旋回し、折り返そうとしたところ、後方で右折のため交差点内に侵入停止をしていた相手方車両を当方車両の右後輪で巻き込み、破損をさせたものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方への損害賠償として49万3,670円を負担をすることで示談が成立をし、和解をしたところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事件の内容は、中山間地域等直接支払交付金に係る事務処理誤りにより平成24年度分から令和4年度分までの交付金に未支給が生じ、損害を与えたもので、相手方への損害賠償として92万6,383円を負担をすることで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高野美枝子議員。

○11番（高野美枝子議員） ただいま説明いただいたところなのですけれども、交付金事務処理誤りによりということなのですけれども、内容についてどのような経過で今回発覚という、見つかったのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今回の事件につきましては、当該地を所有されていた方から当該農地が中山間の交付対象になるのではないかというふうな申出がありまして、事務局を担っております農務課のほうで状況を確認しましたところ、交付対象の交付金の積算の台帳のほうから当該の農地

が漏れておりまして、未支給となったということで判明したところであります。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 本人から申出があったというふうに今御説明があったところなのですけれども、本人から申出がない限り、チェック体制というか、そういうようなことはないのかということと、金額も大きいですし、あと期間も結構長いのですけれども、この間何もチェックする機能がなかったのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） この中山間の交付金につきましては、各地域に集落組織といった地域をまとめる組織をそれぞれ設置をさせていただいております。本来の交付金の申請事務に当たりましては、そうした地域のそれぞれの協議会単位で交付対象となる農地の確認等を行っていただいているということで、それに際しまして事務局である農務課のほうからも確認の書類等を送って、それぞれ確認に当たっていただいていたというところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、送ってありました資料がちょっとなかなか分かりづらい図面と台帳等の、台帳のほうはそれぞれ地番単位で集計されている資料、また図面のほうにつきましてはかなり広い範囲を一つにまとめた対象図の資料というふうにしていたため、なかなか地域のほうでも十分にそこが確認し切れていなかったということと、対象となりました農地の所有者の方につきましては、別の水田の直接支払交付金の事務の中でそれぞれ作物の現地確認といったものを農務課のほうでも行っておりまして、該当の農家の方にしてみますと、そういう定期的な作物の確認といった作業が行われているといったこともございまして、自動的に作物の変更に伴って中山間の対象地にしてもらっているだろうというふうな、そういった認識もあったため、今回それぞれ申請のほうも若干時間を要したというふうな

こととなっております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） いろいろな要素が絡み合っているということなのですが、この件についてはほかにこういう事例がないのか、ほかにこういうことがないのかということと、また再発防止についてはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今回の件を受けまして、それぞれ事務局のほうでも改めてほかの農地と支給のほうの台帳との突き合わせ等の確認もさせていただいたところであります。その段階では、このようなケースが見当たらなかったということとなっております。今後の対応ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ対象となる図面と対象となる地番、そこの突合する資料といったものが大変分かりづらいものがこの間地域のほうにも配付をしていたということで、今回のような事件が起きたものですから、改めましてそれぞれチェックができるような資料のほうを地域もそうですし、それぞれの農地の所有者の農家の方にも配付する形の中で改めてチェック体制のほうを、二重のチェックができるように取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第2号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第12 報告第3号 令和4年度名寄市一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 令和4年度名寄市一般会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、継続費により事業を実施をしましてまいりました栄町55団地改修事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第13 報告第4号 令和4年度名寄市下水道事業会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 令和4年度名寄市下水道事業会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、継続費により事業を実施をしましてまいりました名寄下水終末処理場内排水ポンプ場ナンバーツー雨水ポンプ設備更新工事が完了したことに伴い、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第4号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月5日から9月18

日までの14日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月5日から9月18日までの14日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時28分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 中 畠 孝 幸

署名議員 水 間 健 詞

令和5年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年9月19日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（16名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	2番	富岡達彦	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 説明員

市長	加藤剛士	君
副市長	橋本正道	君
教育長	岸小夜子	君
総務部長	渡辺博史	君
総合政策部長	石橋毅	君
市民部長	廣嶋淳一	君
健康福祉部長	馬場義人	君
経済部長	山田裕治	君
建設水道部長	東聡男	君
教育部長	木村睦	君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸	君
市立大局学長	水間剛	君
こども・高齢者支援室長	松田慎司	君
産業振興室長	田畑次郎	君
上下水道室長	佐藤美香	君
会計室長	鈴木康寛	君
監査委員	岡川進	君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤慈生
書記	石橋恵美
書記	加藤諒
書記	川名桃代

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 富岡達彦議員

15番 東千春議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

中心市街地の活性化に向けて外1件を、東川孝義議員。

○14番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問をさせていただきます。

大項目の1番目、中心市街地の活性化に向けて伺います。小項目の1番目、商店街の現状と今後の見通しについて。地域経済の混迷が続く中、名寄市も日本の地域別将来人口推計では2040年には人口2万人を下回る推計が示され、急速に進行する人口減少、少子高齢化により労働人口の減少、地域の担い手不足、さらには地域経済圏の縮小傾向も顕著になってきております。近年中心市街地の店舗、事業所数は減少の一途をたどっていると思いますが、20年前、10年前、現在の市街地店舗数について伺いをいたします。

また、従業員確保対策並びに後継者不足を含めた今後の市街地店舗数の見通しについても伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、原油価格、物価高騰に対応した支援策の考え方について伺います。今年5月8日から新型コロナウイルス感染症は2類から5類へ移行され、人々の動きも少しずつではあ

りますが、コロナ禍前に戻りつつあります。しかし、長期化するコロナ禍での原油価格・物価高騰の影響は、市民生活や社会経済活動に大きな影響をもたらしております。特に直接的な影響を受けた飲食、観光業は、燃料費や原材料高騰に加えて、コロナ禍に支援を受けた貸付金の返済も始まり、厳しい現状にあります。そこで、原油価格や原材料高騰に対する事業者支援についての考え方について伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、電子地域通貨の取組経過と想定される市内経済への効果について伺います。電子地域通貨の取組については、域内共通商品券や祝金、給付金、自治体ポイントなどの電子地域通貨の対応、デマンド交通などによるキャッシュレス化など効率化、行政DXを推進することができ、域内の経済循環サイクルに期待される事業であると認識をしております。具体的な事業推進に向けて名寄市、名寄商工会議所、風連商工会で取組を進めていると思いますが、市内事業者の参加店舗希望数の状況と電子地域通貨の取組を推進することによる想定される地域内経済の効果の考え方について伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、行政評価結果に基づく具体的な対応について伺いをいたします。小項目の1番目、令和4年度対象事業の評価について伺います。名寄市では、名寄市総合計画（第2次）や名寄市自治体基本条例において行政評価を行政の透明性の確保など、効果的かつ効率的な行政運営を推進するために例年実施をされております。令和4年度の対象事業は、名寄市総合計画（第2次）中期計画事業186事業のうち昨年度C、D評価となった52事業を中心に評価を行っております。52件の対象事業のうち2次評価結果はA評価37事業、B評価4事業、C評価9事業、D評価2事業となっております。この結果をどのように受け止め、さらには名寄市総合計画（第2次）後期計画にどのように反映をされたのか伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、C、D評価事業の対応について。令和4年度の行政評価では、先ほども申し上げましたが、C評価は9事業、D評価は2事業であります。具体的な評価方法は、各事業ともに担当部局での1次評価、ワーキンググループでの2次評価、名寄市総合計画審議会での外部評価、そして行政評価検討会議での2次評価と実施をされております。今回のC、D事業の評価において、担当部局での1次評価から2次評価まではほぼ同じ評価内容で推移をしておりますが、この結果をどのように受け止め、今後どのように進めようとしているのか、考え方についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、開業医誘致制度事業の取組についてであります。名寄市開業医誘致制度は、平成29年度から実施をされており、この制度は市内内科医院が相次いで閉院したことから、地域医療体制の充実、強化を目的に進められている事業であると認識をしております。条例制定後の問合せ状況並びにそれに対する具体的な対応経過についてお伺いをいたします。また、この事業は令和4年度が終了年度であります。コロナ禍での3年間の状況も踏まえて、今後の考え方についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） おはようございます。東川議員からは、大項目で2点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1及び2は総合政策部長から、小項目3は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、中心市街地の活性化に向けて、小項目1、商店数の現状と今後の見通しについてお答えいたします。少子高齢化の進行により、本市においても購買人口の減少による商圈の縮小、また近年のインターネットショッピング等の普及により小売業においては大きな影響を受けている

と認識しています。このような状況下において、市内中心市街地の店舗も減少を続け、20年前の平成15年における商店街連合会加盟店舗数は184店舗あったものが10年後の平成25年には135店舗、さらに10年後となる今年度におきましては103店舗となっております。本市の将来人口推計において今後も人口減少が見込まれる中、昨年度改正した中小企業振興条例に併せて大幅に見直した中小企業支援対策において、中心市街地の活性化のほか、人材育成、確保や後継者不足への対策を新設、拡充したところです。具体的には企業活力強化支援事業及び創業支援事業において事業承継に係る事業及び立地適正化計画における都市機能誘導区域での事業に対して補助限度額の拡充を行っております。また、人材育成、確保や後継者不足に対しては、事業所が負担する従業員の資格取得等を支援する名寄で人づくり事業を拡充したほか、地元企業の採用のための広告費を支援する就職促進事業や高度な専門性を持ち、企業の成長を促進するプロフェッショナル人材の確保を支援する事業、さらには事業承継の計画作成などに係る費用の一部を支援する事業を新設しております。中小企業振興審議会で御議論いただき、地域循環型経済の構築に資するために見直した中小企業振興条例に基づく支援制度を活用いただくことにより、店舗数の維持及び中心市街地への都市機能の誘導に努めているところです。

次に、小項目2、原油価格、物価高騰に対応した支援等の考え方についてお答えいたします。本年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行されて以降、旅行支援が継続されたこともあり、人の移動は徐々に回復し、この夏の観光シーズンはコロナ禍前の水準を超える需要も道内各地で見られたところです。市内経済状況について、本年8月に名寄商工会議所が公表した景気景況調査報告によると、本年第2四半期実績は全業種業況DIで前期比5.2ポイント増加、来期見通しは今期費2.8ポイント減少となり、物価高騰や原油価格

高騰等、原材料価格やエネルギー価格の高騰など依然として不安要素はあるものの、国や北海道を上回る数値となっています。また、同月に北星信用金庫が発行した景況レポートによると、本年上期実績は全業種業況D Iで前期比4.3ポイント増加、来期見通しは今期比12.2ポイント増加となった一方で、全業種人手D Iは来期見通しまで4期連続の減少傾向となり、人手不足が続いていることがうかがえます。新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として本市においていち早く実施したコロナ融資は、信用保証料の全額補助と3年間の利子補給を受けられることから、ゼロゼロ融資と呼ばれ、コロナ禍の厳しい経済状況における資金需要に応える制度として広く市内中小企業に利用いただき、事業継続に寄与したものと認識しております。コロナ融資の償還が本年3月から順次始まっていますが、市内金融機関に確認したところ、金融庁からの事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続するようとの要請に応じ、企業側からの相談に応じて、伴走型支援を実施済みの先が数件あるものの、ほとんどの市内事業者は返済可能と見通している一方で、あらゆる業種で人材不足が根本の課題であり、今最も求められるのは人材確保対策ではないかとの御意見もありました。国では高騰が続く燃料費、電気代、ガス代に対して価格抑制のための支援を年末まで延長することを決定し、北海道においては特別高圧電力を利用する中小企業への支援のほか、人手不足や電気料金等の価格高騰の影響を受ける宿泊事業者の省力化、省エネ化に資する設備導入への支援などを今月12日の道議会第3回定例会初日に提案したところです。本市としては、国や道との支援の役割分析を意識しつつ、限りあるコロナ対応地方創生臨時交付金の最も効果的な対策を見極めながら、様々な事業者ニーズに対応した中小企業振興条例に基づく支援策により市内事業者の事業継続や新規事業者による創業などを後押しするとともに、人材確保に向けた新たな支援策

を検討するなどし、本市経済の活性化に努めてまいります。

次に、小項目3、電子地域通貨の取組経過と想定される市内経済への効果についてお答えします。電子地域通貨については、事業実施主体となります名寄商工会議所が風連商工会と協力し、市とも連携を図りながら事業開始に向けた準備を進めております。現在名寄商工会議所、風連商工会により各会員のうち175事業所への説明が終了し、継続して行われております。また、現在は会員以外への参加の呼びかけを行い、市内に店舗を置くチェーン店やフランチャイズ店舗においても説明及び参加の呼びかけを行っております。電子地域通貨を導入することによりポイント還元や既存商業振興サービスの一体化及びキャッシュレス化、また行政ポイントの導入や公共施設での利用等により消費者サービスの向上と地域振興が図られます。地域循環型経済の構築に資するツールの一つとして導入する電子地域通貨の最も大きな効果は、電子通貨、いわゆる電子マネーが域内で循環することにより地域経済の好循環へとつながることであり、より多くの市民に利用いただくことで、市内での電子マネーによる消費額の増加が期待されます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、初めに大項目2、行政評価結果報告に基づく具体的な対応について、小項目1、令和4年度対象事業の評価についてお答えいたします。

行政評価は、総合計画の実施計画事業について成果や目標の達成度を評価し、必要な改善、見直しを通じて効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性の確保、市民への説明責任の遂行を図るとともに、市職員の意識改革などを目的とし、実施しています。名寄市総合計画（第2次）中期基本計画に掲載している186事業を評価対象とし、計画期間中の4年間で全事業を評

価することとしており、令和4年度の行政評価は令和3年度でC及びD評価となった事業を含め、52事業を評価しました。2次評価の結果については、A評価37事業、B評価4事業、C評価9事業、D評価2事業となりました。C、D評価となった事業の中には交流事業、イベント、市民講座への参加など新型コロナウイルス感染症による影響で達成度が未達となる事業も多く、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた議論がされたところです。具体的な事業の見直しについては、毎年度行われる総合計画掲載事業のローリング作業で協議し、事業を推進する事業費については財源等の検討をしながら予算編成を行っており、PDCAサイクルによる事業の進捗管理を行っています。これらの行政評価の結果に加え、市民アンケートや町内会長と行政との懇談会、各分野における皆様との意見交換を通じ、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズなどを反映し、総合計画審議会において議論いただき、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を策定いたしました。

次に、小項目2、C、D低評価事業の対応についてお答えいたします。行政評価の方法につきましては、担当部局での1次評価、庁内の係長職で構成されるワーキンググループ評価、名寄市総合計画審議会による外部評価を経て、庁議メンバーによる2次評価を実施しています。評価において、多くの事業が1次評価から2次評価まで評価が同じですが、担当課による1次評価が適正に行われており、外部評価、2次評価においても同様の評価になっているものと捉えております。また、市の係長職を中心に構成されるワーキンググループの評価では、部局を横断した議論がされ、厳しい指摘や評価もされております。このワーキンググループ機能の精度を高め、維持することにより職員の意識改革や適正な評価につながると考えております。CまたはD評価の事業については、規模、内容を見直し検討、抜本的な見直しをすることとされており、新型コロナウイルス感染症で

の影響などを鑑み、PDCAサイクルによる事業の見直しや推進を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは、小項目3、開業医誘致制度事業の取組について申し上げます。

名寄市開業医誘致助成事業につきましては、市内で新たに診療所の開設予定者に対し開設費用の一部を助成することにより地域医療体制の充実を図り、市民が安心して適切な医療を受け、健やかに暮らせることを目的に平成29年12月に条例制定されています。御質問の条例制定以降の問合せにつきましては、平成30年度に道外の医療法人から数件問合せがございましたが、誘致には至らず、新型コロナウイルス感染症の流行拡大期には問合せがない期間が続きました。昨年度道内の医療法人からの問合せがあり、事業の内容説明や相談などの対応を引き続き行っているところです。行政評価においては、成果目標である開業医の誘致に至っていないためD評価の事業となっておりますが、1次医療体制の充実はもとより、学校医や産業医、介護認定審査会などの地域に密着した保健、医療、福祉の強化のために継続して取り組んでいかなければならない課題と考えております。今後も事業の周知などの情報発信、名寄市立総合病院や名寄開業医師会をはじめとする関係機関との連携、情報共有に努め、問合せなどには引き続き丁寧な対応に努めていきますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 大項目2点、それぞれ小項目を含めて丁寧な説明、答弁をいただきました。確認を含めて再質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目の中心市街地の活性化ということで、商店数の現状と今後の見通しということでお聞きを

しました。今田畑室長のほうから店舗数の内容について御報告をいただいたのですけれども、商工会議所で提出をされている資料とは大幅に店舗数が違うのですけれども、この辺どういうふうな、今の答弁をいただいた店舗数はどのような内容で報告、説明をいただいたのか、ちょっとこの点について改めてお伺いをしたい。かなり、10年前だと商工会議所出されているのが304件、先ほど室長135件というふうなことでお話を伺ったのですけれども、この報告をいただいた、まず店舗数、どのように調査をされたのか改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今回答弁させていただいた数字につきましては、商工会議所にも確認をさせていただいて、商店街連合会加盟店舗数という数字をお答えさせていただきました。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 実際には連合会に加盟をされていない商店もあるということなので、商工会に加盟をされている商店街ということで理解をさせていただきます。いずれにしても、先ほど20年前、10年前、それと昨年度ということ非常に店舗数が減っているという御答弁をいただいたのかなというふうに思います。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、店舗数の減少、これに加えてやっぱり後継者不足、あるいは担い手不足というのが非常に現実の問題として出ているのかなと。今後やっぱりそういうふうなことを考えると、中心市街地の店舗数、さらに厳しい状況が予測をされるのかなと。いろいろ商工会とも連携をしながら調査をされていると思うのですけれども、昨年度が103件、10年前から比較をすると32店舗減少というふうな実態の報告がありましたけれども、今後商店街の店舗数、どのような状況で推移をするのか、後継者不足だとかいろんな内容があらうかと思っておりますけれども、この辺の見通しもし、現段階で分かる範囲で結構です

ので、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今後の店舗数の見通しということですが、先ほど答弁させていただいた数字でいきますと、20年前から10年前というのがおよそ27%程度の減少、それから10年前から今までが24%と大きな減少しています。これは、将来人口推計の減少よりも大きい率となっているところで、大変厳しい状況だと思えます。今後どうするか、どうなるかを見通すのはなかなか難しいとは思いますが、見直した支援策、昨年度見直した支援策におきましては、例えば企業活力強化支援事業は9件のうち6件が都市機能誘導区域の加算を利用させていただいています。また、創業支援事業では8件のうち4件が都市機能誘導区域の加算を利用させていただいています。また、そのほか事業承継とプロフェッショナル人材確保、それぞれ1件の申請を認定をさせていただいております。また、名寄で人づくり事業につきましては、20件の利用をいただいているところです。こういったところで、やはり先ほども金融機関の御意見もあった中での人手不足ということについては、この人づくり事業を活用していただいていることで、既存の従業員の人材育成にも資するほか、採用した後に御利用いただくことで人材確保にもつながることだと考えております。こうしたことで今後どうなる、見通すのはなかなか難しいことであるのですが、中小企業振興審議会に御議論いただいた見直した支援策を積極的に活用いただくことで店舗数の維持、そして中心市街地の都市機能の誘導を促進できればと考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） なかなか、過去の問題の部分については確かに見えてくる部分、20年前から10年前27%、10年前から昨年まで24%、非常に厳しい状況の中で店舗数が減っていると。今後の見通しはどうかと。人口推計

よりも店舗数の減るほうが大きいというふうな答弁もありました。やはり先ほど来答弁の中にもありましたように、人材確保という部分が非常に店舗数等の企業支援の中では重要なウエートを占めてくるのかなというふうに思います。ただ、一方では原油価格、物価高騰の部分で先ほどお話をさせていただきました。名寄市としては、旅行支援の継続だとか、あるいは信用金庫の調査の内容等では前期に比べると非常にいい状態で推移をしていると。あくまでも前期の比較ですから、コロナ禍との比較なので、一方的にうのみにするわけにはいかないとは思うのですけれども、やはり現実の問題として原油価格、物価高騰、この部分については本当に市民生活や社会経済活動に非常に大きな影響を現在のところ与えているのではないのかなというふうに思っております。貸付金についても先ほど答弁の中では返済可能だというふうなお話もありました。いろんな支援策等があるかとは思いますが、今北海道でやっている、これ国の支援策と同じ形のものだと思うのですけれども、先ほども答弁の中で一部ありました。特別高圧電力利用事業者緊急支援、この申請というのは12月22日まで。それから、LPガス利用者緊急支援事業、これはたしか8月末で申込みが終了したと思いますけれども、この部分について名寄市内での利用状況がもし分かれば、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今御質問ありました北海道の事業の市内の利用者数につきましては、大変申し訳ありません、今数字を持ち合わせておりませんが、こうした国や道の事業の、先ほど私の役割分担と申し上げるところ言い間違えたようですけれども、役割分担を意識して支援してまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 後半ちょっと理解できなかったのですけれども、それぞれ役割分担を

して取り組むという部分は理解はできます。名寄市での取組の部分で、地方創生臨時交付金を活用した中で進めていくというふうな御答弁が先ほどありました。具体的な部分というのは恐らくまだこの中で提示がされていないというふうに思うのですけれども、先ほど若干御答弁にもありました中小企業を支援をする施策、今名寄市で13項目それぞれ設定をされて、先ほども説明が一部ございました。改めて13項目の中の3点についてももう少し詳細にちょっと御説明をいただきたいというふうに。これは、やはり中心市街地の活性化の中では非常に大きなウエートを占めるのかなというふうに思います。

それで1点目がお店のリニューアルや設備増資ということで企業活力強化支援事業、これの内容、それからもう一点は創業支援事業、あなたの企業を応援します、それからもう一点、街なかにぎわい創出事業、地域を盛り上げるイベント応援をしますというふうな13項目の中の3項目について改めて今の申請の状況、あるいはそれを認定した内容についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今見直した支援策の3点についての申請の、まず事業内容もお伝えしたほうがよろしいですか。事業内容につきましては、まず企業活力強化支援事業といたしますのは、地元企業に依頼をし、オフィスや店舗などの新築や改修、設備、IT機器の導入を行い、魅力ある店舗、店づくりを進める事業者に対し費用の一部を補助するもので、これにはまずは対象者が中小企業者等となっております、50万円以上の事業が対象となり、補助率が30%、限度額は100万円となっておりますが、加算がございまして、居住誘導区域の場合50万円の上限の加算、さらに都市機能誘導区域ですと50万円、つまり元の100万円からは100万円の増額という上限額の加算がついてございます。そして、創業支

援事業につきましては、内容的には今の企業活力強化支援事業と同等であります。新たに創業される方、そして創業の奨励ということで、追加で30万円の奨励金も支援をすることでございます。また、街なかにぎわい創出事業につきましては、市内の活力創出ということでイベントを開催して、市内を盛り上げるために地域経済の活性化に貢献するイベントや調査研究活動に対する費用の一部を補助するというので、こちらにつきましては対象者が商店街振興組合ですとか任意の商店街組合あるいは個人、団体グループとなっております。補助率を見直した上で50%まで引き上げました。限度額は50万円でございますが、立地適正化計画における都市機能誘導区域で実施する場合、要は中心市街地のほうでやる場合には限度額を50万円増額するというものでございます。これまでの利用実績でございますが、企業活力強化支援事業で申しますと、令和4年度、昨年度については6件の利用があり、創業支援事業ではこれも5件利用いただいております。また、街なかにぎわい事業につきましては6件の利用をいただいているところでございまして、今年度については現在のところ企業活力強化は3件、創業支援では3件、街なかにぎわいにつきましては4件の申請をいただいているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれの支援事業の詳細を御説明をいただきました。企業活力強化支援事業、昨年度が6件、今年度が3件、創業支援が昨年度5件、今年度3件、街なかにぎわい創出事業、昨年度6件、今年4件と。この中で、先ほど支援事業の内容についても御説明がありました。立地適正化計画、要するに都市機能誘導区域、具体的にこの対象になった件数はこのうち何件ありますか。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 企業活力強化支援事業で申しますと、令和4年度の6件のうち居

住誘導区域の加算が1件、都市機能誘導区域の加算につきましては5件となっております。また、今年度につきましては、今のところ1件が都市機能誘導区域の加算を受けているところです。創業支援事業につきましては、5件のうち1件が居住誘導区域、3件が都市機能誘導区域、今年度につきましては居住誘導区域が1件、都市機能誘導区域が1件となっております。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） なぜこれお聞きをしたかというのは、今の公共施設等再配置計画、いろんな形で進められていますけれども、やはり立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域、あるいは居住誘導区域、この辺のことも含めてこの制度がうまく活用されているのかなど。今お聞きをすると、やはり都市機能誘導区域、中心市街地の中の部分というのは有効的に活用がされているのかなというふうに思って、理解をさせていただきません。

これちょっと最後に全体的なものも含めてお聞きしたい部分もあるのですけれども、次に電子地域通貨の取組と市内経済の効果ということで御答弁をいただきました。内容については、キャッシュレス化など効率化、行政のポイントで、実施主体が今の名寄商工会議所と風連商工会ということで、実際に参加希望店舗というふうな形、何かこれをまだいろいろ何かお話を聞くと数を公表できない部分もあるみたいで、ただ、今説明をされた事業所が175あるというふうなことで御説明をいただきました。今回定例会冒頭に加藤市長の行政報告、商工業の振興で電子地域通貨については、地域経済の活性化並びに域内経済循環化を目指して、実施主体となる先ほど言った商工会議所、商工会とも連携をして進めていると、その答弁の内容もいただきました。当然参加店舗というよりも今説明終わったところが175件ということでの御報告もありましたが、9月14日、たしか新聞の報

道で電子地域通貨の名称、これも名寄のヨロとカードを合わせてヨロカというふうになったという報道も掲載がされておりました。9月号の広報でも名寄電子通貨の導入に向けて準備を進めていると記事も掲載をされております。ただ、正直言って、議員の皆さんは一回電子通貨について説明の機会をいただいたのですけれども、なかなか市民の皆さんがあの広報を読んだだけではどういふふうな使い方ができるのかというのは非常に難しいのかなというふうに思うので、今後、取組自体は理解をいたしますけれども、電子通貨の導入を推し進めていく上で市民に対してどういふふうな周知、あるいは広報を行っていくのか、この点について改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 電子地域通貨につきましても、周知が大事であるということは私どもも認識しております。周知につきましても、今後も発行事業者であります名寄商工会議所を中心として進めていきまして、私ども市としてもホームページですとか広報、公式ラインなどを活用して周知には協力してまいりたいと考えております。10月上旬には、加盟店舗説明会で端末操作方法などを説明するという予定と聞いておりますし、加盟店についても随時募集をしているというふうに聞いています。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 答弁は分かりましたけれども、なかなかもっと市民に、これから本当に末端の市民の方にまで利用していただくというふうな形になると、もう一步踏み込んだ丁寧な説明、やっぱりそういうのが必要ではないのかな。ホームページだとかというのは、それは十分理解をします。広報も理解をします。でも、恐らく担当されている方は分かると思うのですけれども、なかなか利用する方にやっぱりポイントだけでもしっかりと説明の機会というのが必要ではな

いのかなというふうに。例えば9月の広報でAI活用型デマンドバスの運用も出ていました。これも最初は現金も使えます、カードも使えます。ただし、この説明の後段には地域通貨導入後では現金での支払いは受け付けず、地域通貨のみでの支払いというふうな表現になっております。ですから、AIデマンドバスも地域通貨を使うという形に。実際に事業としてすばらしい事業をやる、でも使い方が分からない。では、カードなければバスも利用できないのと。では、カードってどうやって作るの、やっぱり本当基本の部分から、ですから掲載をしていただくというのは分かるのですけれども、もう少し踏み込んだ市民への説明の機会というのは必要だと思う。改めてこれについてお伺いをいたします。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 電子地域通貨含めて大変重要な御指摘をいただいたと思っております。まだ具体的なところまでの落とし込みがちょっと時間との闘いになっているというのはこれはそのとおりなのでありますけれども、市民の皆さんがどういふふうな使い方をするのかというのは本当にこれ丁寧に説明しなければならぬ非常に重要な問題だと思っております。今の議論の中では、電子地域通貨、経済の循環というところでのお話ありましたけれども、前回の議会の中でも提案させていただきました、例えば観光に使うだとか含めて、これを使いながら行政としてのいろんな施策も展開できるもの、そのツールの一つだと思っておりますので、今御指摘のありましたAIデマンド型の乗合バスにも使えるというのはまさにその一つでありますし、先行事例の中では例えばボランティアにポイントとして使うですとか、あるいは違うまちですと間伐材を持って行ってポイントに換えて、山の保全に使うだとか、様々なツールとしての使い方があると思います。それは我々行政の中でまた丁寧に説明しなければならぬのですが、改めてその具体的な使い方、本当に力

ードはどこに行ったら取得できる、あるいはアプリはどうやったら入れることができるのか、そこにチャージするにはどうしたらいいのか、様々な手法、進め方、使い方についての丁寧な説明が必ずこれ必要になりますので、9月の中で、今会議所さんのほうでぎりぎりで行っているというふうにお話聞いておりますので、できるだけ早い段階でそこは明らかにさせていただいて、一生懸命汗をかきながらお互い役割の分担を図りながら、これは早急に進めていかなければならない問題だと思っていますので、改めて指示させていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ありがとうございます。本当に実際に、今副市長もお話あったように、これってアプリってどこから取れるのかとか、名寄市のホームページというか、ラインでこれ取れるのかというお話も聞きます。できればそういう基本的な部分も含めて、改めて今お話しいただいたように市民に分かりやすい周知方法、お願いをしたいというふうに思います。

中心市街地の活性化ということで何点か、今の地域通貨導入についても域内の経済の好循環というふうなことでやり取りもさせていただきました。やはり中心市街地の活性化という部分については、店舗数等のお話もさせていただきました。非常に激減をしていると。あるいは、一方では物価高騰に関して厳しい状況にあるのかなというところも認識をしたところです。

ちょっと改めて、今御答弁もいただきましたけれども、中心市街地の活性化という部分で橋本副市長にお聞きをしたいというふうに思います。今名寄市公共施設等再配置計画の中で具体的ないろんな検討が進められているというふうに思っております。私が第2回の定例会のときに中心市街地の部分について質問させていただいたときに西2南7のビルの老朽化の対応も含めて都市機能を誘導する拠点施設が求められるというふうな御答弁

を副市長からいただきました。やはり先般答弁をいただいた内容も含めてなのですけれども、中心市街地の活性化ということに関してはやっぱり一定のロードマップ、これが必要でないのかな。このロードマップがあることによって何年後にはこういう夢が描ける、何年後にはこういう夢が、ではそこに進出をしていこう、あるいは世代が変わってもつないでいけるねというふうなものが見えてくるのではないのかなというふうに思いますので、やはり夢と希望のある将来を見据えた中心市街地の活性化が図られるのかなというふうに思いますので、この中心市街地のロードマップの考え方について改めて副市長にお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 中心市街地の公共施設の再配置のロードマップということのお尋ねであります。ちょっと振り返ってみますと、この都市機能誘導区域の中に公共施設を再配置する、立地適正化計画の中でも記載してあるのですが、なぜかいつも人がいるというサードプレイスをつくるということも一つ挙げられております。そのサードプレイスを基にその拠点で人が交流することで新たなビジネスアイデアも生まれ、そういった形で様々な経済的なものの活性化も図ることが一つありますので、やはりここは公共施設のみならず、様々な施設をここに配置していくことでいろんな交流が生まれて、経済の活性化につながると。先ほどの電子地域通貨のところも若干絡むのですが、その中でこれから求められる、端的に言いますとキャッシュレスです。デジタルを使ったキャッシュレスが必ず出てくるので、様々な施策がここに集中して、中心部が形づくられていく、そんなような構想ということで押さえておきたいと思います。ロードマップについてですけれども、公共施設の再配置の中で複合施設としての図書館、これをどうするかということについては今年度末までには場所も含めて決めましょ

ということになっております。なので、これを軸にロードマップというのは展開できるのではないかと。図書館はいついつぐらいまで、様々な公共施設の配置としてほかのものはいついつまで、そういうようなロードマップは今年度末ぐらいまでには何とかつくることは可能だと思うのですが、まだ変動要因というものもやはり頭の中には入れておかなければならないと思います。当然前にもお話ししましたがけれども、名寄市の中心部の土地については市有地が非常に少ないというような状況もありますので、様々な条件を加味しながら基本となるロードマップ、それから柔軟性を持って対応できるのはどうしたらいいかということもまた傍流としてつくっておくというのは必要ではないかなと思っております。いずれにしろ、年度末に向けてローリングも終わりましたので、このロードマップ作成の作業については進めてまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 中心市街地の活性化ということで、公共施設の再配置等含めて、図書館の関係は今年度末までに複合施設というふうなことでの方向性が見いだせる。今お願いをしたロードマップについても御答弁をいただきました。今副市長のお話にもありましたように、ロードマップというのは一度つくってもそのとおりではなくて、御答弁もありましたように、やはりそのとき、そのときの状況に応じて、見直していくというのも当然行われると思います。ただ、一定の方向性がそこに示されるということによって、先ほど来お話をさせていただいているとおり、やっぱり中心市街地のいろんな店舗を含めた、あるいはほかのところから入ってくるにしても、ここに何年後にはこういうふうな夢が描かれるのだ。そこには、先ほど言った、やっぱり人が集まる。拠点となるのは、先ほどお話しもありましたように、やっぱり公共施設等がそこにあるということも大きな引き金になると思いますので、その辺につい

ては、今図書館については明確な御答弁をいただきましたけれども、さらに次につなげる形のを再度またお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、時間もなくなります、行政評価の結果に基づく対応ということで、御答弁をいただきました。C、Dの事業の内容、1次評価の部分では市職員の意識改革というふうな部分も含めて毎年実施をされていると。やはり昨年度は、御説明にもありましたように、コロナ禍の中で特に交流事業だとかいろんなものできなかったという部分については理解をいたします。その中で1点お伺いをしたいのは、C評価事業の主要施策、市民主体のまちづくりの推進、この事業の取組についてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。前回の行政評価の改善点として、今後関係機関、団体との協議が必要であり、協議の場を設定していくとあります。事務事業の点検項目の妥当性から有効性、効率性、達成度の全てがC評価になっております。このC評価になっている状況の中で、改善点も含めて令和5年度の施策の中でどのように反映をされていくのか、この内容についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） こちらは、取組としては地域コミュニティの在り方といった部分で、持続可能な組織運営をどう構築していくかといったところが主な論点になっているかなというふうに思います。地域連絡協議会等、主に学校区を中心に周辺の町内会の皆さん方が少子化も含めていろいろな事業遂行が単独では難しくなっているという現状を踏まえて、連携しながらという組織、それから学校を中心とした学校運営協働本部などのいろいろな、若干目的は違うのですが、集まる組織がなかなか似ているところがあつたりとか、そういったところをどう整理をしていくかといったところは今年も含めて既に連携、横軸の中でしっかり議論を今進めていると

ころです。今後そういったところが実際に活動されている地域の皆様方といろいろな議論を深めながら次のステップに行ける組織づくりにつなげていきたいということで、C評価の次の展開をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今石橋部長のほうから御答弁をいただきました、外部評価の中の御意見を見させていただくと、今ありました学校区の問題、地域連絡協議会、あるいはコミュニティ・スクール、安全安心会議、非常にこういう事業で役員が重複をしていると。それがあある面では町内会役員の負担にもなっているのではないだろうか。一つの組織、一定程度、今部長もお話あったように、今あるもの、当然いいところは生かしていかなければならないのかもしれないのですけれども、それがああることによってそこの役員になったらこども行かなければならない、これも行かなければならない、そういうものもやっぱり組織の再編といますか、そういうものも一方では必要なのかなというふうに思っておりますので、この辺についても改めて今お話しいただいたように検討を進めていっていただきたいというふうに思います。残りも少なくなつて、開業融資制度の取組ということで、先ほど開設後、29年、30年に道外から数件の問合せがあったと。コロナ禍の中は停滞をしていたということだったと思います。昨年度道内から問合せがあり、対応されているというふうな御答弁をいただいたと思うのですけれども、これは継続して今もやり取りをされているのかというのを、時間がないので、1点。

それと、もう一点、この事業、たしか令和4年度で事業が終了の予定だと思っておりますけれども、今後の見通しについて、改めてその2点お伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま御質問いただきました継続して対応しているかというこ

とにつきましては、現在やり取り含めて名寄市の状況の御紹介、あと問合せ等について丁寧な対応を現在引き続き続けさせていただいているところでございます。また、現在条例化させていただいておりますので、今後につきましても今のところ私どもといたしましては引き続き継続して実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 昨年度から道内から問合せがあつて、継続して対応されていると。非常にありがたいこと、ぜひ誘致を進めていただきたいというふうに思います。

最後、要望なのですけれども、開業医誘致制度、この制度事業そのものが発足したときには市内の内科医院、これが2件が相次いで閉院をしたということで、今たしか募集というか、内容については誘致制度そのものというのがどうも内科医というふうな部分にある程度限定をされている部分もあるのかなと。今後の動向にもよりますけれども、今道内から問合せのあるところが具体的なところもちよつと不明な部分ですけれども、この辺も状況を見ながら、本当に限定をした取組で今後進めていっていいのかなのか、その辺も含めて継続した取組をして、さらには誘致を進めていただきたいということをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

集中豪雨による被害状況と避難住民の受入れ態勢等について外1件を、谷聡議員。

○5番（谷 聡議員） 議長よりお許しがありましたので、通告順に従い、大項目2点につきまして質問させていただきます。

大項目の1点目でございます。集中豪雨による被害状況と避難住民の受入れ態勢等について、小項目の1番、市内の被害状況について。9月は防災月間でありまして、関東大震災から100年、

それから胆振東部地震から丸5年という年でもございます。名寄市におきましても、先月8月3日から6日にかけてまして平年1か月の降水量を超える雨が降ったということでもございました。被害に遭われた方には、心よりお見舞いを申し上げます。幸いなことに人的被害が発生したということはないようでもございますけれども、農地等が冠水した状況、あるいはその他の被害の状況について、市が把握されている状況についてお伺いをいたします。

小項目2番目、洪水警報発令時の市職員の出動体制について。5日深夜から6日早朝にかけてまして洪水警報が発令されたということでもございまして、隣接する幌加内町ですとか士別市の一部では避難指示が出されたということも聞いております。このとき名寄市役所におきまして、警報発令時ですとか災害発生時における職員の非常参集については規定があると思いますけれども、その規定の内容と当日の参集状況についてお示しをいただきたいと思っております。

小項目3番目、深夜、早朝に避難が必要となった場合の周知方法について。当日インターネットサイトを閲覧しておりますと、名寄市には警戒レベル3相当という表示がされておりました。レベル3といいますと、避難に時間を要する人、高齢者等とその支援者は避難をしましょう、その他の人は避難の準備を整えましょうということであるとの説明がございました。また、レベル3相当というのは地元の自治体が警戒レベル3、高齢者避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当しますということが明記されておりました。当時私も市のホームページとか公式のラインを見ておりましたけれども、警報ですとか避難指示、あるいは避難準備ということには触れられていなかったと思っております。実際に高齢者等に対して避難を呼びかけた事実があったか否か、そしてその後水位がさらに上昇して、全員避難が必要となった

ような場合はどのような方法、手段で避難の呼びかけを行う予定であったのかをお示しいただきたいと思っております。

また、気象庁だと思っておりますけれども、ここが発表している警戒レベルと自治体が判断する警戒レベルはどういう判断基準の違いがあるのか、また市民はこれらの情報をどう考えたらよいのかについてもお伺いをいたします。

小項目の4番目です。各排水機場の稼働に向けた準備状況等について。国または道管理河川には排水機場が整備されて、地元と運用についての協定が結ばれていることが多いと思っております。洪水警報が発令された名寄川に排水機場があるとしたら、実際にどのような協定を結び、誰が稼働することになっていたか。また、排水ポンプ等の稼働準備は適切に行われていたのかお伺いをいたします。

小項目の5番目です。各緊急避難所における水や食料の備蓄状況について。市内各地に緊急避難場所が定められておりますけれども、水や食料などは各避難場所にある程度備蓄がされているものなのか、または集中的に物資を保管していて、災害時に各箇所へ運搬することを想定されているのか。もし災害時に各箇所に運搬ということでありましたら、洪水あるいは地震発生時、道路が使えない状況の場合どう運搬されるのか、また電気水道等が使えない場合を想定した物資を準備をされているかについてお伺いをいたします。

それから、大項目の2番でございまして。新担い手3法、品確法と建設業法、入契法の一体的改正の取組状況についてでございます。これ若干品確法ですとか入契法についてはなじみがない方もいらっしゃると思っておりますので、ちょっとどういうものかというのを簡単に私のほうから説明いたしますけれども、品確法というのは正式名称が公共工事の品質確保の促進に関する法律でございます。目的としては、公共工事の品質確保に関する国、地方公共団体、受注者等の責務、それから品質確保のための基本理念、基本方針を明記し、受注者

の技術的能力の審査等を義務づけることにより品質確保促進を図ることを目的とした法律でございます。この概要としましては、談合ですとか低価格入札などの問題が発生している中で、談合には技術力の劣る工事会社が選定される可能性があることから、ダンピングは契約することが第一目的であるため、手抜き工事の可能性が高くなると。それは、公共工事の品質を脅かす問題でありますけれども、現在の価格競争、当時の価格競争を原則とした入札では限界があるというのが法律の制定の背景でございます。それから、もう一つ、入契法です。入契法というのは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律でございます。公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るということを目的に制定されたものでございます。戻ります。

小項目の1番、新担い手3法の発注者の責務に対する取組状況について。平成26年にこの品確法と建設業法、入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することですとか、ダンピング対策を徹底することなど建設業の担い手の中長期的な育成、確保のための基本理念や具体的な措置を規定したものが担い手3法でございます。令和元年にその後の新たな課題に対応するためさらに充実した内容で実施されたのが新担い手3法でございます。新担い手3法で発注者の責務とされている緊急性に応じた随意契約、指名競争入札等の適正な選択、災害協定の締結、労災補償や必要な費用の予定価格への反映や見積り徴収の活用の各項目における取組状況、改善状況についてお伺いをいたします。とりわけ予定価格の積算において、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為、いわゆる

歩切りが根絶されているかについてお伺いをいたします。

小項目2番目でございます。総合評価落札方式の導入について。平成22年3月に名寄市建設工事総合評価落札方式試行要綱が定められてから10年以上が経過しているという状況でございます。これまでに総合評価により行われた入札があるかどうか、ないとしたらいかなる理由によるものかをお伺いをいたします。

それから、小項目3番目、電子入札の導入について。名寄市はデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を策定しておられますけれども、電子入札は取り入れていないというふうに聞いております。その理由についてお伺いをいたします。デジタルトランスフォーメーションというのは、私も今回、あんまりなじみのない言葉ではあったのですが、ちょっとこの説明、市のホームページからの抜粋でございます。名寄市はデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を策定しました。新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする様々な社会情勢の変化や国民のライフスタイルの多様化など社会課題が複雑化している中、限られた資源で満足いく市民サービスを提供することは喫緊の課題です。そのような背景の下、近年デジタルによる変革、言わばデジタルトランスフォーメーションの推進が社会全体で求められるようになりました。本市においても同様、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを提供し、デジタル化の恩恵が行き届くよう本市が目指すべき姿や今後実施するデジタル化政策の基本的指針として方向性を示すために名寄市デジタル・トランスフォーメーション推進計画を作成しましたというのがございます。そんな中、電子入札ということに関してメリットがどういうものがあるかということを若干触れたいと思います。これは事務の効率化、これは各種書類が電子化されることによりまして入力の手間ですとか入力ミスがなくなり、書類作

成事務の効率化が図られ、また入札会場や駐車場の確保も必要なくなるということがございます。2番目に、競争性、透明性の向上、入札の過程ですとか結果が公表されまして、透明性が向上しますということです。3番目として、応札者の費用低減、市役所に出向く必要がなくなると。待ち時間、移動経費が減少する、これは低炭素にも結びつくということでございます。4番目として、入札参加機会の拡大、地理的条件や時間的な制約が解消されるということでございまして、これ発注者と応札者双方に大きなメリットがあるというふうに考えております。国土交通省におきましては、平成13年から施行、平成15年から全面实施をしているというシステムでございます。それから、ちょっと付け加えさせていただきますけれども、私自身も在職中に紙入札の時代も経験しております。それから、電子入札も経験したことがございます。大変いいものだと思います。

それから、小項目4番目です。第三者による入札監視について。一般競争では参加要件が適正か、それから指名競争入札では指名が公平に行われているかなど、入札全般を不正防止等の観点から外部委員によりチェックしてもらって監視委員会を設けるべきと考えておりますけれども、市の考えをお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 谷議員からは、大項目で2点の御質問をいただきました。大項目1の小項目4は建設水道部長から、それ以外の項目は私からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、集中豪雨による被害状況と避難住民の受入れ態勢等について、小項目1、市内の被害状況についてお答えいたします。市で把握している被害状況についてですが、農業関係では農作物の被害として農地の冠水、水没、流出、

倒伏、土砂流入などを含めて49戸で発生しており、被害面積は7,898アール、主な作物は水稲、カボチャ、大豆、スイートコーン、バレイショなどとなっております。また、農業用施設では、用水路や管理道路の破損など7件の被害が発生しております。

次に、道路や河川などの被害状況ですが、道路関係では路肩崩れや砂利流出、排水の詰まりなどで17件、河川では河岸崩れが6件発生しています。そのほか、ピヤシリシャンツェのランディンググバーンが一部破損しております。

市で把握している被害状況につきましては以上となります。

続きまして、小項目2、洪水警報発令時の市職員の出動体制についてお答えいたします。職員の参集につきましては、市の防災計画で本部の配備体制として第1非常配備から第4非常配備までの4段階の体制を取ることとしています。第1非常配備では、警報の発表が見込まれるとき、または発表されたときなどに事務局である防災担当職員のほか、必要とする各部課長等が参集することとしております。第2非常配備では、警報が発表され、さらに悪化が見込まれるときなどに第1非常配備の参集職員のほか、職員のおおむね3分の1が参集します。第3非常配備では、局地的な災害の発生が見込まれるときなどに職員のおおむね2分の1が参集します。第4非常配備では、広域にわたる災害の発生が予想される場合や被害が特に甚大であると想定される場合において、全職員が任務に就くこととなっております。今回の大雨については、第1非常配備の災害警戒体制として対応をいたしました。当日の参集状況について、警報が発表された8月5日の朝から時系列でお示しすると、防災担当と道路、河川管理担当において早朝から強い雨が降っていたため、9時に注意が必要な河川の巡視や情報収集を行い、情報を共有しております。10時に雨の状況や河川の水位などを勘案し、関係職員を参集し、河川巡視の体

制を整えました。そのほか、事務局や現場対応に要する職員を11時から参集しました。10時51分に大雨警報浸水害が発令されましたが、気象台からの情報や河川の状況等を踏まえて、現場対応職員については15時に解散しました。16時13分に警報が解除されたため、事務局の一部は一旦解散しております。ただし、道路、河川管理部局については継続して巡視等を行いました。22時28分に洪水警報が発表されたため、改めて事務局を参集しました。翌6日の10時には、再度現場対応職員を参集しました。12時には、気象台からの情報や河川の状況などを踏まえて、現場対応職員については解散しております。15時14分の警報解除を受けて、事務局は一旦自宅待機とし、道路、河川の担当部局については20時に解散しました。

8月5日から6日にかけての参集状況については以上でございます。

次に、小項目3、深夜、早朝に避難が必要となった場合の周知方法についてお答えいたします。インターネットで警戒レベル3が発令されましたが、これは気象庁で発表している防災情報の一つ、危険の分布という情報や国土交通省で発表している河川の水位情報などを基に民間業者が防災情報として情報発信しているものです。この情報は、警戒レベル3相当や警戒レベル4相当といった今後の気象の見込みや河川の水位見込みには関係なく、その警戒レベルに達した場合に発信されるものです。一方、市では現状に加え、今後の気象状況や河川の水位状況の見込みなどを勘案して、避難情報を発令することとしていますので、今回の事案につきましては避難情報の発令はしていません。

次に、警戒レベル4の避難指示を発令する場合の情報伝達手段についてですが、現在市の情報伝達手段につきましては携帯電話やスマートフォンへの緊急速報メールやテレビのデータ放送などで伝達のほか、登録制の情報伝達システム、FMラ

ジオ、市ホームページやライン、広報車など様々な手法がありますので、これらを最大限活用しながら情報伝達に努めてまいります。なお、実際に避難行動を呼びかける際には、該当する町内会長などに事前連絡することとしており、避難に時間を要する方などへの支援についてもお願いすることとしております。

次に、小項目5、各緊急避難場所における水や食料の備蓄状況についてお答えいたします。現状において、災害時等の飲料水や備蓄食料については各避難場所ではなく、風連庁舎と防災倉庫に保管しており、災害時に保管場所から各避難場所へ物資を輸送することとしております。道路が使えない場合の運搬についてですが、本市で最もリスクの高い水害の場合は、関係機関との連携により降雨や浸水想定など事前に一定程度予測できますので、浸水する前に対応することが可能と考えております。一方、地震の場合は基本的に予測できませんので、道路が寸断された場合は道路を迂回するなど物資の輸送に遅れが生じることも想定されますが、実際の道路などの状況に応じて対応していきたいと考えておりますので、御理解願います。また、災害の状況によっては市民の皆さんも避難が難しい状況になることも考えられますので、御家庭での非常持ち出し品や日常の生活用品などを備蓄していただきたいと考えておりますし、防災セミナーや出前講座などを活用しながら、御家庭での備蓄の必要性について周知に努めているところです。電気や水道などが使えない場合を想定した備蓄品につきましては、可搬型の発電機を備蓄しておりますので、避難場所などに持ち運んで使用することが可能となっております。また、御家庭で水が出ない場合などについては、給水車や給水袋などを整備しておりますので、対応できるものと考えております。

続きまして、大項目2、新担い手3法、品確法と建設業法、入契法の一体的改正の取組状況等について、初めに小項目1、新担い手3法の発注者

の責務に対する取組状況について申し上げます。新担い手3法につきましては、建設業界の高齢化や人手不足などの様々な課題を解消することを目的として一体的に改正された品確法と建設業法、入契法であります。災害時の緊急対応強化や持続可能な事業環境の確保の観点から発注者の責務が定められているところであります。まず、災害時の緊急対応につきましては、手続の透明性や公平性の確保に留意した上で、その緊急性に依拠して市民の生命、財産を守るため地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を選択する場合や緊急性と競争性の両方を担保し、かつ一般競争入札より短期間に発注が可能な指名競争入札を選択するなど適切な契約方法によって公共工事を発注するよう努めております。

次に、災害協定につきましては、風連及び名寄の両建設業協会と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結させていただいております。本協定は地震、風水害などの大規模な災害が市内に発生した場合における応急対策業務の支援内容について定めております。また、名寄市建設工事請負業者格付基準におきまして、地域貢献活動などのほか、市と災害協定を締結している場合も点数を付与しているところであります。

次に、労災補償などの予定価格への反映や見積り徴収の活用につきましては、予定価格は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等から構成されますが、工事現場を管理するための費用である現場管理費の中に労災保険料を計上しております。さらに、市場取引価格等を反映した北海道単価及び見積りを採用するなど、適正な予定価格となるよう努めているところであります。なお、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りなどの不適切な積算は行っておりません。今後におきましても公共工事の品質確保の観点から適正な予定価格の積算に努めてまいります。

次に、小項目2、総合評価落札方式の導入についてお答えします。本市では、入札価格と技術提案を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式について平成22年に試行要綱を設けており、対象とする工事は価格のほかに施工計画や同種工事の経験、工事成績、地域特性、地域貢献等を総合的に評価することが妥当と認められる工事から選定することとしております。しかしながら、本市では小規模な工事に適さないことや発注に時間を要することなどを理由として、現在において総合評価落札方式を採用した実績はありません。これは、発注者側としては実施工事の選定方法や審査基準の明確化、人材確保などが課題となっており、受注者側としても提出する書類が多いなどの負担感が生じると考えられることから、実施していないものでございます。なお、総合評価落札方式は採用した実績はありませんが、地域貢献活動については、名寄市建設工事請負業者格付基準における社会要素の一つとして点数を付与しておりますし、市内業者につきましては名寄市公契約に関する指針により契約の適正な履行が確保できる範囲において優先的に発注するよう努めております。先ほど申し上げたとおり、総合評価落札方式の実施には様々な課題はありますが、発注者にとっては公共工事の品質を向上させつつコストの縮減につながることで、受注者にとっては企業規模に関係なく落札のチャンスがあること、地域にとっては工事による住環境の悪化や不便が少なくなることなど、それぞれにメリットのある手法でもありますので、当該方式の研究を進めるとともに、同規模自治体の導入事例などについて情報収集していきたいと考えております。

次に、小項目3、電子入札の導入についてお答えします。電子入札制度は、インターネットを利用して入札を行う手法で、入札に参加する業者が来庁する手間がなくなることや入札参加者が一堂に集まる必要がなくなることによる不正防止が期待できるほか、事務の効率化や省力化が図られる

など発注者としてのメリットもある制度でございますが、現在のところ本市では電子入札を導入しておりません。電子入札の導入に当たっては、システム導入に係る経費のほかシステム使用料、保守料等、経常的な財源を新たに確保しなければならないことや電子入札に参加する業者においてもICカードリーダー機器のほか電子入札に対応するための設備や環境の整備などの課題もあると認識しております。現状においてすぐに電子入札を導入することは難しいところですが、コロナ禍における市外業者の郵送入札の状況や加速化するデジタル化推進の中、将来的には導入が不可欠となっていくものと考えられますので、コスト面と導入メリットの比較や既に導入している自治体の状況などについて調査研究を進めていきたいと考えております。

次に、小項目4、第三者による入札監視についてお答えします。本市の公共工事の発注については、入札方法や入札参加資格要件を入札等審議委員会において審議を行った上で決定しております。競争性や公平性を確保するため、工事の性格等に応じ適切な入札方法となるよう慎重に審議をしているところであります。入札等審議委員会は副市長を委員長とし、委員は部長職などで構成された内部組織ではありますが、工事ごとに一般競争入札とするか、指名競争入札とするか、金額や性格等に応じて審議するよう努めております。さらに、一般競争入札の入札参加資格要件や指名競争入札の指名基準などに関しても、厳正に決定してきているところであります。御提言のあった外部委員による監視機関については、本市では専門的知識を有する人材の確保などが課題で設置しておりませんが、今後も国からの指針などを注視しながら、競争性や公平性を保持した入札方法となるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは、大項

目1、集中豪雨による被害状況と避難住民の受入れ態勢について、小項目4、各排水機場の稼働に向けた準備状況についてお答えいたします。

市内には排水機場が4か所あり、今回の大雨では市内4か所全ての排水機場が稼働しました。そのうち名寄川については、東6条北4丁目の堤内に国の施設である旭東救急内水排水場が配備されておりますが、8月3日から大雨において6日の早朝に名寄川の水位が内水位を超え、堤内排水への逆流が始まったことから、運転を開始いたしました。旭東救急内水排水場については、設置者である国との間で管理運営委託協定を締結しており、その協定及び施設管理運営要領には真勲別水位観測所において指定水位に達し、気象状況等から今後水位上昇が予想される時点で待機、指定水位を超えた時点で招集、今後警戒水位を超え、さらに水位上昇が予想される時点で運転と定められています。運転については、内水よりも外水位が高くなった時点で樋門を閉め、外水位が低くなった時点で樋門を全開すること、内水位96.2メートル以上でポンプを起動し、内水位95.9メートル以下で停止することとなっています。また、施設点検の時期や回数、整備内容のほか点検結果、運転実績を名寄河川事務所に報告することも定められています。排水機場の点検作業及び運転操作については、市内業者に再委託しており、市との委託契約に基づき、本市の担当部署や名寄河川事務所と情報共有を行い、連携を取りながら名寄川の水位に応じて適切に待機から運転までの対応ができたものと考えており、他の排水機場についても同様の対応となっています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 2つの大項目につきまして細部にわたる大変御丁寧な答弁いただきました。時間の許す限り再質問させていただきます。

まず、大項目1番目の小項目の1、市内の被害状況についてでございますけれども、農作物等い

ろいろ49戸、それから7,898アールという、そのほかどんな作物が被害を受けたかの御答弁ございましたけれども、この被害金額については取りまとめておられますでしょうか。おられましたら、伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 農業被害につきましては先ほどお答えをさせていただいたとおりでございます。被害額につきましては今後の収穫の状況によって一定回復が見込めるものもございましたので、額の算定について行っておりません。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私のほうからは道路、河川の関係についてなのですけれども、先ほど箇所数申し上げた次第なのですけれども、現在のところ、概算ではあるのですけれども、被害額、公共施設につきましては6,000万円程度になるものではないかなというふうに想定をしているところでございます。今回のこの河川や道路の復旧につきましては、現在も作業を進めているところなのですけれども、復旧の被害額が大変多いものですから、本定例会の最終日には補正予算の提案をさせていただきたいなというふうに考えているところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） ありがとうございます。復旧すべきものがございましたら、なるべく遅滞なく復旧に努めていただきたいと思います。

それから、引き続きまして小項目の2番目でございます。職員の出勤体制について伺いをしたところでございますけれども、なぜこんなことを伺ったかということや若干説明いたしますと、災害はほぼといますか、なぜそうなるのか分からないのですけれども、休日とか夜間、早朝に起こるもの、起こる場合が非常に多いというふうに思っております。そんな休み、休日ですとか深夜、早朝にもかかわらず市職員がそれだけ多

くの方出勤されているということについては大変敬意を表するということでございます。そして、災害というのは何よりも初動が一番大事だというふうに考えておりますので、引き続きこの出勤体制についてはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それで、小項目の3番目ですけれども、避難の周知方法です。先ほどスマホとか携帯電話への通知というお話がございました。それで、9月の広報にも載っていましたが、名寄市防災情報配信システムというものがございまして、速報メールなどを受け取れない方も自宅の電話やファクス番号を登録することで災害時の緊急情報を受信することができます。この登録を呼びかけている資料がございました。それで、今もちろんスマホ、名寄市内でどれだけの方が持っているか、スマホがない世帯がどれくらいあるか、そういったスマホを持っていない世帯で、今現在名寄市の防災情報配信システムに登録されている世帯がどれくらいあるかというものは把握されておりますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 防災行政システムですか、たしか、ちょっと今正確な数字は押さえていない、百何世帯くらいあったと思っております。その方がスマホを持っているか持っていないかというのは分からないのですけれども、基本的には電話ですとかメールですとかファクスとかでやり取りする形になっていきますので、恐らく持っていないのだと思います。一般的にスマホ、大体8割ぐらいは全国的には持っているのではないかとされていますので、名寄市もそのぐらいのかなというふうに考えているのですけれども、基本的に情報の伝達方式につきましては防災行政のそれもありますし、民間テレビのデータ通信なんかもありますし、様々な形で今後も情報伝達を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 名寄市は、当然高齢者の世帯が多いということもございます。高齢者の方というのはほとんどといいますか、持っている方は多いですけども、それでもやっぱりスマホを持っていない人というのは多いというふうに思っています。今後も引き続き防災情報配信システムの登録を呼びかけて、いざというとき避難を呼びかける際に漏れないように、どんな連絡手段を使ってもここはちょっと漏れていたということがないように今後も引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それから、続きまして小項目の5番目、水とか食料の備蓄についてですけども、名寄庁舎、風連庁舎に集中管理しているということもございました。これにつきましては、やっぱりいざ災害ということになりますと、行政側にとってやることは物すごくたくさん出てくるわけです。それで、限られた職員数でいざ災害に、これから災害対応するときに水や食料の分配までなかなかいくかどうかというところは不安なところがございます。そういうこともありますので、ある程度分散して保管されていたほうがいいというのは、これは私の意見でございますので、そういう意見ということでちょっと申し述べさせていただきます。

それから、大項目の2番目、新担い手3法についてでございます。発注者の責務については、先ほど総務部長からの御答弁がございました。

小項目の2番目の総合評価についてでございますけれども、これもおとしの令和3年の第4回定例会におきまして私の先輩議員が総合評価について質問されておりました。そのときにもありました。先ほどもほぼ同じ御答弁だったと思うのですけれども、小規模な工事には適さないということをおっしゃっておりました。この小規模な工事というのは果たして金額にして幾らぐらいをめどとされているのか、その根拠についてもお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） とても難しい御質問いただきました。それと、先ほど防災情報配信システム、件数134件でございました。100件ほどと言っていたのですけれども、134件と御報告させていただきます。

小規模な工事の定義といいますか、そういう部分でございますけれども、特別にこれが小規模で、これが中規模で、これが大規模だと言っているわけではないところではございますけれども、えてして規模の小さいといいますか、そういう部分の工事が件数としては多いというところで、これが、先ほども言いました、小規模、これが中規模、これが大規模というふうな定義についてはなかなか難しいのかなと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 今総務部長の御答弁でございまして、小規模な工事、ちょっと金額については申し上げられないというようなことだったかと思っております。名寄市においては、最近EN-RAYホールですとかよろ一なですとか、結構大きな施設が発注されていると思います。少なくともこういうEN-RAYホールが小規模な工事というふうには一般的には言わないと思いますので、ぜひ今後総合評価についても小規模だからということではなくて、それから先ほど言われました技術提案の提出ですとか評価に時間がかかる、これそうなのです。本当に時間がかかります。手間もかかります。でも、品確法という法律の制定の背景というものは、そこまでしてでも品質の確保を求めるといって、求めるべきであるというのがこれ法律の趣旨でございますので、ぜひ総合評価については今後積極的に取り組んでいただきたいと思います。私は切に思っております。品確法というのももちろん大事なのですが、例えば災害発生時の地元業者の活躍ですとか警報発令時に点検をお願いしている業者もあるでしょう。そういった地

元の貢献に対して加点できるというのが総合評価でございます。いざというときに災害対応に動いてくれる業者については、発注者としてはとても大事にといいますか、そういった業者に対しては加点して、総合評価の点数に、評価点を上げるということが大事だというふうに思っています。

それから、小項目の3番目、電子入札でございます。先ほど御答弁の中で将来的にということでは前向きな御答弁いただいたというふうには思っておりますけれども、確かに費用はかかりますが、例えば昔といいますか、そろばんや電卓で仕事をしている人にパソコンというものを使えば便利ですと。これ今では当たり前の話です。紙入札よりも電子入札のほうが便利なことは間違いないのです。DXというものを進めているというのが総務部ということで、入札をやっているのも総務部ということでございますけれども、隗より始めよという言葉もございまして、できるだけ速やかな導入を図っていただきたいというふうに思っております。

それから、4番目の入札監視の提言させていただきました。これは、私も入札契約とかに結構関わっていたことがございますけれども、官製談合防止法というものが制定されたのが平成14年に制定されました。これ相当厳しい罰則が定められたのです。このときは本当に革命的な防止法だったというふうに記憶しておりますけれども、何が厳しいかといいますと、談合に関わった人は、本当はもっと低い価格で契約できたはずなのに、談合によって高い価格になってしまったといった場合にはその分の損害賠償を該当者に請求できるということになっています。さすがにここまでやるのだったら、誰もそんな官製談合なんかやらないだろうと当時思ったのですけれども、そんなことはなくて、びっくりするぐらいにその後も国もそうですし、自治体もそうです。いろんな場所で官製談合が頻発しました。そんなこともありまして、例えば先ほど言われました審議委員会、市内部の

審議委員会、副市長をトップにということでございましたけれども、談合防止の抑止力という観点からもぜひこの入札監視については取り入れたほうが私はいいと思っておりますので、引き続きといたしますか、これについては外部の監視員を設けたほうがいいということは申し上げさせていただいて、ちょっと時間余りましたけれども、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で谷聡議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本市の特産品に関わって外1件を、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、順次発言をいたします。

大項目1、本市の特産品に関わってお伺いいたします。名寄市には、特産品としての農産物をはじめ、観光資源としてひまわり畑や最北の公立大学でもある名寄大学、きたすばる天文台、雪質日本一をうたうピヤシリスキー場といった日本でも屈指のオブジェクトを有しており、年間数万人の観光客を誘致するなど、その恩恵は名寄市内だけではなく、道北全体を見渡しても必要不可欠な要素であります。アフターコロナ、ウィズコロナと呼ばれる時代を迎え、観光客の入れ込み数も回復傾向にある今、本市の有する特産品や観光資源を強化し、市内経済のさらなる成長を図ることが求められていると考えております。

そこで、小項目1、ふるさと納税についてお伺いいたします。現在名寄市のふるさと納税で取り扱っている品目はおよそ40種類あり、年間の寄附額及び寄附件数についても上昇しているところと認識をしております。近年のふるさと納税の状

況についてお伺いをいたします。

続いて、小項目2、なよろうについてお伺いをいたします。現在本市のPRに使用されております名寄市の観光キャラクターであるなよろうではありますが、本市の各種イベントに活用され、名寄市民の認知度は非常に高い水準であると考えております。しかしながら、他の市町村、自治体等で通用するかは難しい状況ではないかと考えております。さらに、全国的なゆるキャラブームも下火となりつつある昨今、キャラクターとしての価値をさらに増強すべきであると考えております。現在の利用実績について把握されている事例等をお示しく下さい。

続きまして、小項目3点目、新たな特産品の開発についてお伺いをいたします。さきに述べましたふるさと納税、また観光キャラクターなよろうといった本市の観光資源、特産品については、現在頭打ちの状態が続いていると感じております。本市においては、中小企業振興条例に基づいたまちづくり推進事業助成が施策として展開されるなど新たな取組への機会を用意しておりますが、新たな産業振興、商品開発、起業に向けた本市の考え方と取組の状況についてお伺いをいたします。

続いて、大項目2点目、農業に関わってお伺いをいたします。令和3年、新たな人・農地プランが策定され、地域での話し合いにより農地の利用や集積など課題解決に向かう指針として活用されてきたところであります。しかしながら、本年4月1日、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、これまでの人・農地プランから地域計画へと変更されるのではないかと考えております。

そこで、小項目1、人・農地プランに関わり、同法施行に伴う本市の対応についてお知らせください。

また、同プランによる農地の出し手と受け手が地域の中で明確化されたことに伴い、農地の流動化についても変化が起きていると考えております。

これまでの農地中間管理機構を活用した体制から農地法3条による相対取引の状況が増えてきており、農地の出し手から担い手への売買による農地集積が進んでいることは確実であります。農地等の利用の最適化の推進に向けた課題や将来展望についてのお考えを小項目2としてお伺いをいたします。

以上、本市の農業、特産品に関わりお伺いをいたしました。両者とも今後さらなる発展なくしては名寄の発展はあり得ないと考えております。前向きなやり取りができますよう期待いたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今村議員からは、大項目で2点御質問いただきました。大項目1、小項目1は私から、小項目2と3については産業振興室長から、大項目2は経済部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

大項目1、本市の特産品に関わって、小項目1、ふるさと納税についてお答えいたします。当市のふるさと納税寄附金額は、専用サイトを活用した平成29年度に前年比1,622万5,000円増となる2,623万8,000円に倍増して以降、平成30年度は4,757万円、令和元年度は4,912万2,000円、令和2年度は5,482万9,000円、令和3年度は7,374万2,000円と右肩上がりの増加傾向にあったところですが、令和4年度については前年比415万6,000円減となる6,958万6,000円、取扱件数についても前年比444件減の4,281件という状況でありました。昨年度の取組として、年末年始に向けた広告の効果により、人気の返礼品であるスイートコーンやグリーンアスパラガスの農産物は前年度を上回ったものの、ほかの返礼品については寄附額、件数ともに伸び悩んだ状況であります。現在返礼品の取扱品目は、細かく分類しますと全122品目、今年度は農産物などの特産品に加えて、名寄の自然を満喫でき

るカヌーアンドサイクリング、パウダースノーサファリツアーなど体験型メニューも新たに追加したところであります。この10月より寄附金の募集に要する経費はワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて5割以下、また返礼品取扱いに基準が厳格化されるとの総務省通知がありました。経費節減に努めたとしても返礼品の寄附単価を1から2割程度の引上げを余儀なくされ、今後の寄附件数に影響するものと思われませんが、新たな返礼品の開発、寄附金の用途指定の検討、今後も魅力ある返礼品を通して名寄市のPRにつなげられるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目1、本市の特産品に関わって、小項目2、なよろの活用についてお答えいたします。

なよろは、平成24年度に市内、道内及び道外からも512作品の応募の中から誕生した本市の観光キャラクターです。誕生以来NPO法人なよろ観光まちづくり協会と連携し、その知名度及び認知度を向上させるべく各種イラストの作成、着ぐるみの作成及び貸出し、名寄市立大学生と連携し、ラインスタンプの作成等を行い、多くの市民に受け入れられているキャラクターに成長したと認識しています。なよろの利用実績につきましては、着ぐるみの貸出件数としまして、平成28年度で57件、その後も40件前後の実績となっておりますが、新型コロナウイルスに係るイベントの中止により令和3年度で12件、昨年度の実績におきましては21件の利用実績となっております。また、デザインの利用申請につきましては、営業目的の許可申請では例年2から4件の申請があり、昨年度は5件の申請、そのほかの利用届出は30件前後であったものがコロナ禍によりやや減少し、昨年度は24件となっております。

次に、小項目の3、新たな特産品開発に向けて

についてお答えいたします。現在本市では、中小企業振興条例におきまして起業を目指す創業者を支援する創業支援事業、新商品やサービスの開発を支援する新事業創出支援事業、新たな市場開拓や販路拡大の支援を行う販路拡大支援事業等、新たな取組に対しての各種支援を行っております。新たな産業振興や商品開発を推進していくためには、その時々々の消費者ニーズを把握し、いかに付加価値を付与した商品やサービスを、どのような消費者をターゲットにした戦略を構築するかなど、多くの情報を的確に有するかが重要であると考えております。そのためには、名寄商工会議所や風連商工会等の経済団体はもとより、市内各金融機関を通じて本市の支援策を周知し、申請に当たって事業計画策定をサポートするなど、適宜必要かつ持続可能な対策を講じる必要があります。また、必要に応じて有利な国の支援策等を紹介するなど創業者及び中小企業者の新たな取組への支援を行い、本市の経済活性化を目指してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私からは、大項目2、農業に関わって、小項目1、人・農地プランについてお答えいたします。

国においては、人・農地プランについて、農業者の話合いに基づき地域農業における中心経営体、将来の農業の在り方など明確化を目的に策定することとされております。本市においては、令和元年度に農業者への将来の意向アンケート調査を実施し、調査結果を反映した地図を活用して、各地域ごとに地域課題の確認や担い手の明確化を図る協議を実施し、令和3年8月に策定しております。令和5年4月1日から施行されました農業経営基盤強化促進法の一部改正において、農地の集約化等に向けた取組を加速することが喫緊の課題とし、これまでの人・農地プランに10年後の担い手を想定し、農業者ごとに利用する農用地等を定めた目標地図を添付した地域計画を新たに定めること

となりました。また、目標地図については、区域内の農用地の相当部分について利用集積がなされているなど、農用地の効率的かつ総合的な利用が十分に図られている地域においては、現状の農地利用を目標地図として定めることが可能とされており、今後の地域計画策定に当たりましては市、農業委員会、JA、土地改良区等で構成します地域計画策定検討委員会を本年11月頃に設置し、目標地図の内容や策定の手法について検討した上で作業に当たる想定で考えており、令和6年度中に計画を策定する予定であります。地域計画策定後は、目標地図を含めました地域計画の実現に向け、計画に沿った農地の集約化を進めていくこととなります。

次に、小項目の2、農地の取得についてお答えいたします。本市における令和4年度の農地流動化の実績としましては、農業経営基盤強化促進法に基づき農地のあっせん及び利用調整が行われ、農用地利用集積計画の公告がなされた農地の売買が24件、農地法第3条による相対の売買が32件となり、合計56件の売買が成立し、担い手への農地集積が図られております。先ほど申し上げました地域計画策定後におきましては、農地中間管理機構が管理する農地バンクに農地の出し手、受け手を登録することとなりますが、農地のあっせん及び利用調整については地域計画の農地集積の考え方を基本としながら、農地利用の最適化に向け地域の担い手への集積を図ることになると想定しております。また、国においては農地法第3条による農地の流動化について、農地の集約化等を阻害するなど地域計画の実現に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には許可をすることができるとされております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それでは、大変細かく御答弁をいただきましたので、順次再質問させていただきますと思います。

まず、ふるさと納税の関係であります。現状寄附額約7,000万円ということで、非常に大きな数字になってきているなど感じております。その中で特にアスパラ、スイートコーンといったものが伸びているよということで、また今年、今年ではないですか、体感型のメニューが新しく創設をされたということで、こちらについても恐らくこれから人気を博していくのではないかなというような形になっているのかなと思っております。このふるさと納税、納税といいますが、寄附の扱いということで、本市が独自に使える財源として非常に将来性のある、伸び代のある部分だなというふうに考えております。これから本市がやりたいことの一つのきっかけにこれからなっていければなというふうに思っております。

このふるさと納税でありますけれども、先ほど部長の答弁にもありました、各ふるさと納税のサイトからの寄附が今主流であるということでありました。ちょっと私も調べさせていただきました。本市、名寄市のホームページにふるさと納税の手引というようなサイトがありまして、そこでどういふものを扱って、どこのサイトで購入ができると言ってしまったらおかしいのですけれども、寄附が可能ですよといったところ調べていくと、いろんなサイトがあって、例えばサイトによって自治体の一押しがこれですよとか、また取扱いの金額によっては独自のポイントがつく。マイレージと言ってしまったらちょっと、いいのかどうか分かりませんが、そういうところのサイトがあったり、あとはふるさと納税をした人のレビューがあると。一部ちょっと紹介させていただきますけれども、父のふるさと名寄市のお餅がおいしいということで、ふるさと納税を利用して食べた。リピーターにもなり得るような状況の非常に喜ばしいコメントがあることも散見をされます。これそれぞれのサイト特徴あって、非常にいいのですけれども、外部サイトに寄附金を活用した実績欄というのがあって、そこが空欄になっていた

のをちょっと私見つけてしまいました。これについては、使い道、確かに名寄市のホームページとしてはこういうことに使いますよとうたってはいるのですけれども、ぜひそういう納税する側のサイトにも情報提供してはいかがかなと思うのですが、この辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 使い道の報告といったところだと思いますけれども、現状御指摘いただいたとおりその更新という作業にまではまだ至っていないということでしたので、我々としても、ある意味ふるさとチョイスとかというサイトではそういった報告ができるような仕組みになっておりますので、そういった対応できるところについては報告できるように努めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひよろしく申し上げます。リピーターを増やすということは、名寄市のサポーターを増やすということにもなるというふうに考えております。サポーターといえば、私一番に想像つくのが東京なよろ会さんですか、そういう地方人会といったところですか。こういうところへのアピールというか、そういう働きかけというのは現状どうなっているのか教えてもらっていいですか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） いろいろふるさと会の活動ございますけれども、それぞれのふるさと会に対しましては交流推進課のほうが中心となって、年に2回ほどこちらからお知らせというか、お便りを発送していることがございまして、その中で名寄市のふるさとニュースというか、現在時事ネタですけれども、こんなことがありましたよとか、例えば桜がようやく咲き始めましたとか、そういったニュースをお届けしているのと併せて、ふるさと納税についてはパンフレットのほうも一緒に併せて同封させていただいて、お願い

しているところであります。それと、併せて例えば名寄に来ていただけるツアーの場合、歓迎会等の場合にお時間をいただきながらうちの担当職員がふるさと納税のPRをさせていただく時間も設けさせていただいたり活動はさせていただいているところです。お願いします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） とてもいいと思います。特に来ていただけるツアーの場合に職員が立ち会ってPRするというのはもちろんそうなのですが、名寄市の近況のニュースをお伝えするというのは本当にふるさとの状況をいながら知れるということで、とても強いPR能力を持った媒体だということに考えております。ぜひそういう名寄でこんなこと起こっているのだよというような情報発信含めて、これからも取り組んでいただきたいなというふうに感じております。特に今回名寄市のふるさと納税の目玉商品と言ってしまったらおかしいかもしれませんが、なよろ天牛1頭分というような目玉の中身というのがありまして、これほかの市町村の例で見えていきますと、例えば1,000万円寄附いただくとかサウナ室を建ててあげますよとかという、そういう、本当にこんな人いるのかなと思いますけれども、それでもそういう話題を引くような商品というのは非常に最近目立つようになってきました。そして、このインターネットサイトの仕組みなのですが、ふるさと納税で名寄市で検索をかけていますと、ほかのヤフーさんですか、そういうところでも画面の両脇に広告がずっと出るようになってしまっていて、今私のパソコンもこの辺に名寄のスイートコーンだとかアスパラとかがずっと出っ放しになっているということでございます。これ刷り込み効果としては非常に強いものがあって、そういうサイトの特性を活用した、PRの仕方というものはいかに目に留まってもらえるかというところ非常に大切だと思います。そういうインターネットを使ったPRについて何か見解といたしまし

か、ありましたらお伝えをいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今御紹介いただいた仕組みについては、特に名寄市が宣伝広告費としてお金を出しているものではなくて、多分それぞれのポータルサイトのお客さんの購買意欲をどんどんそそるための一つロジックとして、たまたま見ていただいた今村議員に対してそういう宣伝をしてくれるという効果があったのかなというふうに考えております。我々としても各サイト、例えばというか今のところ5つのサイトで展開をさせていただいている。それプラス直接我々のほうにアプローチしていただいているといった部分がございますけれども、サイトについては有料広告等の期間もございますが、そういった部分も予算が許せばぜひ適切な時期にそういった広告を打ちたいと思いますけれども、まずはやはり地域を応援してもらうという趣旨のっとして、そこに共感をいただいた寄附をどれだけ集められるかといったところで力を入れていかなければならないというふうに考えておりますし、あとサイトを使わずとも直接納付いただいている、御寄附いただいている方もおられますので、実はそういった方々に対しては我々は例えばグリーンアスパラの締切りの時期が近くなったとか、スイートコーンの締切りの時期が近くなったときは我々のほうから広告を作って、発送して、リピーターの獲得に向けてしっかりとアプローチをかけているといったこともありますので、今まで応援していただいている方々に対して引き続きお力添えいただけるような、そんな関係性をつくりながら寄附金額については伸ばしていければなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。サイトのロジックということで、クッキーの効果だと思っております。リピーターを増やしていく

というのは、私もこれ求めていくべきだと思っておりますので、ぜひそのように新しい目線での取組というのも進めていただきたいなというふうに思っております。

さっき答弁の中でありました、ワンストップ申請特例制度ということでありました。これマイナンバーカード等を活用した申請の方法だということで、インターネット上のサイトに紹介があるのですけれども、この特例制度を使っての寄附件数ですとか、そういう部分、切り離して集計されていたりはするのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ちょっと令和5年度の途中経過、実績になりますけれども、締めたのが、一応9月14日現在で一度確認をさせていただいていますが、全体の寄附件数が1,724件、こちらに対しましてワンストップの特例申請は141件ございます。全体の8%です。そのうちオンラインによるワンストップは60件ということで、ワンストップ特例申請の中では42.5%がオンラインワンストップを活用されたということでございます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） まだまだ普及には至っていないのかなというような感想ではあります。このワンストップ特例制度、ちょっと私も理解をしようと思って、勉強させていただいたのですが、どうもこの特例制度で利用できる自治体数が何か5つに縛りがあるということでした。これ今のうちにやっぱり名寄市が5つに絞っていただければ毎年の寄附をいただける可能性があるのかなというふうに考えております。一回もらったらおしまいだよというのではなく、先ほども申し上げましたが、やはりリピーターを増やしていく、名寄のコアな応援団をいかに外部につくっていくのかというところがこれからも必要になってくようなというふうに思います。そしたら、この点につ

いて、ふるさと納税について十分理解をさせていただきました。これからも取組、ぜひ続けていただきたいというように思います。

続きまして、小項目の2点目でございます。なよろのキャラクターとしての価値をさらに強くしてはかがかというお話をさせていただきました。実績については、およそ50件から40件ぐらいうるみが使われておりますよと。そして、デザインとしては営利目的で数件、そして無料の場合は30件弱というところで、いつもどおりというところになっているというふうにあります。まず、市内企業さんの例えば商品見ますと、もちろんなよろの表示がされているのもあると思いますが、まだまだされていない商品、全員に使えというわけではありませんけれども、やはりせっかく無料になるのでしょうか、そういう使ってもいいよということですので、これは使っていただいてPRを、名寄もそうですし、なよろ自体のPRも進めていくべきだと思っておりますが、この点について例えば要件の緩和をしたりですとか、またなよろを使いやすくするように、例えばですけれども、2次創作、なよろをモチーフにした新しいイラストを作るですとか、本当にグッズの作製だとかいう点、こういう点への取組といたしましょうか、そこに向けての考え方というものはおありでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） もっと市内事業者さんにも使っていただくよというふうな御質問だったと思います。なよろの利用に関しましては、一応使用規則というのを定めておまして、この中で法令または公序良俗に反する目的ですとか特定の政治、思想及び宗教活動への利用、名寄市を象徴するものとして存在価値を損なう、こういったもの以外につきましては、営業行為に係るものについては使用許可申請を出していただいて、許可を取っていただく。そのほか簡易な利用については、使用の届出を提出いただくことで

利用できるということで、比較的要件としては緩いのかなと思っております。したがって、もっと周知をすることも必要かもしれませんが、比較的使用しやすい状況でありますので、ぜひ活用していただければと思っております。

また、2次使用ということに関しましては、キャラクターデザイン変更要綱というものがございます。こちらにつきましては、モチ米の頭、餅の胴体等、基本的スタイルを変更させないことといった一定の条件をクリアしていただければ、デザインをアレンジすることも可能でありますので、これにつきましてもぜひ利用していただきたいと考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。2次創作については、可能であるというふうに理解をさせていただきました。これは、それこそ先ほどちょっと例えさせていただきましたが、縫いぐるみであったりですとか、ラインのスタンプであったりとかという部分が該当になるかというふうに思います。このラインのスタンプも、今いろいろとライン以外のコミュニケーションツール等々出てきておまして、ほかの媒体でも使えるようなキャラクター制作というのはこれから私は必要ではないかなというふうに考えております。今名寄大学の学生さんと共同で作ったということですので、ぜひラインスタンプにとどまらず第2弾、第3弾と生み出していただければこれはお願いをさせていただきたいと思っております。

続いて、市外に向けた場合という目線でありませけれども、名寄市内ではこのなよろのキャラクターを見たら名寄だよねと。この前そういえばスキー滑っていたよねとか産業まつりに来ていたよねというような、そういうお話をよく聞くことができますが、ではほかの市町村から見た場合、例えば土別にお住まいの方がなよろを見たときに本当に名寄のかなというのを理解できるかど

うかというのはちょっと私も調査したことはございませんし、未確定な部分はあるのですけれども、道北一円に名寄というのはやっぱり存在をしたいと思いますか、中核都市ということで確固たる存在があると思います。ぜひほかの市町村との連携も含めた観光キャラクターの取扱いの推進、これを考えていただけないかなというふうに考えております。ほかの市町村の認知度の向上に向けた取組等ございましたら、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 市外に向けましては、様々な状況におきまして周知を図っているところですので。例えば観光パンフレット、あるいは各種パンフレットなどに掲載をしたり、市の公式ユーチューブでも活用しているところでございます。また、なよろうシールですとか、そういったノベルティー配付、つい今、週末にはロイヤルエクスプレスといった豪華観光列車も走っておりますし、5月、6月には花たびそうやも走っていましたが、そういった方々にはなよろうシールも含めてノベルティーの配付をしているところですので。管内一円というか、道北一円で連携ということにつきましては、いろいろな場面で道北地域のPRをする場でキャラクターが一堂に会するような場もありますので、道北、特に道北の北、道北観光連盟の管内というのでしょうか、というところでお互いのキャラクターの認知度はあるものだと思います。ただ、全国的に有名なくまモンですとか、そういったところにはまだまだ及ばないところがありますので、今村議員のおっしゃいますとおり、そこまでの成長はなかなか難しいかもしれませんが、なよろうを見たら名寄市だ、うまいこと特徴が全て詰まっているキャラクターだと思っておりますので、そういったことに努めてまいりたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 大変力強い言葉だと思

います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。本当に目指せくまモンというお話を以前もさせていただいた記憶もありますけれども、そこまで、一目見た瞬間に熊本のというような、ああいうキャラクターというふうに育っていただけるようにこれからはなよろうを育てていただきたいというふうに考えております。

今なよろうについてお話をさせていただいておりましたが、PRという面、観光PRキャラクターというところの部分で考えますと、今インターネット、この全盛期であります。例えば大都市の駅の構内にポスターを貼るといったようなPRが今本当に効果があるのかといった点も議論しなければいけないというふうに考えております。これからはまず目を引いて足を止める、そしてスマホを利用して、例えばQRコードをかざしたら目的の動画が見られるような、あるいは自分が探そうとしている情報をすぐに得られるような、そういう体験がこれから必要になると思っております。この3点を意識したPRについて私は検討すべきではないかなというふうに考えておりますけれども、この点どうお考えなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今多くの皆様がスマートフォンをお持ちでいらっしゃると思いますので、まさに2次元コードなどでかざせば様々な情報が手に入るというのは非常に有効な手段だと考えています。今なよろ観光まちづくり協会では使っている観光ガイド、観光パンフレットにつきましてもそういった2次元バーコード、2次元コードですが、が記載されて、そこをかざせば様々な情報が手に入るですとか、あるいは道の駅などの主要観光施設において今2次元コードを掲載したステッカーを設置させていただいております。これは民間の取組に協力させていただいているところですので、インバウンド向けには8か国語に対応した情報も入手できるような、そうい

ったものもありますので、今DXの時代に即したやり方でなよろうを含め、名寄市の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長(山田典幸議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) ありがとうございます。先ほど話題に出しました名寄の将来といいましようか、名寄の進路という言い方をさせていただきますけれども、ぜひ明るいものになるように取り進めていただきたいと考えております。

続きまして、小項目の3点目、新たな特産品の開発についてというところでございます。さきに述べましたふるさと納税、またなよろうといった部分、新たにつくっていかねばならないのではないかなというところでお話を聞かせていただきました。消費者ニーズを捉えて、いろんな情報を吸収しなければなかなか特産品にはならないというところ、私はこれ大いに賛同するところでありまして、国の事業についても含めて必要な方への取組を進めているというように認識をさせていただいております。先ほどお示しをいただきました事業でありますけれども、この技術承継など人づくりに関する事業、企業誘致に関わる事業といった施策展開がありますけれども、これの実績といいましようか、名寄市の事業を活用した商品開発等の成功事例等つかんでいるところがありましたら、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長(山田典幸議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 技術承継などの取組、あるいは企業誘致に係るものとしたしましては、人材育成に係る事業、名寄で人づくり事業という事業におきましては令和4年度実績で5名、今年度に至っては既に15名の申請をいただいているところでありまして、そういった事業の承継に係る人材の育成に使っていただいているところです。また、企業誘致につきましては、企業立地促進条例に基づく支援がありますけれども、最近では令和2年度にワイン製造業で活用をいただいているところです。それから、商品開発を支援す

る新事業創出支援事業がございますけれども、これにつきましては例年2件程度の支援を行っておりまして、主に食品製造に係る支援を行っているところでございます。

○議長(山田典幸議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) ありがとうございます。食品製造に関わる事業に使っているというところでもあります。特産品って何だろうということを考えると、地場産品を使って加工すると、端的に言ってしまえばこれだけなのかなというような気がしております。先ほど名寄市のふるさと納税でも取り扱っておりますスイートコーン、アスパラというのは、本当に商材として強い特産品だと思っておりますけれども、なかなかそれを加工しようという考えには至らないというのが我々農業者であったり、一般の企業の方だったりもするかもしれません。今ほかの農産物、例えばこれから大豆ですとかソバ、麦といった今まであまり目につけられていないような農産物についても、私はこれは目を向けていくべきだということを考えております。農産物に付加価値をつけるとなると、実証施設としてこれまで農産物加工施設がありました。風連グリーンハウスさん、あるいはあぐりん館さんといったところですけども、この辺利用状況について、分かる範囲で結構ですが、お知らせいただきたいと思っております。

○議長(山田典幸議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) あぐりん館につきましては、年間約20件の利用がございます。また、グリーンハウスにつきましては、年間約30件の利用ということになってございます。今お尋ねがございましたいわゆる販売目的といいましようか、そういった目的で製造をこの施設で取り組まれている事例でいいますと、トマトジュースの加工ですとか、みその加工といったところで、それぞれ今利用されているところではありますが、これは昔からそういう取組をしていただいておりますけれども、また新たな取組という意味でいいますと、

現状でいうとなかなか取組がないというふうな状況でございます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。私もグリーンハウス何回も利用させていただいておりますけれども、ほとんどみそ、先ほどおっしゃいましたトマトジュースの専用の加工施設みたいな使い方になってしまっているなというふうに思っています。あぐりん館にしろグリーンハウスにしろ、農家さんが自分の農産物を加工して販路を見つけるというのはこれは非常にすばらしいことだと思いますが、どうしても生産者目線になりがちといましようか、消費者が求めているものを作れるかといった点で、やはり一般の企業の方、食品開発に携わっている方に比べると劣ってしまう部分があるのではないかなというふうに考えております。現状農業者が主体の利用ということでありますけれども、これを一般の企業の方に研究開発で使っていただけるように材料の供給も含めて柔軟に考えていただけないかなというふうに考えておりますし、現状かなり経年劣化も進んでおりますから、どこかに集約する等使いやすい施設の像としてこれから私はあってしかるべきかなというふうに考えております。この辺についてお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 農家の方の利用については、それぞれ両施設、農家の方が中心に利用されているということでございます。いわゆる一般の食品加工業者の皆さんが地元の農産物を活用した加工品を試験、研究するという場合に当たっては、多分今のグリーンハウスやあぐりん館の施設では十分に用を足さないのではないかなというふうに捉えております。それぞれ加工業者の皆さん独自で施設のほう持たれているというふうに認識しておりますので、そういった事業者の皆さんにおかれましては、それぞれ独自、自前で試験を

していただくことになろうかというふうに思っております。あぐりん館、グリーンハウスにつきましては、地元の農産物を加工して、利用していただくということが中心で、どちらかという商品開発という意味でいうと、なかなか施設としても老朽化も進んでおりますし、今後施設の機能集約といったものも含めて考えていきながら、これはどちらかという一般の方がそれぞれ利用して、食べていただくなり長期保存というふうな形で地産地消に役立てていただく、そういう施設というふうに位置づけているというところでございます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 本市、名寄の農産物を一般の方にも正面から考えていただく非常に貴重な機会になろうかなというふうに考えておりますし、非常に珍しい施設といましようか、名寄市の農産物を直接加工できる施設というのはこの2か所以外に現状ほかにはないという状況でもあります。これについては、利用者のニーズも踏まえて、今後ぜひその在り方、整備検討等加えていただければなというふうに考えております。これについては、私はどっちかといえば市内の企業の方が利用できるような施設の在り方の方向性が望ましいかなとは思ってはおりますけれども、この点についてはそういう要望をさせていただくという程度にとどめさせていただきたいと思っております。

続きまして、農産物を活用したレシピということになろうかと思っております。特産品のくくりでいえば、名寄大学さんがいろんな食材を使ったレシピを考案して、お弁当の発売等々といったところがあるかと思っております。これせっかくのレシピ、大変貴重なものだと思いますけれども、この商品の特徴ですとか作り方というのは、これ市内の企業さんに提供して、安定的な商品化を行うといったようなお考えというのはあるのでしょうか。できるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 地元の農産物を

活用した大学生と連携して考案したレシピなどについての御質問でした。これにつきまして、Nスポーツコミッションにおいて市内事業所と連携をして、名寄のモチ米を活用した健康や体づくりに資する商品開発をしてきた例もありますし、令和3年度からは国内大手食品メーカーの協力を得て、市内食材を活用した、これも健康や体づくりに資するレシピを大学生と共同開発をしているという例がございます。これにつきまして、それぞれ毎年新たな市内事業者ということであるようですが、連携をして、メニュー開発として一部商品化されているとも聞いております。議員おっしゃるとおり、そうしたものを積極的に名寄のPRに使っていくことは非常に大事なことだと思いますので、ただ幾つか課題はあるかと思っています。市内食材の確保ですとか健康や体づくりに資する栄養価といったものの水準というものも大事なことです。こういったもの、あるいはそうしたことによる価格設定、これらも課題だと思いますが、そういったことを整理をしながら、市内事業者とも連携をする中で進めていければと考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。非常に前向きな御答弁いただいたかなというふうに思っております。ただ、大学というのは研究機関、学習をする機関ということであって、決して開発するだけの専門の機関ではないというところは私も重々承知でございます。ですが、名寄市内の農産物を使って、健康食品ではないですが、体に気を遣ったメニュー展開というのは一般の方も本当に非常に関心の深いところであります。その点については、先ほどの御答弁いただきましたので、ぜひそのように進めていただきたいというふうに考えております。

最後、提案をさせていただきたいといひましようか、できたらいいなというところだと思うのですが、すけれども、これから農地面積が増えていく中で、

農業のいろいろな多角化が進むということになるかと思えます。それと、農家民宿あるいは農家レストランといったようなものが出てくる可能性があるなというふうに考えております。もしどぶろく特区、いわゆる、ものを名寄市で制定に向けて取り組むことがあるのか、もしそういう要望があればそういうふうに進むのかどうかという点について一度確認をさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 先ほど企業立地促進条例の活用事例でも御紹介しましたワインにつきまして、ワイン特区を活用した事例でございます。これを利用したことで、本市の特産品としては既に高い人気を得ているところでございます。今御提案のどぶろく特区につきましても、本市の特産品を生かしたものとして農家民泊ですとか農園レストランなどを営んで、濁り酒ですとか果実酒といった提供しようとする意欲ある農業者の方がおられるようでありましたら、検討していきたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひそういう農業者さん、あるいは出てきましたら、検討していただければなというふうに思います。体験型という意味で、これは全国どこにでも手に入るものにはなりません。現地に来て、実際飲むしか方法がないという特産品の作り方ということでございますので、私はふるさと納税のメニューにこれ組み込んでもいいような、できたらですけども、そういうことになろうかなというふうに考えております。ぜひこの点についてもいい御意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

続きまして、大項目2点目に移らせていただきます。農業に関わってということで、新たな人・農地プランが策定をされたところではありましたが、ちょっと法律の改正になりましたというところです。これからさらに担い手に向かって利用集積が図られるというところであります。当

然私も地域の話合いの場に参加をさせていただきましたが、平たく言うてしまうと誰がやめて、誰が土地を買うのかという非常に殺伐とした会議になってしまいます。ある程度の結果というのはもちろん出るのですけれども、例えばこれから居抜きで誰かに譲りたいと考えている方ですとか、もしかしたら誰か身内で引き継いでほしいのだからという方も恐らく中にはいらっしゃるのかなというふうに思っております。この地域計画に変更になって、さらに進むといった場合にやっぱりうち売らないのかなというふうな、そういう思いとどまったことも状況としては出てくるのかなというふうに考えております。この農地プランから地域計画に変わったことで絶対に手放さなければならないですとか、そういう強制力みたいなものというのはこれあるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 地域計画の策定につきましては、これ将来の、向こう10年後の将来構想を、地域の中でスムーズに農地の流動化が進むようにといったことが主な目的に策定されるものというふうに捉えております。当然地域での話合いの中で10年後、いつぐらいの時期に農地を手放そうと思っているよというふうな、そういう申出があったとして、その後考え方が変わるですとか、そういうことは起こり得ることかと思しますので、その場合適宜内容については見直しをかけるということが可能というふうになっておりますので、そこはそれぞれ農地を所有されている方の意向を尊重しながら進めていくことになると思います。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。状況次第で変更も可能ということで、非常に柔軟な計画になるということでありました。ただし、やはり中身を見てしまうと、担い手に集積をする、それをさらに加速するといった点については変わりがないというふうに考えております。この名寄

市、地域おこし協力隊員さんがいらっしゃいます。これからこの名寄地域で農業をやりたいという方がいらっしゃいます。そういう方々が就農した場合にやはり地域の担い手として見られるわけでございます。しかし、この農地の売買というのは非常にお金のかかる話でもありますし、機械ですとかその他、自分の所有する能力をさらに上げなければならないといった点もあります。そういうやる気はあるし、若いしという人なのに将来的なといいましようか、まとまった資金を用意できない、だから買うことができないといったような状況に私はこれなってほしくないなというふうに考えております。新規就農者さんに融通しろというわけではございません。まとまった資金の確保が無理な課題だというふうに考えてはいるのですけれども、新規就農者さんへの支援ですとか、これからの課題といった点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今議員のほうからありました新たに市外から名寄市に参入される方の農地の確保、これにつきましては本当に非常に難しいといいましようか、地域の中に新たに加わる方に融通するというお話ですので、これ地域の中の合意形成といったものが非常に大事な部分でもございます。先ほど言いました農地の、今回の地域計画の話合いの中でも将来的にそういう方が現れたときに既存の地域の方に、お譲りするというケースも当然あるでしょうが、特に地域の方に限定せずに、そういうふうにより市外から新規参入で入った方にも譲ってもいいのだというふうな、そういう考え方の方もいらっしゃれば、ぜひそういった部分で、今も第三者経営継承というふうな形で取組を進めている事例が1件ございますが、そのような事例を多くつくるということを想定して、できればそういうふうにより心意気のある方については私どものほうでも登録といいましようか、ある程度今後把握していく中でうまくマッチング

ができれば、引き継げるような形でできればなというふうに思っております。経済的な支援につきましては、それぞれ国の政策もございますし、市のほうでもそれぞれ単独事業で取得した農地の固定資産税相当分ですとか、資金の利息の部分ですとか、そういった部分を対象にした支援も用意しておりますので、まずは取得できる農地を確保するというのが最優先かなと思いますので、その辺を心に留めながら今後も取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 心意気を持った方という非常に強い言葉をいただけたなというふうに感じております。ぜひそういう志を持った方の支援、これから進めていかなければ、新しく名寄市内で農家やりたいと言って戻ってくる方も併せて引っ込んでしまう可能性がございます。これは、ぜひ進めていただきたいと思います。

もう時間がございませんが、先日農林水産省の令和6年の概算要求がありました。この中で水田農業高収益化推進計画に基づく産地推進計画ということで、新たな子実コーンですとか高収益作物についての言及がされております。まだまだこの中身どうなるか分かりませんが、ぜひ時代に即した柔軟な農政を今後も展開をしていただきまして、大規模農家でも困らずにやっつけられる、あるいは地域のコミュニティーが守られるぐらい人を守ることができるような農政を展開していただきたいをお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

本市の防災対応について外1件を、清水一夫議員。

○7番（清水一夫議員） 議長の御指名により、大項目2点にわたり質問させていただきます。

大項目1、本市の防災対応について。今年も線状降水帯が猛威を振るい、全国各地に洪水と冠水

及び土砂災害が発生し、人、家屋、インフラ及び農作物などに甚大な被害をもたらしました。幸いに本市は8月5日の大雨で一部農作物及び道路等に被害がありましたが、人への被害及び家屋等の床上、床下浸水がありませんでした。過去には平成22年7月に1日の降水量が117ミリ、平成26年8月、153.5ミリの床上、床下浸水ありましたが、今の異常過ぎる気象を考えると、過去の降水量をはるかに超え、越水することも推測されます。災害は、忘れた頃にやってくる。だからこそ備えあれば憂いなしが大事であります。

ここで小項目3点について伺います。1点目、要支援者の高齢者、障がい者ごとの個別避難計画についてであります。2021年の改正災害対策基本法で市町村に2025年度までをめどに努力義務を定めました。本市の進捗状況について伺います。

2点目、水害ごみの対応について。国は、指針で市町村ごとに処理体制などを定めた災害廃棄物処理計画をつくり、水害や地震、津波など想定し得る災害ごとにごみの発生量を推計するように求めています。

ここで伺います。災害廃棄物処理計画の策定についてであります。本市の災害の一番の脅威は水害であり、水害廃棄物の処理計画についてできているのか、できていないのか。なぜならば、水害廃棄物は腐敗して、悪臭の要因になりやすく、他の災害廃棄物と比べ迅速な処理が求められます。また、被災者の生活再建や迅速な復旧、復興のためにも災害廃棄物の処理計画及びその実行計画が必要であり、その計画の策定状況について改めて伺います。

3点目、市立総合病院の防水壁について伺います。市立総合病院は、地域地方センター病院、災害拠点病院として、道北の基幹病院としての役割を果たしており、平成27年8月には救命救急センターの指定を受けており、本年7月、秋田県で記録的な大雨、河川の氾濫で冠水した病院が入院

患者の転院を自衛隊が支援しているテレビ放映を見て、防水壁があれば入院患者の転院もなく、平常どおりの診療等をできたのではないかと感じました。

ここで伺います。市立総合病院に関係自治体と連携して道、国に対して防水壁の設置を要望してはいかがと思いますが、見解をお伺いします。

大項目2、名寄市立大学の今後の在り方について伺います。名寄市立大学が遡ること67年前、1956年、昭和31年、名寄市内をはじめ近隣市町村から道北の開発と女性教育の充実の要望が高まると当時の市長、池田幸太郎氏はより安全な食生活を営む、必要な栄養士を養成する構想を描き、また衣食住についても北国らしい特色を生かすため、寒冷地の研究の中から高い文化を誕生させることの願いを込めて、設置運動に奔走していました。その成果、4年後の1960年、昭和35年1月20日、文部省から家政科の設置の認可が下り、同年4月20日に第1回の入学式を迎え、入学生62人でスタートし、その後幾多の困難を克服し、変革を経て、現在は4学部、収容定員が796人であり、歴代学長をはじめ教職員の学生に対する情熱ある講義、親身な教育実習、指導等は各分野で活躍する優秀な人材を輩出するとともに、規模は小さいが、北極星のようにきらり光る大学を目指しています。名寄市立大学は、名寄の財産であり、宝であります。このような大学に心配なことがあり、以下小項目2点伺います。

1点目は、受験者、入学者数についてであります。本年4月に私立旭川大学が文部科学大臣により設置者を学校法人旭川大学から公立大学法人旭川市立大学へ変更することが認可されました。学部も名寄市立大学と共通することがあり、今後の影響について伺います。

2点目、国家試験合格状況についてであります。令和4年度の国家試験合格状況で看護師、保健師、精神保健福祉士の国家試験を除く管理栄養士、社

会福祉士国家試験は全国平均より合格率が低く、また精神保健福祉士は全国平均より若干高いが、令和2年度、令和3年度の名寄市立大学受験生よりも合格率が低くなった要因について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 清水議員からは、大項目で2点御質問いただきました。大項目1の小項目1は私から、小項目2は市民部長から、小項目3は病院事務部長から、大項目2につきましては大学事務局長からの答弁となりますので、よろしく願います。

初めに、大項目1、本市の防災対応について、小項目1、要支援者の高齢者や障がい者ごとの個別避難計画についてお答えします。個別避難計画の作成につきましては、2021年、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画の作成が努力義務化されました。また、計画作成の優先度が高いと判断される方については、地域の実情を踏まえながらおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいとされています。御質問のあった本市の現在の進捗状況についてですが、モデル地域といった形で昨年度から旭栄区町内会に御協力いただき、1件ではございますが、個別避難計画を作成いたしました。この間町内会の皆様には御家族との連絡調整や計画作成に向けての打合せなど積極的に御協力いただきまして、感謝しているところであります。個別避難計画の作成に当たっては市と関係機関との連携のほかに、今回のように地域の方々との協力関係が不可欠と考えているところで、今後とも自主防災組織の設立などと併せて、地域の防災力向上に向けて取組を推進したいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目1、本市の防災対応について、小項目2、水害ごみの

対応についてお答えをいたします。

水害などの大規模災害が発生した場合、市民の生命、財産を守ることが最優先ですが、市民の健康等を守り、早期の復旧、復興を果たすためには通常とは異なる規模で大量に発生する災害廃棄物の速やかな処理が重要であると考えております。災害廃棄物の処理には事前の備えや初動時の取組が特に重要であり、全国における過去の事例として初動の遅れなどにより沿道や公園などに未分別の災害廃棄物があふれ、町の復旧に大変な時間と労力を要した例が報告されているところでございます。そのような状況にならないためにも災害発生直後からのごみの分別処理方法の周知や仮置場の運営、管理、周知、避難所ごみの処理等の適切な初動態勢が行えるよう災害廃棄物処理計画を策定し、平時からの備えが重要と考えておりますが、今のところ災害廃棄物処理計画の策定には至っておりません。この間の本市における対応の経過としまして、令和2年度以降環境省北海道地方環境事務所が主催する災害廃棄物処理計画策定支援モデル事業への参加や名寄地区衛生施設事務組合を構成する広域市町村による勉強会を実施するなど、自前での災害廃棄物計画の策定に向けた取組を行ってまいりました。さらに、令和4年度においても環境省北海道地方環境事務所主催の災害廃棄物処理計画策定支援モデル事業及び災害廃棄物仮置場の実地訓練に参加し、計画の策定にはさらなる専門知識が必要と改めて認識したところであり、一定の知見を持つ専門家の指導、助言を得ながら策定することが必要であると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 私からは、小項目3、市立総合病院の防水壁についてお答えをいたします。

本年7月に東北地方において発生した記録的な大雨による浸水の影響により、秋田市内の病院では入院患者の転院搬送や救急外来、救急車の受入

れ中止といった対応を余儀なくされたとの報道があり、水害対策の必要性を改めて痛感したところでもあります。北海道には、災害時における医療の確保や搬送体制の整備を図る目的で知事が指定し、2次医療圏ごとに設置される災害拠点病院が34施設あり、当院は平成9年に指定をされております。近年全国各地で大雨の影響により様々な被害が発生していることを受け、国は今後各都道府県が新たに指定する災害拠点病院の指定要件に被災を軽減するため止水板等の設置による治水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じることを加え、令和6年4月1日より適用する旨の通知を本年2月に各都道府県に行ったところであります。なお、既に指定をされている災害拠点病院で要件を満たしていない場合にあつては、各都道府県の判断により当面の間指定を継続することも可能であるとされているところであります。名寄市ハザードマップでは、当院が所在する位置の浸水深は3メートル以上5メートル未満となっておりまして、これは主要道路がおおむね冠水し、病院の建物においても最大で2階付近まで到達することとなります。そのため、何かしらの対策の必要性は認識しながらも、防水壁の設置を含めて最大5メートルの浸水深に耐え得る対策を講じることは費用や景観、療養環境の面、さらに敷地スペースの面から考えても非常に難しいものと考えているところであります。しかしながら、先ほど申し上げました被災軽減のための浸水対策が災害拠点病院の指定要件として新たに加わったことや当院の救命救急センター並びに地方地域センター病院としての役割を考えますと、今後北海道や他の災害拠点病院と情報共有を図りながら水害の発生をできる限り抑えるための有効な手だてを検討していくことは必要と考えているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 私からは、

大項目2、名寄市立大学の今後の在り方について、小項目1、受験者、入学者数についてお答えいたします。

本年4月に開学いたしました旭川市立大学は、昨年度の受験期間中は私立大学であったため、旭川市立大学の1期生の入学試験は私立大学方式で行われました。このため、本学の一般選抜と旭川市立大学の両方を併願可能となりましたが、本学の入学者に関わる影響はなかったと分析しております。しかし、今年度からは旭川市立大学も国公立大学方式で実施することになり、一般選抜前期日程では併願することができませんので、志願者数に影響が出てくると想定しております。また、旭川市立大学が開設している学科等を比較しても栄養、保育学科は短期大学であります。本学の4学科全てが同じ分類に属しております。受験生が志願先の大学を選択する際には様々な観点から判断し、決定することになりますが、一つの項目として地理的条件も重要な要素となり、本学の学生の約9割が一人暮らしをしていることを鑑みると、本学の教育内容、国家試験資格及び就職などのサポート体制、さらには多くの市民による様々な温かい支援など、本学の学生が名寄市立大学の特徴として体感していることを少しでも受験生に伝えることが必要であると考えております。その宣伝対策であるオープンキャンパスは、本学の魅力を実際に体感してもらいイベントとして年3回実施しており、十分に感じてもらえる絶好の機会であると考えております。志願先は最終的には受験者が決定することになりますが、保護者等からの意見も重要となってきます。本学のオープンキャンパスでは、高校生等に加え、多くの保護者等も参加されます。そこで、保護者等を対象とした名寄での生活環境や実習先施設を紹介する保護者バスツアーなど、他大学ではあまり実施されていない独自のメニューも提供しており、保護者の視点からも本学の魅力を体験する機会を設けております。このことから、多くの学生等が本学のオ

ープンキャンパスに参加していただけるよう進学相談会や学校訪問の際に積極的にPRを行っております。その他の入試広報対策としては、令和2年度から本学の魅力や学生の活動を積極的に学外に発信すべく、教職員と学生から構成された魅力プロジェクトなよろが中心となって、夏季休業中に地元へ帰省する学生が自身の高校を訪問し、本学のPRを行う里帰り高校訪問、遠方のため本学をじかに見学することができない方のために学生が学内施設を紹介する大学見学PR動画の作成なども取り組んでおります。また、昨年度から新たな取組として1月中旬の大学入学共通テスト明けの一般選抜の出願時期に合わせて出願前ガイダンスというユーチューブライブを企画し、本学学生が生出演し、受験時の体験談や最終的に名寄市立大学に決めた理由や実際に入学してよかったこと、名寄市に住んでよかったことなどといった名寄市立大学を受験するに当たっての不安を解消する一助となるウェブ上の取組も行いました。今後も多くの高校生や保護者に本学の魅力を伝えることができるか検討してまいります。

続いて、小項目2、国家試験合格状況についてお答えいたします。令和4年度の国家試験合格状況は、管理栄養士が受験者数38人のところ合格者33人、合格率が86.8%、全国平均が87.2%、看護師及び保健師については受験者数が看護師47人、保健師15人で、いずれも全員合格の合格率100%でありました。社会福祉士については、受験者数44人のところ合格者25人、合格率が56.8%、全国平均が65.0%、精神保健福祉士については受験者14人のところ合格者12人、合格率が85.7%、全国平均が78.8%となり、管理栄養士、社会福祉士の合格率が全国平均を下回る結果となりました。これらの2つの資格の全国平均の合格率を下回った要因としては、令和4年度卒業生の就職先が一般企業等に合格したものが多く、そのため国家資格を必要としない職種へ就職することとなったため、資

格取得へのモチベーションの低下が考えられます。また、本学では国家資格の受験を必須しておりませんが、基本的には全員受験するように指導しているため、モチベーションが下がった学生も受験したことも要因であったと分析しております。精神保健福祉士の令和3年、4年度と合格率が100%となっていない要因としては、精神保健福祉士は3年次から精神保健福祉士養成課程履修者選考試験を合格した学生がカリキュラムを履修することになります。しかし、就職先などの進路を決定していく中で、ここ2年間は就職先において精神保健福祉士を必須としない就職先を選択した学生がいたことも全員合格とならなかった事由の一つであると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 丁寧な答弁ありがとうございます。それでは、項目順に再質問をさせていただきます。

1点目の要支援者高齢者、障がい者ごとの個別避難計画についてであります。モデルケースは、この辺がちょっとかゆくなりましたけれども、この個別計画のデジタル化について質問をさせていただきます。本年1月に国が行った調査では、全部策定済みと回答した市町村は約9%、そこで大手メーカーが2024年、来年でありますけれども、市町村向けに高齢者らの災害時避難計画についてデジタル化するシステムを提供すると報道がありました。町内会役員及び民生委員が要支援者に聞き取りをし、タブレット端末に情報を入力し、市のクラウド上で保管する。そのことは、保管負担の軽減にもつながります。また、避難経路は入力データを基に自動作成するため、10分程度で作業が終了するというところであります。町内会と市が情報を共有し、いざ有事の際は避難状況を即時共有することで逃げ遅れの防止にもつながると思います。改めて町内会と市の関係部署が連携し、個別避難計画のデジタル化について改めてお伺い

します。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 個別避難計画のデジタル化のお話がありました。いずれにしても、今回と同じように、今回モデル的にやったということなのですが、市と、市関係部局でいいますと防災担当もあれば福祉部局もあろうかと思えますし、地域、さらにはケアマネジャーですとか、そういう部分が密接に連携しながら個別避難計画をつくっていくという形になるかと思えますし、そういった中で今議員がおっしゃられたデジタル化も貴重なツールの一つだと思っていますので、そういう部分の取れるかどうか、可能かどうか、それがうちに合うかどうかも含めて検証していきたいと思えますし、これからも御協力をお願いしたいというところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） デジタル化につきましては検証、検討するというところでよろしくお願ひします。

引き続き避難計画について再質問させていただきます。在宅で療養している要介護者の避難計画についてであります。本年7月に町内会に自宅で療養している要介護5の方の避難訓練を実施しました。これは、事前に先ほど部長が紹介あったとおり市の防災担当者と要介護者の家族、その支援者と一緒に話し合いをし、避難先を北国博物館に決定し、個別計画を作成し、実訓練をしました。その成果として、要介護者の奥様であります。心配していたことは車椅子がエレベーターに乗れるかでありました。なぜかといいますと、車椅子は特注であります。大きいのであります。実際にエレベーターに正面から乗せると乗りません。ドアが閉まらない。そこで、斜めにすると大丈夫でありました。奥さんは、大変安堵しておりました。それから、支援者について、在宅の介護ベッドから車椅子に、車椅子を専用の車に乗車、避難先に

行って、段ボールベッドに寝かす、その一連の行動を習得できたことは本当によかったと思っております。改善する点は、段ボールベッドでは食事、配膳の工夫が必要と。ふだんは介護用ベッドのほうが自動で上体が起きる。段ボールベッドは起きない。その工夫が必要だ。それから、褥瘡防止の体位交換が必要。介護ベッドは自動でやってくれるけれども、段ボールベッドでは介護者が定期的に体位を変えてやる必要がある。最後に、紙おむつを交換する際、やっぱり換気が必要ということなどが教訓として現場で確認できました。また、要介護者の段ボールベッドでの療養は、2日程度が限界かなと。これは、市の担当者と話した結論であります。やっぱり介護ベッドが必要と強く感じた次第です。

そこで、本市の在宅で療養している要介護者の避難計画について、市の関係部署、家族、その支援者が話し合いをして計画を作成し、相互の連携の下で避難訓練が必要であると思っておりますが、見解をお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今回の訓練、先ほど来も、先ほどからも申し上げますけれども、実際に要支援者の方、家族の方が支援される方と一緒に避難場所に行って、実際にやってみたというところでありまして、そこで今清水議員がおっしゃられたようなよかった点、そして課題のある点なんかは浮き彫りになった、見えてきたということなのだろうと思っております。先ほどから申し上げますけれども、いろんなところでもお話しさせていただいておりますけれども、市と地域の方々ですとか関係機関が連携して当然個別避難計画をつくっていかねばならないというところがございますし、避難訓練ですか、訓練につきましても今の状態でありましたら基本的に水害の訓練で全体的な訓練をしているところでございますが、今回地域と協力してそういうこともやったということもありますので、これからの訓練が大がかり

な訓練なのか、それとも今回の旭栄区とのもののような個別な訓練なのか、それは分かりませんが、そういうことも当然視野に入れて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 部長、よろしくお願います。

それでは、水害ごみの対応について、先ほどの答弁では認識されておりまして、初動時の対応が重要、これは結論、できていない。

では、聞きます。水害廃棄物の集積場及び仮置場について腹案はあるのかどうかお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 水害によって発生した廃棄物、ごみの集積場、それから仮置場の腹案があるかということで、この計画の策定に当たっては、この部分、今議員おっしゃった部分が一番肝になってくるもので、計画を策定する段階でもやはりここをどうするかというのが一番の問題であります。特に水害が起きた場合、先ほど議員のほうからもありました臭いの関係ですとかがあるということで、実際に水害が起きた後に水が引いた後にすぐ片づけが当然始まってくると思っています。家電ですとか畳、それから布団、一斉に廃棄物が発生をするということで、災害廃棄物の仮置場については十分な面積が必要であるというふうに考えております。水害が発生した場合を想定しまして、市の遊休地等を候補地として今のところリストアップをしておりますけれども、被害の大きさ、水害の大きさ、場所によって必要面積も変わってくるということもありますので、今後、計画の策定に向けて作業を進める中でより細かく精査を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 明日も水害があるかもしれない。早急の検討と腹案の保持を要望する

とともに、早く計画を作成してください。要望します。

それでは、次に移ります。市立総合病院の防水壁について再質問をします。結論的に状況は分かっていると。必要なことは分かっていると。しかしながら、法律とか高さだとかいろいろなこと、問題あるけれども、被害軽減のための検討しているというふうに私は理解しました。では、ちょっと具体的にどのように検討しているかお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 具体的な対策としてどういうことを考えているのかという御質問だったかというふうに思います。敷地全体をぐるっと覆うような形での対策というのは、先ほど申し上げたとおり、なかなか難しいのかなというふうに思っております。次考えられる手だてといたしましては、やはり建物の中に水が入ってこない、または入ってきづらいような対策というのが次考えられることかなというふうに思っております。うちの市立総合病院の中でいきますと、具体的に申し上げますと、西側のほうの地下の厨房とかに入っていくところのスロープの部分、あそこがまず一番最初水が地下のほうに入っていくやすい場所ということになりますし、また玄関周り、そういったところもやはり水が入ってきやすい箇所と言えるかなというふうに思っております。救急外来のところでもありますとか、あとは駐車場止めた後、建物の中に入ってくださいときに使っていただいております中央玄関の部分、それから東側、駅のほうから来たときに入る正面玄関、そういったところの減水対策というのが具体的な対策方法かなというふうに思っております。そういったところに、先ほどちょっと答弁させていただきました例として、止水対策としての止水板設置であるとかといったことも例として国の通知の中に挙げられておまして、そういったL字形のような止水板を用意しておいて、そういった場所

に持って行って、設置をするといったことや、あとは水を含むことで通常の土のうと同じような使い方ができる、そういうタイプの吸水性の土のうというものもあるというふう聞いておりますので、またその中では繰り返し使えるタイプのものもあるというふうにお聞きをしておりますので、そういったものを準備をして、災害が起こりそうな箇所に対してそういったものを持って行って、少しでも建物の中に水が入ってこないような対策を取っていくというのが考えられる方策かなというふうに考えているところであります。ちょっと先ほど申し上げたとおり、ほかの医療機関などの対策方法であるとか考えていることなんかも少し情報として得ながら、具体的に有効な手だてというのを考えていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 今部長が説明していただいたことを早急に検討して、実行に移していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、市立大学について、特に国家試験の件について再質問させていただきます。国家試験の合格率が低いことは今後の受験者、入学者数に影響するものと考えますが、その善処策はどのように考えているのか改めてお伺ひします。よろしくお願ひします。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 本学の国家試験対策につきましては、まず各学科とも試験対策担当教員を配置して、様々な試験対策に取り組んでおります。また、国家試験の対策に関わる支援ということで、2つ本学では用意しております。まず、1つが国家試験対策講座の受講資格ということで、受講料の支援をしております。もう一つが国家試験の模擬試験の受験費用の支援ということで、模擬試験の受験料の助成など、そういった2つの支援も学内で行っております。令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、特に

大学の部分については学内の活動が様々な規制がされておりまして。本学の学生、よく試験対策で学生が集団で勉強するというような学生の傾向というか、毎年本学の学生は試験対策で行っていましたがけれども、感染症の影響などもあって、そういった集団の勉強などといったものができなかった期間もございました。ただ、今年度からは感染症対策も緩和されましたので、以前のような、そういった対策等も含めて行うことができるようになりましたので、今後とも引き続き受験者が全員合格を目指して、試験対策に取り組んでいきたいと考えております。

署名議員 富岡達彦

署名議員 東千春

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） ぜひ全員合格するように頑張っていただきたいと思います。冒頭述べたとおり、学長を核心として教師群が一丸となり、きりり光る大学を目指していただくよう私からお願ひ申し上げ、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 以上で清水一夫議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

令和5年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年9月20日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（16名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中島孝幸	議員
	2番	富岡達彦	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤慈生
書記	石橋恵美
書記	加藤諒
書記	川名桃代

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	岸小夜子君
総務部長	渡辺博史君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	廣嶋淳一君
健康福祉部長	馬場義人君
経済部長	山田裕治君
建設水道部長	東聡男君
教育部長	木村睦君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸君
市立大局学長	水間剛君
こども・高齢者支援室長	松田慎司君
産業振興室長	田畑次郎君
上下水道室長	佐藤美香君
会計室長	鈴木康寛君
監査委員	岡川進君

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山崎 真由美 議員

14番 東川 孝義 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

買物弱者対策についてを、水間健詞議員。

○4番（水間健詞議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、発言通告書に従いまして、大項目1つ、買物弱者対策について壇上より御質問申し上げます。

日本全体の傾向である少子高齢化であるが、本市におきましても日本医師会の地域別統計によると65歳以上の総人口に占める割合が2020年で32%を超えております。高齢による運転免許返納や公共交通機関のダイヤ減便などで、日常の買物にアクセスするのが困難な世帯が発生しております。施設に入所、あるいは本人がお亡くなりになるなどの理由で対象者そのものは変化するものの、年齢分布の統計から読み取ると若い年齢の人口の減少傾向に比べ、この先少なくとも20年程度は高齢者人口の減少割合は少ないと読み取れます。一方、市内商業施設は徳田地区をはじめとし、市内中心街から南側に偏在しています。したがって、市内北側や郊外の農村地区にお住まいの移動困難ではあるが、購買需要がある市民が買物の機会を減らさざるを得ない状況になっております。コミュニティバスの減便などからAI活用型オンデマンドバスの運行が11月から予定されて

いるが、既存の下多寄デマンドを除くと農村などの郊外は対象になっていない。運行開始後に検証を行いながら工夫していく必要があると思うが、既存の交通機関を含め公共交通機関の在り方の道筋を示すことが必要と考えます。移動困難者御本人のQOLの観点から、また人口に占める割合が比較的高い高齢消費者が消費経済活動に参加する機会を失っているという観点からもできるだけ速やかな取組を希望するため、今回質問させていただきます。

小項目1つ目、高齢者、障がい者など移動制約がある市民、また農村、郊外など商業施設まで距離が遠い市民、こういったこれらの属性を持つ買物弱者の現状と対策について質問します。商業施設へのアクセス困難者について市としてどのように捉えているか説明を求めます。

高齢者、障がい者など移動制約がある市民の現状と、商業施設への移動手段に関する現状と対策、同様に商業施設が地理的に遠い市民の移動手段に関する現状と対策。

次に、商業施設アクセス困難者について、現在の課題と今後の方針についても説明を求めます。高齢者、障がい者など移動制約がある市民、それから同様に商業施設が地理的に遠い市民に対して。

次に、降雪期などふだんは自らハンドルを握る高齢者が運転を控える場合もあると思うが、季節に応じた対策はどのようなものがあるか、これについてもお知らせいただきたいと思います。

次に、小項目2つ目、移動制約者や遠隔地住民が買物などの消費経済活動へ参加した場合の費用対効果について。年齢別の人口については把握していると思いますが、移動制約者、遠隔地住民の買物、それから通勤、これらに困難を伴う人口について把握しているのであれば説明いただき、また十分捉えられていないのであれば、今後の調査や現状把握を行う予定があるのかをお知らせください。

次に、購買需要があるにもかかわらず、商業施

設に対してのアクセス困難が原因で消費経済活動の参加機会を失うことは、御本人にとっても市の経済にとっても非常に残念で、もったいないことだと思います。この点についてどのような考えをお持ちなのかお知らせください。

将来に向けて消費経済活動に参加してもらうほうがよいと思いますが、住民サービス費用と市内事業者への経済活動と併せて、全体的な費用対効果といったものを検証しながら取り進めるところと考えますが、将来に向けての考え方をお知らせください。

次に、買物弱者に対してA I活用型オンデマンドバスで期待される効果について。A I活用型オンデマンドバスの運行開始までと運行開始後のスケジュールを、これについても改めて示してください。

次に、今回では対象としていない郊外、農村地区に関して将来の見通しについてを説明を求めます。

また、将来にわたりどうしても対象とできない地域は存在するのかをあればお知らせください。

次に、今回の質問の対象としている高齢者、障がい者などの移動制約者、それから農村、郊外など商業施設が遠い市民に対してA I活用型オンデマンドバスに期待される効果について説明を求めます。

次に、小項目の4つ目、民間事業者による移動販売の可能性について質問します。生協をはじめとし、大手通信販売業者も日用品の定期配送など宅配サービスについては充実しており、本市においても享受できるサービスであるが、移動販売に関しても希望する声がある一定数あり、民間事業者の働きで実施している自治体もあるようですが、本市においてそのような需要実態調査や、また民間事業者に対してアプローチを行った経過があるのか、あればお知らせください。

また、今後計画などがあれば、説明をお願いします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おはようございます。水間議員から大項目で1点御質問をいただきました。私から答弁をさせていただきます。

大項目1、買物弱者対策について、小項目1、高齢者、障がい者など移動制約がある市民、また農村、郊外など商業施設までに距離が遠い市民、これらの属性を持つ買物弱者の現状と対策についてお答えいたします。現在名寄市には鉄道路線や市内を循環するコミュニティバス、市街地から郊外を運行する風連線、日進ピヤシリ線、また農村地区をカバーする2つのデマンドバスが運行されており、名寄市の公共交通のカバー率は82.5%となっております。現状では自家用車の利用も多く、移動制約がある高齢者及び障がい者に対しては介護認定を受けて利用する介護保険サービスと障害者手帳所持による障がい福祉サービスを利用することで、訪問介護サービス内のメニューとして日用品や生活必需品の購入のため買物代行や買物同行といったサービスが受けられることになっております。自立した生活を送っている高齢者が免許返納などを理由に商業施設へ行く回数が増える場合もあると思いますが、現状の福祉サービスは身体の不自由などで要介護認定を受けた方への福祉的支援が中心となります。また、商業施設が地理的に遠い市民については、自家用車での移動が多い現状と認識しており、お困りの際には既存の公共交通やタクシーなどのサービスも御活用いただければと思います。今後については、将来運転ができない方が増加した場合に備えて、交通手段を確保することが必要と考えられます。このような地域の移動ニーズに合った公共交通サービスを実現するための協議の場として、名寄市地域公共交通活性化協議会が設置されております。昨年10月に減便をされたコミュニティバスの西回り線への対応やさらなる利便性の向上を目指し、11月より運行を予定しているA I活用型オンデマ

ンド交通の導入についてもこの協議会で議論をして、決定がされました。御質問いただきました商業施設へのアクセス困難者についての課題では、公共交通の在り方として協議会で対応や方針が議論されることとなります。また、降雪期など季節に応じた対応については、現在具体的な施策はございません。

次に、小項目2、移動制約者や遠隔地住民が買物などの消費経済活動へ参加した場合の費用対効果についてお答えいたします。移動制約者や遠隔住民における買物、通院困難者数については把握しておりませんが、移動の制約を受けていないと考えられる65歳以上の要介護認定を受けていない方の数では8月末現在6,962人、また遠隔住民と考えられる農村地域にお住まいの65歳以上の方は1,069人となっております。ただいま申し上げました移動の制約を受けていないと考えられる方の中で買物など消費経済活動が低下している方の把握は、難しいと認識しているところであります。しかし、消費経済活動への参加が低下している方に対して公共交通の在り方を検討することは、重要な視点であると考えられます。従前の公共交通は移動が困難な、いわゆる交通弱者への対応など地域の足を守る視点のものでしたが、近年はDX技術の活用により利便性、事業性を向上させることで外出機会の増加を図り、経済活性化の好循環を生み出す効果も期待されています。11月より運行を予定しているAI活用型オンデマンド交通も従来の定時定路線のバスから出発地、目的地周辺での自由度の高い移動となるよう乗降ポイントを細かく設定をすることで、新たな交通需要の掘り起こしによる人流の増加を図り、地域経済活性化も目指しております。経済活性化と併せて、費用対効果については利用状況の検証や利用者、地域の声などのフィードバックにより運行の改善を図りながら、さらに利用される公共交通の構築に努めてまいります。

次に、小項目3、買物弱者に対してAI活用型

オンデマンドバスで期待される効果についてお答えいたします。AI活用型オンデマンド交通については、8月に開催した地域公共交通活性化協議会で事業の承認を受けました。その後運行システムの構築を行っており、9月下旬にはシステム概要についての市民説明会、10月には具体的な利用方法についての市民説明会を開催予定であり、11月1日からの運行開始に向けて準備を進めております。運行開始後も利用者登録状況や利用状況、サービスレベルの分析を行い、利用者、地域の声を含め運行の改善、利用者獲得に向けた周知活動など、継続した改善を実施してまいります。今回は対象としていない郊外、農村地区については、名寄地区の中心部へのAI活用型オンデマンド交通導入により名寄地区の幹線へ接続することを基本に既存の公共交通の再編が考えられますが、具体的には地域の移動ニーズに合った公共交通サービスを議論する名寄市地域公共交通活性化協議会で検討されます。また、AI活用型オンデマンド交通は、乗合需要により運行効率を上げることで効果を発揮する交通システムであることから、需要が少ない地区では乗り合いとならず、単なる個人のタクシーサービスになる可能性が高く、郊外、農村地域を対象とするには不向きなシステムと言えます。しかし、名寄市街地にこのAI活用型オンデマンド交通を導入することで、名寄市全体の公共交通の改善や持続可能な公共交通の維持に資するものと考えられます。今回の御質問の対象とされている高齢者、障がい者や農村、郊外にお住まいの方に対しても名寄地区までの移動手段の維持、改善、名寄地区の中で自由度の高い移動手段の提供が今回のAI活用型オンデマンド交通導入により期待される効果と言えますので、議論を深めてまいります。

次に、小項目4、民間事業者による移動販売の可能性についてお答えいたします。行政が移動販売を民間事業者に働きかけるケースとしては、自治体から商業施設が撤退することで、いわゆる買

物難民が発生した場合に取り組まれることが多いと認識しております。本市においては、商業施設が一定数存在しており、移動販売は民間事業者の商業活動として行われるものであることから、需要実態調査や民間事業者に対してのアプローチを行った経過はありません。また、現時点でそのような計画等もございません。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 御説明いただきまして、ありがとうございます。答弁いただいたことについて何点かこの後質問していきたいと思っております。

まず、小項目1番目、商業施設が遠い市民や移動が困難な人、こういった場合の現状、対策という部分で、7月に行われた名寄市議会と市民との意見交換会の中でもこのオンデマンド交通のことも含め駅前商店街が減ってきていることで高齢者が買物難民になるといった御意見が出ております。名寄市におきまして65歳以上の高齢者という意味でも約3分の1ぐらいが65歳以上というふうに思っておりますが、こういった市民の声がある中で、やはり購買需要があるけれども、買物に行くのが大変でなかなか買物できない。私の質問の中でもQOLなんていうちょっと言葉使いましたけれども、御本人が誇りを持って社会に参加できるような環境はやはり必要で、元気で長生きしてもらうためにも必要ですし、経済にとっても重要なことだと思います。ぜひこの人たちを名寄の経済の原動力に入れてもらっていくために現状を把握し、どこが課題か洗って、より参加しやすい公共交通を求めていきたいと思っております。冬期間については、今現在は何も特に対策はしていないということでしたが、冬期間というのは自分自身の足が悪くなったりとか店が遠くなったということと実質的には同じような状況だと言い換えることができると思っております。こういったことを鑑みると、ある程度冬期間のような、名寄市の場合冬期間の状態をある程度前提とした状態で現状を捉えてい

かなければならないと思いますが、こういった点、まず参加していただくためにどうあるべきか、それから冬前提の交通アクセスで考えていってもらえないか、そういったことについてちょっともう少し詳しく御答弁いただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ただいま再質問いただきました。お聞きする限り、水間議員が今我々に再質を投げた主語というのが多分公共交通という視点だったのかなというふうに私は受け止めました。公共交通という視点で今再質いただいた内容で見ると、公共交通が役割を果たさなければならぬ範囲というのは、ここまでしかやりませんよという視点ではなくて、公共交通としてどこまで地域の皆さん方に貢献できるか、いわゆる最大公約数的なところを見つけながら協議会の中で、これは行政主導、行政だけの考えで判断できないような仕組みになっておりますので、これは市民の皆様方、それから事業者の皆様方、それから有識者が入った中での公共交通の在り方といったところが判断されて、どんどん進化をしていくといったような形になっておりますので、そういったところも踏まえて、今回チャレンジもしますけれども、AI活用型のデマンド交通、こういった利便性も上げながらも、そして事業者の御理解もいただきながらよりよい公共交通に発展させていきたいというふうに考えておりますし、あと一つはやはり重要なのは自治基本条例に書いてある協働のまちづくりという観点が非常に大事なのではないかなというふうに考えております。我々も公共としてやれる範囲、一生懸命やはりいろんな方の意見を聞きながらサービス、施策を展開させていただこうという気持ちは思っておりますし、そこを言われた意見に対して否定することだけがという気持ちでは決してやっていません。その中でぜひ、最初の答弁でも申し上げましたけれども、実際に個人の移動するための最後の保障としてタクシー事業だったり、いろいろなそれをなりわい

としている事業もサービスもございますので、そういったところもうまく活用していただきながら、どうかそういった経済活動、参加していただけるような基盤をこの地域でしっかりと維持していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。立地適正化計画にも車がなくても快適に暮らせるまちづくりと公共交通サービスとうたっている部分が、文言があります。ぜひ十分に考えていただきたいと思います。

次に、小項目2番目、移動制約者や遠隔住民などが買物などの消費経済活動へ参加した場合の費用対効果ということなのですけれども、先ほどフィードバックなどを得ながら取り進めていくということなのですけれども、フィードバックは出ていくことは当然だと思うのですけれども、その過程で実際住民の方の声を聞く、そういう場とかは設定する予定はあるのでしょうか。懇談会的な、住民の方に集まっていただいて、声を聞くような場の設定は予定されていますか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 地域の皆様方のいろいろな声を聞くという大きなくくりでいうと、町内会連合会が主催していただいておりますまちづくり懇談会だったり、ある意味いろいろ出前講座等もございまして、我々としてはこれは町内会単位なのか団体なのか、これはいろいろな団体に対して制限を設けているわけではなくて、お声をかけていただければいつでもお出かける準備はありますので、特別このためだけに今会合を開くといったような場の設定はしておりませんけれども、仕組みとしていろいろ我々としても意見を聞かせていただく機会というのはつくれる状況にございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。

実際にそこに来られない方にもなってくるのかもしれない方がちょっと今回の質問の当事者になってくるような感じもするので、ぜひそういったその場に来られない方、何かしらの声を拾い上げていく手段を御検討いただきたいと思います。

次に、小項目3番目、買物弱者に対してのAI活用型オンデマンドバスで期待される効果、これについて市のホームページによると、来週25日だったと思いますけれども、アプリなどのデモンストレーションを行いながら説明会を開催するということですが、この内容についてちょっともう少しどのような内容かお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まずは、大きな会場の中でどなたでもということで機会をつくらせていただきました。そこでは、実はまだアプリというのが完成はしておりません。完成はしていませんのですけれども、月明けに一応名寄版が完成予定なのですが、既に同じ仕様のものがデモとして動かせる状況のものをうまく使いながら、こういった仕組みですよといったものを実際に体験をしていただきながら、まずはサービスの内容を御理解いただけるような内容にしていきたいというふうに考えておりますし、せっかく今御質問いただきましたので、宣伝もさせていただければと思いますが、決して説明会だけではなくて、これは広報にも書かせていただきましたけれども、ある意味町内会、団体だったりとか、お声かけいただければ、我々出かけて、そこに行って説明会もどんどんさせていただきますので、ぜひ御利用いただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。そういった集まりにも出かけていって、出前講座的なことをやるということも告知されておりましたが、それ自体の、そういうことをやってくれるという、もうちょっと何か告知強めにしていただ

けると。私がちょっと見逃している部分もあると思いますが、そういった結構デモンストレーションというのはやっぱりロールプレーというか、実際の利用をイメージしてできることだと思うので、利用のハードル下げていく効果が非常に高いと思います。ぜひもっともっと告知して、たくさん利用者が増えると恐らくフィードバックもたくさん上がってくると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

また、これ実施後についても恐らく最初から皆が皆利用するわけではなく、まだ使っていないけれども、興味あるという人はこの先もまだあると思うのですけれども、運用開始後もそういったデモンストレーションとか、運用開始後は本物を使ってできると思うのですけれども、そういったことやするような計画もあるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ありがとうございます。我々期限を切って説明会を設定しておりませんので、ぜひとも引き続きお声かけというか、そういったことやっていますよという発信もさせていただきながら、これは我々の準備期間イコール終わった、すぐ導入といった形でなかなかタイトなスケジュールで動かしてきたというところもありますので、しっかりとそこは引き続き説明する機会も十分設けながら、文化としてA I活用型が定着するまでしっかりと説明の機会は継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。特に私も農村出身ですので、先ほど部長の説明の中で農村はA I活用型オンデマンドバスの効果が出にくい地域だという御説明あってちょっと残念な印象なのですけれども、逆にそういうところで効果が上がりやすいというのはどういった交通手段、自家用車以外で。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、デマンド

といった部分にやはりなってくるのかなと思うのですけれども、A I活用型の一番の特徴は定時ではないということです。オーダーをかけたときにルートが設定されて、大まかな時間軸がそこで設定されるという非常にフレキシブルなシステムになっています。一方、風連地域、風連地区で導入しているデマンドというのは第1便、第2便、第3便といった時間が決まっています、そこに予約が入った時点で動くといったようなデマンド交通。今の想定でいうと、他地域の実績も見ても農村地域に適しているのは今導入既に行っている便数が決まった、時間が決まったもので、オーダーが入ったときに稼働するといったデマンドシステムのほうがより効率性ではないかということで、最初の答弁をさせていただきましたので、よろしくお願ひします。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） よく分かりました。

既存のデマンド交通について、下多寄線ということでおっしゃっていると思いますけれども、逆に、ちょっと私の認識不足かもしれないのですけれども、A I活用型でない既存版のデマンド、下多寄線みたいなものというのは、今後ほかは計画はあるのでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○4番（水間健詞議員） ほかの路線というか、下多寄線以外。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 1回目の答弁でもちょっとお答え触れさせていただきましたけれども、やはり市街地のほうに今回このA Iオンデマンドを導入したということで、全体的な再構築につながっていくのかなというふうには想定しています。その中で、活性化協議会の中で必要なエリア、そしてあとは重複した中でいろいろ、例えば路線バスだったり、重複したことを走らせるというのが非常に非効率になってきますので、そういったことも含めて再構築の議論は活性化協議会

の中で今後進められるというふうに私は認識しております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。

次に、民間事業者による移動販売の可能性についてということで質問したわけですが、今までそういったケースもなく、また名寄市のようなまだというか、店がまだたくさんあるという環境においてはあまりふさわしくないのではないかというような、必要とされていないという、あまりふさわしくないのではないかということだったのですけれども、今後もし民間事業者からアプローチがあった場合というのは、どういった対応になっていくと想定されますか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） そこに関しては、行政が関与するところは一切ないのかなというふうに感じております。現状いろいろ宅配サービスも含めてサービス提供されておりますけれども、そちらに関してもそれぞれの事業者が地域に喜ばれるサービスとして独自の事業性を考えて、サービス展開されているといったことになりますので、そういった動きがあれば、そのような結果につながってくるのだろうというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。

繰り返し申し上げているように、人口の3分の1ぐらいを占める高齢者や自分で買物行きたい障がいを持つ方、こういった方がやはり名寄のまちで買物してもらおうということは非常にボリュームとしても大きいと思います。ぜひ名寄市としても公共交通機関、それからそれ以外の手段においてもこういった方が誇りを持って名寄市民として経済活動に参加してもらえるように今後も施策を期待して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 以上で水間健詞議員の

質問を終わります。

任意接種の带状疱疹ワクチン接種について外3件を、高橋伸典議員。

○12番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問してまいりますので、よろしくお願いたします。若干滑舌が悪い状況になる可能性もありますけれども、お許しをいただきたいと思います。

大きい項目1番目、任意接種の带状疱疹ワクチン接種についてお尋ねをいたします。带状疱疹後神経痛は、多くの方が子供のとき感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こるとされております。ふだんは免疫力によってウイルスの活動を抑えられているのですが、加齢、疲労、病気で免疫力が低下するとともに発症しやすくなる病であります。近年コロナ禍におけるストレスなどの影響により、水ぼうそう予防注射の影響で子供から青年まで患者の増加につながっていると指摘されております。国立感染症研究所によると、宮城県で大規模免疫調査を行いました。50歳以上から発症リスクが上昇し、70歳以上でピークに達し、80歳までに3人に1人が経験すると報告されております。皮膚の症状が治った後も3か月以上痛みが続き、带状疱疹後神経痛は50歳以上の带状疱疹を発症している人のうち約2割がなるとしており、私の周りにも痛みを抱えて長い間つらい思いをしている方を見聞きしています。目にできる角膜炎、耳にできれば難聴など合併症を引き起こすとも言われており、特に高齢者は発症するリスクが高いので、带状疱疹後神経痛を防ぐためにも带状疱疹の予防が大切と考えられます。近年メディア、コマーシャルで取り上げられるようになったため高齢者の皆様の関心も高まり、带状疱疹ワクチンの接種費用が高額なため、全国では本年8月、生ワクチンのみの接種4自治体、不活化ワクチンのみの接種19自治体、両ワクチン対象でワクチン接種は249自治体が半額公費助成、または全

額助成の導入を行っております。

そこで、1点目は带状疱疹ワクチンは定期接種ではないため、国の方針が示されるまでに高齢化の進展に伴い加齢や罹患して苦しむ高齢者が増えることは予想されております。带状疱疹ワクチンは生ワクチン、不活化ワクチンの2種類があり、接種方法や回数、特徴などに違いがあり、高齢者へのワクチン接種の周知と取組について理事者の御見解をお伺いいたします。

2点目には、コロナ禍での自粛生活、物価高騰による家計のやりくり、生活への不安等々で多くのストレスを抱える中、免疫力の低下で带状疱疹の患者も増えてくるものと推測されます。市民の健康を守る観点や国民健康保険の抑制策の観点から带状疱疹ワクチンの助成が必要と考えられますが、带状疱疹ワクチン接種の公費助成について理事者の御見解をお願いいたします。

次に、学校における熱中症対策に向けてであります。地球温暖化に伴い、異常気象の発生の頻度が高まりつつあります。連日の全道的な猛暑は、子供たちの生活にも影響を及ぼしております。名寄市でも異常気象は今にでも発生をしますが、地域によって今までに経験したことのないような異常気象の発生が起きております。熱中症警戒アラートが初めて北海道全域に発表されました。7月20日から9月1日まで44日間の真夏日が続きました。また、9月に入り、9月18日まで真夏日が続いております。文部科学省は2022年9月の調査で全国の公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高校、特別支援学校の冷房設置は普通教室で95.7%、北海道と青森を除けば100%、北海道は14%にとどまっている状況であります。児童生徒が快適に不便のない学校生活を実現するため熱中症などの命を落とすリスクを最小限にするためにも、クーラーの導入をする学校が増えております。また、数百人規模の生徒が集まり、小中学校の体育館では夏場にクーラーを使用しないことで熱中症にかかっ

てしまう問題も近年表面化しており、伊達市でも死亡事故が起きております。安全で安心した学校生活を送ることが理想と考えられます。クーラーは熱中症を防ぐ役割も果たしておりますが、また体育館は災害時では避難所になることがあり、地域住民も使用するため、冷暖房設備が喫緊の課題とされております。また、エアコンのある、なしによって移住を決める方々もいるようであります。このような幾つかの観点から教室と体育館のエアコンなどの空調設置は必要です。ぜひ早急に設置をしていただくようお願いいたします。学校施設環境改善交付金を使用すれば、空調約3分の1が公費として負担していただけます。また、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金活用の場合は、2分の1の補助金を使って設置することができております。現状の課題及び小中学校教室、体育館のエアコンの設置の現況と取組の考え方について理事者の御見解をお願いいたします。

緊急経済対策、灯油についてであります。ロシアによる領土侵犯による戦争が起きたことで、ウクライナ危機による穀物の世界食料危機による物価高騰の影響や国際的なLNG価格、さらに円安を背景に原油価格の高騰から冬の灯油価格が8月28日の調査で、経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査の中で灯油は店頭販売価格121円20銭、灯油配達価格123円10銭という衝撃的な北海道の調査結果が出ました。これから冬を迎え、石油ストーブなしでは生活が困難な季節になろうとしております。夏であれば服を脱いだり、量販店に行って、冷房設備のあるところに行きという方法がありますが、冬となるとなかなかそうはいきません。灯油が高いからストーブを消すこともできないのです。10月11日付灯油価格は、昨年と同じ価格よりも14円ほど値上がりしました。本年の灯油は、まだ値段が上昇すると言われております。本市も確実かつ具体的に実現することは生活困窮者の生活支援であり、全市民への経済支援でもあるというふうを考え、この

生活支援のことをぜひ推進していただくようお願いいたします。全世帯、全市民に昨年行った1万円灯油券の配布事業の助成事業について本年も推進していただくようお願い申し上げます、理事者の御見解をお願いいたします。

4点目、旅費高騰に伴う規定額と実勢価格の乖離についてであります。急激な物価上昇等に伴う旅行費用の高騰が出張、研修等の足かせになっております。国内問題では、訪日客の急回復に伴い、またコロナ禍で営業を自粛し、従業員を解雇して、今現在不足している影響により宿泊料金が高騰しているためであると言われております。今回、北海道消防大会の折の旅費の乖離の問題についてであります。本年は音更町で10月19日に開催され、私も参加をいたします。消防大会は約1,000名規模の大会であり、前年に日程と会場が発表されるため、大手旅行会社が会場近郊の宿泊施設を全部押さえてしまいます。令和4年、中標津、2泊、1人6,500円の持ち出し、令和5年、音更、1泊、1人4,000円の持ち出しを毎年行っております。国の財務省は、本年4月28日、旅費制度の見直しを行いました。超過した場合、財務省と協議するなど実費支給可能となっております。北海道消防大会は、特殊事情と思われま。大手旅行会社に押さえられて、そこを使わざるを得ない事情もありますが、名寄市の旅行規定と実勢価格の乖離への対策について、理事者の御見解をお願いをいたしまして、壇上にての質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 高橋議員からは、大項目で4点御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長から、大項目3は産業振興室長から、大項目4は総務部長からの答弁となりますので、よろしくようお願いいたします。

最初に、大項目1、任意接種の带状疱疹ワクチン接種について、小項目1、高齢者へのワクチン接種の周知と取組について申し上げます。带状疱

疹は、水ぼうそうと同じウイルスである水痘带状疱疹ウイルスが原因の病気です。水ぼうそうになると、治った後もウイルスは症状を出さない状態で体内に潜み続け、加齢や疲労、ストレスなどによって免疫機能が低下するとウイルスが再び目覚め、带状疱疹として発症します。60歳代を中心に50から70歳代での発症が多く見られ、その上疲労やストレスが重なれば、高齢者にとどまらず、20から40歳代の発症率も増加傾向にあると言われております。带状疱疹の予防にはワクチン接種が有効であると言われておりますが、同時に免疫機能を低下させないことも大切であると言われております。本市では、この間市の広報に带状疱疹についての症状や治療、日常生活の注意点などを掲載してきておりますが、今後においても発症を予防するためにはストレスをためず、食生活などで免疫力を高めることが大切であると考えられることから、带状疱疹について正しく理解していただけるよう周知を進めてまいります。

次に、小項目2、带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成について申し上げます。带状疱疹ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンがあり、どちらのワクチンにも带状疱疹の発症を抑える効果があるものの、生ワクチンは明らかに免疫機能に異常がある疾患を有する者及び免疫抑制を来す治療を受けている者に対しては接種してはならず、不活化ワクチンでは重大な副反応としてショック、アナフィラキシー反応を含む過敏症状が現れることがあるとされております。水痘ワクチン、いわゆる生ワクチンは、平成28年3月に50歳以上を対象とした带状疱疹予防としての効能、効果が追加、使用承認され、乾燥組換え带状疱疹ワクチン、いわゆる不活化ワクチンは令和2年1月からそれぞれ任意接種として接種可能となりました。現在带状疱疹ワクチンは、生ワクチン、不活化ワクチンの両方において接種費用が自己負担となる任意接種であり、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において带状疱疹の発生

頻度やワクチン効果の持続性、接種に適切な対象年齢や期待される効果、安全性などについて議論されており、定期接種化に向けて検討が続けられているところです。帯状疱疹ワクチン費用の公費助成については、公費負担により接種を勧奨するためには国の有効性、安全性の評価を得て、予防接種法に基づき市町村が実施すべき定期接種に位置づけられることが不可欠であると考えているところでございます。このことから、帯状疱疹ワクチン接種の位置づけについて国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、学校における熱中症対策について、小項目1、現状の課題及び小項目2、エアコン設置の考え方について関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

文部科学省が令和4年度に実施した公立学校施設における空調設備設置状況調査によると、北海道の小中学校においてエアコンを設置している割合は普通教室が16.5%、体育館が2.3%となっております。本市の小中学校におけるエアコンの設置状況については、全ての学校のパソコン教室及び保健室にはエアコンの設置が完了しておりますが、普通教室や音楽室等の特別教室及び体育館にエアコンを設置している学校はありません。これまで教育委員会では基本的な暑さ対策に加え、感染症対策のために新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用して大型送風機やサーキュレーターを整備したことに加え、昨年度と今年度2か年連続で全学校にスポットクーラーを導入するとともに、児童生徒には小まめな水分補給をさせるなど熱中症対策を行ってきております。しかしながら、本市においてもここ数年7月や8月に真夏日が続いていることから、今後児童生徒が良好な環境の中で学校生活を送るためにはエアコンなどの冷房設備を各学校に整備することは大変有効な

手段であることと認識しております。一方で、エアコンなどの冷房設備の整備には、学校施設は規模が大きいこともあり、全ての教室や体育館などにエアコンを整備することとなると多額の財源が必要となります。そのため、北海道市長会や北海道都市教育長会では、9月11日に国及び国会議員に対し学校施設環境改善交付金の補助率引上げなどを緊急要請したところであります。小中学校は児童生徒が集い、人格の形成がなされる場であり、安全、安心に活動し、学べるようにする必要があるので、教育委員会といたしましては国などからの特定財源に注視し、可能な限り早期にまずは普通教室のエアコンなどの冷房設備の整備に向け、市内において検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目3、緊急経済対策、灯油について、小項目1、灯油券配布事業についてお答えいたします。国は、高騰が続く燃料費、電気代、ガス代に対して価格抑制のための支援を年末まで延長することを決定し、北海道においては特別高圧電力を利用する中小企業への支援などを今月12日の道議会第3回定例会初日に提案をしたところでございます。本市といたしましては、国や道との支援の役割分担を意識しつつ、これから厳しい名寄内容の冬を迎える市民生活や本市経済の活性化のために限りあるコロナ対応地方創生臨時交付金の最も効果的な対策を見極めてまいりたいと考えております。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目4、旅費高騰に伴う規定額と実勢価格の乖離について、小項目1、乖離への対策について申し上げます。

職員が宿泊を伴う公務出張を行う場合、名寄市職員等の旅費に関する条例の規定により定額の宿泊料を支給しております。御質問のあった最近の

宿泊料高騰の状況については、現在のところ職員からの相談もなく、定額支給の額を上回る宿泊料が発生し、超過分を個人負担としたケースは確認していません。現状におきまして、本市では旅費条例の見直しの予定はありませんが、今後さらなる宿泊料の高騰も考えられることから、道内各市の状況など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再度質問をさせていただきます。

まず、带状疱疹ワクチン接種についてであります。先日、先月ですけれども、带状疱疹ワクチンの部分の研修会にちょっと行かせていただいて、今の現状だとかいろんな部分を勉強させていただきました。そして、名寄の私の周りにも何名かこの带状疱疹になっていて、本当につらい思いをされている方が多い部分がありますので、その部分をしっかりやっぱり見ていただきたいというふうに思います。東京では、東京都として、もう、この带状疱疹ワクチン接種を決めました。そして、ほとんどの東京市町村区でこの带状疱疹ワクチンの接種が始まっております。今現状東京都でやっていないところはそんな多くはないです、ほとんどのところが東京はやっていて、東京都として、残りの部分を、ほとんど全部やっていただくということでスタートしているような感じです。そして、北海道でも約、先ほど言いましたけれども、2市、網走市、根室市、そして残り28町村がやられております。そして、ほとんど半額助成でやられているのですけれども、3町村だけ全額助成と9割助成でやられております。まだ国の部分で定期接種になっていない、安全性がないと言っていますけれども、安全性だとか何か確認されているのです。それで、国のほうでまだ定期接種でないから、このような形で東京だとか大阪もそうですし、ほとんどのところはこの接種をやっており

ます。全国、先ほど言ったところはほとんど進めている状況の中で、名寄市もぜひこの定期接種を進めていくようお願いしたいなというふうに思います。

その中で、日本疫学データに基づいて1年間带状疱疹、そして带状疱疹後神経痛に関する推計データをやっていただいて、名寄市が带状疱疹と带状疱疹後神経痛による直接医療費、50歳以上、年間約900万円ぐらいかかるのではないかなというふうに推計が出ました。そして、初年度公費助成導入した際、どれぐらいの予算規模になるかという部分で名古屋市を参考に初年度1%だとか3%でやった場合、生ワクチン、不活化ワクチンの半額助成やった場合は名寄市では50歳以上で1%の場合約160万円、約80名の方に不活化ワクチンを接種されている。名古屋みたいに3%であれば240人の方が不活化ワクチンを接種できるような状況になるのです。そして、医療費とワクチン助成による免疫を軽減する部分でいえば、ワクチン接種のほうが効果があるのではないかなと。きっとこれも50歳以上、また60歳から80歳ですから、ほとんどの方が国保です。社会保険に入っていない方々ですから、名寄市の国保の予算を使って治療しなければいけないという部分が出てくるのではないかなというふうに感じておりますので、なかなか予算の部分ですから、難しい部分ありますけれども、ぜひ御検討いただいて、少しでもこのワクチン助成を行ってほしいなと。やっぱり名寄市としても健康福祉のまち名寄というふううたわれていて、そして地方創生臨時交付金等々の活用でやられているところもあります。また、予防効果が得られるということで、健康都市としてぜひ前向きな検討を考えていただけないかというふうに思っております。きっとこの議場にいる方々の中にも身内で带状疱疹になられている方がいるのかなという部分、そしてその方々を見てもやはり痛みはすごいのです、治ってからの、それが1週間で痛みがなくなればいいのです

けれども、話を聞くと1年、2年、3年、10年もその痛みとお付き合いしなければいけないという方も出ているという部分がございますので、ぜひ早めの抑止力を使っていただいで、そういう方々が少しでもなくなるように進めていただくことをお願いいたします。部長が研究すると言ったので、まだずっと長い部分になるのかなと思いますけれども、再度ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま带状疱疹ワクチンの接種費用の助成について、私ごとで恐縮ですが、議員から御質問いただいたからというわけではございませんけれども、私も今年度に入ってから、55歳過ぎているものですから、自費で9,000円ちょっとぐらいお金かかった記憶がありますが、市内の医療機関で生ワクチンを接種させていただきました。一定そういう意識は持っているというつもりでございます。先ほど議員からもありましたように、このワクチン、決して危険だからなっていないというわけではございませんで、議員おっしゃるとおり、国の厚生科学審議会の中で審議、検討されていて、現在のところ期待される効果や導入年齢に関して検討が必要と、このようにされているということで私たちとしても認識しておりますし、今後の議論を注視してまいりたいと思っております。昨年8月にですねこの議論がなされたということでございますので、またこの後もこういう議論がなされていくのではなかろうかというふうに考えておりますので、内容を注視してまいりたいというふうに考えておりますし、ちょうど議員のおっしゃるとおり網走市さんと北海道の場合根室市さんがワクチンの接種のほうに取り組まれているということで、議員から御質問いただいたこともありまして、勉強も含めて2市のほうに御連絡をさせていただいて、現状の状況を聞かせていただきました。2市とも今年度の4月から、この助成を実施しているとい

うことでございまして、現状、今のところ1市については従来よりも医療機関でのワクチンを接種することが取り組まれる医療機関が増えたということだとか、思ったよりも不活化ワクチンを希望される方が多かっただとかというような御意見だとか、一方では半額助成されているところが多かったようなのですけれども、それでも金額が一定あるので、まだ見合せている方が多かっただとかという肌感覚でございましてけれども、ちょっと御意見を頂戴しております。今後もそういった事例を私どもとしても注視しながら、一方では国のほうで定期接種化になって、今議員が懸念されているような方々が一人でも減るような形を私たちも願っておりますし、あと市民部とも連携しながら国保の医療費抑制の対応についても注視してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。先ほどの部長が心配していた不活化ワクチンによる後遺症等があった場合、品川区が今進めているような状況の中で、品川区ではこのように言われているのです。带状疱疹による予防接種法に基づいて、任意の予防接種ですが、万一予防接種を受けたことにより健康被害が起きた場合、予防接種法ではなく、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく補償となりますということで、必ずそういうふうになっている部分であります。ぜひそのような部分で早めにこの方々を何とか救ってあげたいなというふうに思いますので、御検討をお願いいたします。

それでは次に、学校における熱中症対策に向けてであります。先ほど答弁では、これから何とか進めていっていただけるということで御回答をいただきました。そして、最近の新聞の中にずっとその部分が載っています。旭川の旭川市小中学校、持ち運び型の普及進むということで、旭川は持ち運び型を来年度、23年度までに16%程度まで

増やすと。そして、苫小牧では全小学校、中学校に、スポットクーラーを設置するようになりました。それは、約600室であります。先ほど部長が言われていましたけれども、送風機、そしてスポットクーラー、名寄は小中学校の教室が何個あって、送風機が何基教室につけて、スポットクーラーは何基教室につけているというのが分かれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） スポットクーラーにつきましては、各学校2台ずつ備えさせていたしております。それから、大型扇風機につきましては、全小中学校で大体130弱ぐらいの台数があります。それから、サーキュレーターにつきましても同じ、大型扇風機と同様の台数、125台ほど各全小中学校には今備えているところであります。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。そして、大体大型扇風機とサーキュレーターで約1台ずつぐらい教室には配付をされているのかなというふうに思われますけれども、スポットクーラーが学校に2台ということはほとんど機能していない部分があるのかな。よく大型量販店行くときに南小の南側の道路を通りますけれども、全小学校のクラスが窓が開いていて、そして外側に扇風機が置いてあって、中に入れていているという状況をずっと見て、南ですから、やっぱり太陽の光も入りますし、相当暑いのかなという部分を感じさせていただきます。本当ぜひ、対象としてはスポットクーラーが一番なのかなという部分も感じられます、苫小牧みたいに。そして、冷房完備の小中学校がない苫小牧、今まで夏は涼しくて、冷房完備がなかったそうです。そして、最近の猛暑を受けて、熱中症対策として必要と判断しましたと。道教委によると、全教室に一斉に冷風機、スポッ

トクーラーを設置するのは聞いたことがない。導入予算としては3,500万円ぐらいを本年の一般会計補正予算に盛り込んで、9月7日に開会した定例会で可決したと。この物品購入に充てる新型コロナウイルス感染症対策、国の補助金を活用して、市では負担額を導入費の半額で何とかいけるのではないかとされています。先ほど9月11日、札幌の市長を含めて各北海道の市長会が国に要望書を提出されたということで、少しでも動き出していきたいなという部分はありますけれども、ぜひその前にできることを少しずつやっていただくしかないのかなというふうに思います。私もクーラーを各学校に設置したらきっと億かかると思いますので、その部分でいえばスポットクーラー等々の部分で仕方ないのかなというふうに思います。先日名寄中学校はヒートポンプを使うということで、冷暖房を入れるということになりましたけれども、残りの学校にはなかなかそういう部分はつくれるのかなというふうに思いますけれども、スポットクーラーの部分で何とか対応をしていただくことをお願いいたします。スポットクーラーなのですけれども、もしスポットクーラーを各教室に2つずつぐらいつけるとすれば、費用的な部分ってどれぐらい……きっと苫小牧でこれ600室の教室に約3,100万円ですから、1台50万円になるかな。5万円ぐらいになるのかなと思うのですけれども、名寄でもし各教室にスポットクーラーを設置するとなると、費用的にどれぐらいかかるのでしょうか。分かれば教えていただきたいなというふうに思うのですけれども。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今年の夏は本当に暑くて、熱中症対策として各学校においては今お話しいただいたスポットクーラーももちろんフルに稼働させていただいておりますし、先ほどお話しさせていただきました、学校の中に今エアコンついているのがパソコン教室と……保健室はついていますが、パソコン教室がついています

ので、そういった教室をローテーションといいた
しょうか、使いながら少しでも今できる環境を整
えて、学校のほうでは対応してきていただいたと
ころであります。ただ、この状況が、この夏のよ
うな状況が続くとなると、本当に今のまま
の手法でいいのかというところはやはりこれから
考えていかなければならないというふうに思っ
ておりますし、スポットクーラーで本当によいのか
というところもあるかなというふうに思います。
確かにエアコンをつけるとなると、先ほどの答弁
でもお話しさせてもらいましたが、学校規模大き
いのですので、相当な金額がかかるかと思いま
す。ちなみにですけれども、スポットクーラーを全教
室につけたら事業費を幾らかというところ、今ち
よっと私手元に資料持っていないのですけれど、
普通教室、特別支援教室も含む教室が大体今11
0教室ぐらいあります。それから、特別教室、い
わゆる音楽室とかのような部屋、それが100教
室ございますので、合計すると大体210教室ご
ざいます。ここにいわゆる……したがいまして体
育館はつけませんというか、体育館はつけない
という設定ですけれども、ここにエアコンをつけた
場合、事業費で大体5億円かかるというふうに考
えています。ただ、この部分で、先ほど私お話し
させてもらいましたけれども、これからの庁内
の中での協議になりますけれども、普通教室のみ
であると、そこから特別教室を除きますので、大
体3億円弱、2億9,200万円ぐらいの事業費
がかかるのかなというふうに思っています。とい
うことで、すごく多額な事業費がかかることにな
りますから、先ほど議員がおっしゃられましたスポ
ットクーラーなどがよろしいのか、それともこう
いった抜本的に対策を取っていくべきなのか、こ
こは庁内の中でも十分に議論させていただいて、
考えていきたいというふうに思っておりますので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。ぜひ

進めていっていただきたいなというふうに思いま
す。学校施設環境改善交付金、3分の1ですから、
2億9,000万円だったら約1億円向こうから
来て、名寄市では2億円使わなければいけないと
いう部分ですので、ちょっと難しい部分がある
と思ひますけれども、今回市長会で陳情した部分、
本当にこれが半分以上だとか半分になれば、1億
5,000万円ぐらいでできるのかなというふう
に思ひます。ぜひ早めにその対策を進めていただ
くことをお願ひいたします。近くのお子さんが今
まで学校に水ポット持っていかせていますよね。
そして、8月の中旬ぐらいのときに、水ポット持
っていかななくていいよと言っていた子が水ポット
持っていかなかったら無理ですと持ってい
ったそうです。だから、それだけ今年はやっぱり
暑い日が続いたのかなというふうに思ひますので、
ぜひ何らかの方法で、今部長が言われたスポット
クーラーでなく、完全に冷房をつけたいのだとい
う思いが伝わってきましたので、その思いを実現
していただくことをお願ひしたいなというふう
に思ひますので、よろしくお願ひします。

次に……

○議長（山田典幸議員） 発言があるようです。

木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） ちなみにですけれど
も、先ほど資料頂きましたスポットクーラーです
が、1台20万円程度ということですので、先ほ
ど210教室と私お話しさせてもらいましたから、
大体4,200万円程度が事業費になるのかなと
いうふうに思ひしておりますので、よろしくお願
ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 4,100万円ぐら
い、きっとスポットクーラー、何か所か私も使わ
せていただいた部分ありますけれども、教室2つ
要ります。1つでは無理です、スポットクーラー
は。2つでも厳しいかなという。両方向から行か
ないと厳しいのかなという、市長笑っていますけ

れども、それぐらいだったらつけられるでしょうと、4,000万円ですから、4個で約1億2,000万円です。いけるかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいたいことをお願いいたします。

次に、緊急灯油対策であります。先ほど部長言われたように、臨時交付金の部分をどのように活用するのかという部分を言われておりました。これ北海道の経済産業省石油製品価格調査票、経済産業省の資源エネルギー庁で出している、8月28日、調査結果であります。店頭小売価格、北海道分、8月30日公表、灯油が121円20銭、配達の場合が123円10銭であります。本当去年、今年ですか、今年の3月、4月、もう灯油たかなくていいと言っていたときに約94円だとか95円でした、灯油。今百十何ぼです。きっとこれここまでこれから上がると思います。生活保護の方は暖房費で出ると思います。そして、これから去年のような本当に全世帯にそういう部分がつくれれば私は最高だと思えますけれども、そのほかのやっぱり生活困窮している方々だとかといった部分の福祉灯油的な部分というのは今年の考えというのがあれば、ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思うのですけれども。副市長でもいいです、もしあれなら。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま議員から灯油の高騰に関わる御質問いただきました。6月定例会に提案させていただきました名寄市電力、ガス、食料品等の価格高騰の重点支援給付金、市民福祉常任委員会でも御説明させていただきましたが、名寄市の場合全国で行っています住民税非課税世帯に対する3万円、これが、ちょっと古い数字で申し訳ございませんが、8月15日現在で3,280世帯、9,057万円給付させていただいております。また、一方で道の協調事業といえますか、北海道さんのほうが住民税の均等割のみ課税の方に対して1万2,000円を給付する

ということが道議会で可決されましたので、名寄市におきましても非課税世帯の3万円と同額になるようにということで、均等割のみの課税世帯の方々に対して道の1万2,000円に足して1万8,000円を市のほうで独自に出しまして、3万円になるような形で給付させていただいております。これが8月15日現在で551世帯、747万円給付をさせていただいております。8月いっぱいまで1階のほうに名寄庁舎のほうに臨時特設窓口のほうを開設させていただきまして、一定大分数的に落ち着いてきて、窓口の対応というのはほぼなくなってきている状況でございますので、引き続き窓口の対応について、もしお越しになった場合については1階まで職員が下りて対応させていただいておりますが、一定郵送でのことで、先週あたりも、昨日で私確認したのは1週当たり15件ぐらいの申請だったというふうにお聞きしています。ちょうど夏休みが、大学生さんがちょうど均等割のみの課税に当たるアルバイト生とかもきっと一部いるというふうに思いますので、その方々なんかの一部今週入ってから、夏休み明けから申請していただいているということもございますので、そういう対応を引き続き、今年末までこの対応をさせていただくという形になっております。福祉灯油等については、規定に基づき今年度も実施させていただく予定でございますが、今後の国の補正予算等々も注視しながら新たな議員のおっしゃるような灯油や燃料費に対する支援が出てくるようでありましたら、また議会とも御相談をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。きっと出るはずですので、しっかりと12月に向けて進めていただくことをお願いいたします。出ますので、間違いなく。

今住民税非課税の方々、そして低所得者3,2

80名の551人ですか、人数いたのですけれども、何%ぐらいの方がこれ、100%近いのですか。

○議長(山田典幸議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 住民税非課税世帯に関する3万円の給付金につきましては、見込みでございますけれども、給付決定率が81.9%、あと住民税均等割のみ課税世帯の方々の1万8,000円の部分については77.6%、これ8月15日時点の数字でございますので、ここよりは若干進んでいるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(山田典幸議員) 高橋議員。

○12番(高橋伸典議員) 若干やっぱりあと15だとか二十二、三%の方々がおられるみたいです。周知はされているのですよね。周知はされているということで安心しました。向こうから来ないということで。分かりました。ぜひこれからの部分、灯油、このような高い状況、きつと下がることはないと思います。このままで推移するか、それともこれ以上もうちょっと上がるかというふうに今どのテレビもニュースも言われておりますので、しっかり市民への経済対策、進めていただくことをお願いいたします。

最後に、部長が怒って何か言っていた部分の旅費の乖離の部分であります。職員に聞いたけれども、一切そのようなことはないというふうに言われました。先ほど言ったように、大手が、JAさんが取ってしまうのです。稚内のときも、6,000円で泊まれるところをちょっと議長に頼んで取ってもらおうと思ったら、もうJAに押さえられていると。そして、1万2,000円だよと、そんな状況がずっとやっぱり続いています。今年も、先ほど言ったように、消防大会行くので、音更に行きますけれども、そこもやっぱり1万5,500円ですから、だから本当に旅費の宿泊と全然乖離していることだけは、こっちが悪いわけ

ないですから。向こうがそういうふうになってしまうということだけを覚えておいていただきたいなと思います。令和7年に、来年は余市でありますから、またそのぐらいの人数、風連と合体にして行くから、二十何名になってしまうのです。だから、取れないのです。だから、これがきつと令和7年の消防大会、名寄でありますので、北海道消防大会が名寄であって、これが終われば、きつと風連さんも今7名行っているのかな。下川と同じく3名ぐらいの派遣になると思いますし、名寄も今十何名行っているのですけれども、六、七名になるから、別個に行けば全然すぐ宿は何とか取れると思います。そういう状況で、今回はそしたら消防の部分の何とかあれして行ってまいりますので、そういうことがあるということだけ覚えておいていただきたいなと。部長はないと言っていますけれども、あるのだということだけは覚えておいていただければなというふうに思います。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長(山田典幸議員) 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午後1時00分

○議長(山田典幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

猛暑対策について外2件を、川村幸栄議員。

○8番(川村幸栄議員) 通告に従いまして、大項目3点にわたって質問させていただきます。

大項目1、猛暑対策について伺います。今夏の猛暑は過去最高と言われ、残暑も非常に厳しくなっています。熱中症で搬送された人数、死亡者数も過去に例を見ない数だといえます。この状況は続くものと見られており、対策が急務と考えます。命に関わる問題ですので、知恵を出し合いたいものと思います。

小項目1、学校現場の対応について伺います。

さきの高橋議員とのやり取りもありましたけれども、学校現場の対応について改めて市のお考えをお聞かせください。

小項目2、高齢者世帯への対応について伺います。熱中症の発生で最も多いのが住居だといいます。室内での熱中症を防ぐために高齢者世帯へのエアコン購入設置費用を助成する自治体が増えてきています。高齢者世帯への対応について市のお考えをお聞かせください。

小項目3、避難所設置の考えについて伺います。公共施設や大型商業施設と連携して、クールシェルターなど避難所設置の考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

大項目2、次期介護保険制度改正に向けて伺います。来年2024年は、3年ごとの介護保険の改定が行われます。基本的な方向は国が示しますが、サービスの量や保険料の設定は自治体や保険者ごとに決められます。夫婦で、親子でなど老老介護が広がり、深刻です。認知機能がどんどん低下してきて、自分一人では対応し切れない、何とかしてほしいなどの声が次々と寄せられているところがあります。社会保障費も含め生活費の高騰で介護保険制度を利用したくても利用できずにいる方、不安で利用できないと思い悩んでいる方などが多くいらっしゃいます。制度ができて二十数年、いまだに制度がよく分からないとの声も多くあるところでもあります。

そこで、小項目1、保険料の負担増について伺います。国は、利用料を原則1割負担を2割負担に広げようとしています。ますます負担が増すことに不安の声が上がっています。保険料の負担増についてお考えをお聞かせください。

小項目2、サービス内容、量について伺います。要介護1、2を自治体事業に移行させて、介護保険から外し、ケアマネジャーの作成するケアプランの有料化などが進められようとしています。サービス内容、量についてお考えをお聞かせください。

小項目3、家族介護の負担について伺います。家族の介護離職も年間10万人前後で推移していると言われます。介護の社会化といって2000年スタートしましたが、家族介護の負担は増えるばかりであります。市の家族介護の負担についてお考えをお聞かせください。

小項目4、包括支援センターのさらなる支援について伺います。誰にどのように相談したらいいのか分からない、そんなときに頼りになるのが包括支援センターだと私は思っています。保健師の増員などさらなる支援が望まれます。お考えをお聞かせください。

大項目3、北海道家庭教育サポート企業等制度について伺います。加藤市長の行政報告で道教委の取組である北海道家庭教育サポート企業等制度の説明会を開催し、6社が説明を受け、理解を深めたとありました。

そこで、小項目1、制度の内容についてお知らせください。

小項目2、今後の取組についてお知らせをいただきたいと思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 川村議員からは、大項目で3点御質問をいただきました。大項目1の小項目1と大項目3は私から、大項目1の小項目2と大項目2はこども・高齢者支援室長から、大項目1の小項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、猛暑対策について、小項目1、学校現場の対応についてお答えいたします。市内小中学校における暑さ対策としては、文科省や道教委からの通知に基づき暑い日には小まめに水分を補給させ、運動する際は適宜休憩を取ること、環境の条件に応じて服装に気をつけたりすること、また熱中症警戒アラートが発表された際には体育の授業、休み時間や授業での屋外活動、中

学校の部活動などを中止するとともに、学校状況に応じて下校時刻の繰上げを行うなど、熱中症の予防対策について徹底した取組を講じてきております。また、スポットクーラーや大型送風機、サーキュレーターをフル稼働しながら比較的涼しい教室を活用するとともに、エアコンが設置されているパソコン教室を交代で使用することでクールダウンに努めるなど、各学校において現状でできる限りの暑さ対策を行っているところです。しかしながら、本市においてもここ数年7月や8月に真夏日が続いていることから、今後児童生徒が良好な環境の中で学校生活を送るためにはエアコンなどの冷房設備を各学校に整備することは大変有効な手段であることと認識しております。一方で、その整備には多額の財源が必要となることから、教育委員会といたしましては国などからの特定財源に注視し、少しでも早く設置が可能となるよう庁内において検討してまいりたいと考えております。

次に、大項目3、北海道家庭教育サポート企業等制度について、小項目1、制度の内容について、小項目2、今後の取組について、関連がございますので一括してお答えいたします。北海道家庭教育サポート企業等制度とは、北海道教育委員会が家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図ることを目的とした制度であります。協定を締結する企業等は、職場の子育て環境づくり、職場見学や職場体験の実施、地域行事への協力支援、学校行事への参加促進の4項目の中から1項目以上と生活リズム向上の取組と道民家庭の日等の普及の2項目の中から1項目以上を取り組むこととし、その取組結果について毎年度北海道教育委員会へ報告を行うこととなっております。また、北海道教育委員会では、協定締結企業等の取組をホームページに掲載したり、協定締結企業等に対し家庭教育に関する啓発資料の配付や従業員研修会への講師派

遣によって企業の家庭教育に対する取組を支援することとしております。平成18年9月に北海道家庭教育サポート企業等制度が制定されて以来、協定締結企業等の数は令和5年7月時点で全道で2,600者以上、上川管内では220者以上が協定締結しております。本市においては、これまでも22者がこの制度に参加していたところですが、市内の子供を地域全体で支え、見守っていく機運をより一層高めていくため本年6月14日、北海道家庭教育サポート企業等制度説明会を開催し、企業6者の参加をいただきました。その後説明会に参加できなかった企業を含め7者から協定締結の申込みがあり、今月北海道教育委員会と協定の締結を行い、名寄市内の協定締結企業等数は29者となったところです。働く保護者にとって子育てや家庭教育の充実のためには職場の理解や協力が必要であり、また企業等にとっても子供たちの健やかな成長は次代を担う人材の育成として大変重要であります。そのため、教育委員会といたしましては引き続き北海道教育委員会と連携して、市内において本制度の周知に努め、協定締結企業等の拡大を目指すとともに、家庭と地域の教育力の向上に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 私からは、まず初めに大項目1、猛暑対策について、小項目2、高齢者世帯への対応についてお答えをいたします。

今年の北海道は、44日連続で真夏日が続く記録的な猛暑となり、熱中症で搬送された人数も都道府県別で全国最多となった週があるなど過去に類を見ない夏となりました。高齢になると体温調節機能が低下しやすく、暑さや寒さを感じにくくなり、水分補給がうまくできずに熱中症となるケースも増えていったものと推察するところです。エアコン購入に対します助成を行っている自治体

は、地理的に高温多湿である本州に多い状況にあります。北海道において助成をしている自治体は把握できませんが、地球温暖化に伴う気象状況の変化は北海道にも大きな影響が及ぼされているものと感じています。エアコンの重要性は理解をするところですが、限られた財源で各種の福祉施策を実施している中において、エアコン購入に対する新たな助成は難しい状況ですので、御理解をお願いいたします。

次に、大項目2、次期介護保険制度の改正に向けて、小項目1、保険料の負担増について、小項目2、サービス内容、量について、小項目3、家族介護の負担について、関連がありますので一括してお答えをいたします。次期第9期介護保険事業計画に向けた介護保険制度の見直しは、令和4年12月20日、社会保障審議会介護保険部会において意見書が取りまとめられました。介護保険の給付と負担の論点では、1つ目に一定所得、2割負担の判断基準、2つ目として1号保険料の在り方について制度の持続確保のため高齢者の生活実態や生活への影響も把握しつつ、次期計画に向けて結論を得ることが適当であり、遅くとも令和5年の夏までには結論を得るべく引き続き議論を行うとされておりました。その後、本年6月16日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太方針2023において、これらの2つの論点について、介護保険料の上昇を抑えるため利用者負担は一定以上所得者の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末までに結論を得ることとされたところです。御質問にありました利用者負担の増加については、先般7月31日に厚生労働省において開催をされました全国介護保険担当課長会議において、今後一定以上所得2割負担の判断基準について社会保障審議会介護保険部会や国の予算編成過程での議論等を踏まえて検討をし、年末までに結論を得ることを予定しているとされており、今後も状況を注視してまいります。次期介護保険計画につきましても、介

護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針の改正案が本年7月10日に開催をされた社会保障審議会介護保険部会で審議をされ、法令審査、パブリックコメントを経て、年内に公布をされる予定です。市町村が定めます介護保険計画は、この基本指針に基づき市町村ごとの状況に合わせた議論を進めていくこととなります。本市におきます第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の推進状況ですが、名寄市保健医療福祉推進協議会高齢者部会で検討を進めております。7月7日に開催をした第1回の高齢者部会以降、現在は在宅介護の実態調査やニーズ調査、保健医療福祉に関するアンケートを実施し、集計、分析を行っているところです。また、本市におけるサービス需要の実態や地域における実情などを整理し、国の基本指針が正式に公布され次第本格的な作業を進めていく予定としています。短期間での作業となりますが、高齢者が住み慣れた地域で長く暮らし続けられるよう努めてまいります。

次に、小項目4、包括支援センターのさらなる支援についてお答えをいたします。地域包括支援センターは、介護保険法で保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を配置して、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的、継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントを実施し、住民の健康の保持や生活の安定に必要な援助を行い、保健、医療、福祉の増進等を包括的に支援することを目的として、本市では平成19年4月から事業を実施しております。総合相談支援業務は、支援を必要とする高齢者の総合相談を電話や窓口で受け付けており、高齢者やその家族からの相談をはじめ、民生委員や関係機関などから令和2年度以降は延べで年間2,600から3,000件の相談が寄せられているところです。また、相談内容は個人により様々であるため、地域包括支援センターだけでは解決しないものなどは適切に関係する部署への接続を行い、

連携した対応に努めてきているところです。権利擁護業務では、高齢者が地域において尊厳ある生活が維持できるように成年後見制度の個別相談や高齢者虐待への対応、高齢者自身が支援を拒否するなどの困難事例の対応などを行っております。包括的、継続的ケアマネジメント支援業務は、医療機関などの関係機関との連携や居宅介護支援事業所のケアマネジャーとの情報交換や学習会の場の設定、ケアマネジャーの相談窓口としての対応も行っております。介護予防ケアマネジメントでは、要介護、要支援になる可能性のある方に対して介護予防プランを作成しております。地域包括支援センターの役割についても市広報紙への掲載や各種講演会、介護予防教室、出前講座などで周知をさせていただいているところです。まだまだ認知度不足との御指摘ですので、引き続き高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目1の小項目3、避難所設置の考えについて申し上げます。

環境省において、地域における熱中症対策として冷房が設置されている公共施設等を開放し、住民が利用できるようにするクールシェルターの取組が進められております。このクールシェルターは、気候変動適応法の規定により市町村が適合する施設を指定できるものとされ、全国の自治体においても少しずつ導入されているものと認識しております。本市では、冷房を設置している公共施設が少なく、クールシェルターの仕組みは導入しておりませんが、駅前交流プラザよろーなやEN-RAYホールのオープンスペースなど一部の施設においてイベント等のない通常時、市民に開放しているところでもあります。その他市役所庁舎を含む各公共施設に冷房が設置された会議室等がありますが、いずれも利用頻度が高く、市民に開放

することは難しい状況となっております。また、大型商業施設との連携によるクールシェルター導入の考え方についてですが、市として一部の商業施設を指定することは利益誘導につながるおそれもあり、公平性の観点から難しいものと考えております。本市では、猛暑が続いた8月に熱中症対策として名寄市公式ラインにより体調管理の呼びかけと涼しい場所へ移動し、水分補給をするよう周知してきたところですが、来年以降も今年と同様に猛暑が続く可能性もありますので、これら市民周知の在り方と併せて、クールシェルターとしての公共施設開放の考え方について内部協議を進めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問とさせていただきたいと思っております。

猛暑対策であります。私が言うまでもなく、今年の夏は本当に暑くて暑くてというところだったかというふうに思います。学校現場でも子供たちの貴い命が失われたというようなことも発生して、本当に多くの皆さんが心を痛めているところでもあります。先ほど来からの猛暑対策、学校の中での対応についてのやり取りを聞かせていただきました。ただ、今部長からもお話がありましたけれども、予防対策を行い、子供たちに啓蒙することと含めて、エアコンが効いている部屋を使ってクールダウンをさせたりというようなことが報告されました。やっぱり整備が、財政的な問題もありますから、本当に大変なのだというふうに思っていますけれども、先ほどの高橋議員とのやり取りの中では9月11日に国や国会議員への緊急要請も行ったというふうなお話がありました。実は私も会員の一人であります新日本婦人の会の北海道本部がこの猛暑に対して道内で緊急のアンケートを行いました。そして、これは大変だということで、9月1日、文部科学省へ子供たちの命を守るため

に学校にクーラーの設置をと要請を行ったところ
であります。災害級という暑さに生存権も教育を
受ける権利も脅かされていると指摘をし、命と健
康を最優先してほしいと冷房設備の設置を求めた
ところでもあります。このように市民段階、市民の
間からもこの声を引き続き上げていきたいなとい
うふうに思っています。また、先ほどお話があっ
たように、市長会等を含めて国や国会議員への要
請も行ったということですので、いろんな形で声
を上げていくことが必要だなというふうに思っ
ています。また、先ほどのやり取りの中で大きな送
風機を使ったり、スポットクーラー、またサーキ
ュレーターも使って、子供たちの体調を考えなが
ら対応しているというお話もお聞かせいただきま
した。先ほど高橋議員の中でも各道内の市町村の
取組が地元紙に掲載されたことも含めて御紹介さ
れていました。例えば札幌の秋元市長も小中高校
の教室や職員室にエアコンを設置するのだという
ふうな発表されていますけれども、その中で急い
で整備していかなければ子供たちの健康に大きな
影響が出ると判断したと、こういった首長として
の判断をされています。加藤市長にお伺いをした
と思います。市長の決意も必要かなと思って、
先ほど教育部長からは普通教室の設置も進めてい
きたいけれども、財源の問題もあるのでというふ
うなことが言われていました。加藤市長の決意を
お聞かせをいただければなというふうに思いま
すが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今般の夏の暑さは、通常
の北海道の学校は8月20日ぐらいから夏休みが
終わっての通常授業ということですがけれども、そ
れ以降に相当な暑さが続いたということで、学校
も緊急の対応として午後からはお休みするだとか、
体育の授業させないだとか、部活動を停止する、
そんな現場での対応に御苦労されたということだ
ります。すぐに様々な首長さんともよく相談を
して、これやっぱり緊急的に対応すべきだとい

ことで、今回市長会に緊急要望と。同時に町村会
も同じような思いがあったということでありまし
て、北海道、特にエアコンの設置率が低いとい
うこともありましたので、まずは今の現行、新しく
3分の1の補助事業は組み立てていただきました
けれども、これではなかなかやっぱり一気にやる
には厳しい財政的な問題もあるということで、そ
のかさ上げと併せて、緊急に対応するというこ
とでありますので、様々な手続等も含めて迅速にや
らないと来年度にも間に合わない、そうした意向
も含めて、今回緊急に要望させていただいたとい
うことでもあります。状況は変わってきているな
というふうに思っています、今の現状のままでは
やっぱり厳しいのだろうと。何らかのやっぱり対
応していかなければならないというふうに思っ
ていまして、よく教育委員会サイドとも御相談し
ながら、来年度に向けてどうするかできるだけ早い
うちに結論出していきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 本当にできるだけ早く
という言葉が今市長のほうからも発せられました
けれども、ぜひお願いをしたいと思っています。
総務省消防庁によると、8月21日から27日の
間に熱中症による救急搬送者は道内で935人、
これ全国最多だったと記録を出しているといいま
す。ですから、北海道は、本州、九州から旅行で
来られた方々が全然涼しくないというふうにおっ
しゃっているように、北海道は冷涼な地域ではな
くなってきているということ今年を本当に皆さん
が実感されたというふうに思っています。です
から、子供たちの生存権も教育を受ける権利も脅
かされるという意味では、早急な対応をお願いし
たいというふうに思います。

ちょっと1つ御紹介をさせていただきたいと思
うのですが、放課後の学童保育所、コロポックル
の指導の先生からお話を聞きました。昨年学童保
育所、クーラーをつけていただいたと。昨年はそ
れほど活躍する場がなかったのだけれども、今年

はびっしりこのクーラーを使っていると。それで、子供たちが学校から帰ったら、その建物に入るなり歓声が上がると。生き返るな、生き返るというような言葉を子供たちが言うくらい、歓声が上がるくらい本当に暑い中歩いて帰ってきているということで、先生は子供たちの健康と命のことを思うと、クーラーをつけてもらって本当によかったと感謝の言葉を話されていました。ですから、やっぱり一日も早い設置を望みたいなというふうに思っています。先日常任委員会の中で名中のことも報告がありましたけれども、完成が2026年度中ということですから、なかなか待つてはられないということでもありますので、何らかの対策、先ほどから言われているスポットクーラー等々も含めながら対応していただきたいと、このことを強くお願い申し上げまして、また先ほど紹介したように、私たち市民としても声を上げていきたいということを申し上げて、学校対応については終わりたいと思います。

高齢者世帯への対応についてであります。最初ちょっと御質問させてもらわなかったのですが、再質問ということで、生活保護世帯のエアコン購入助成はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 生活保護の受給者の関係のエアコンということですので、お答えさせていただきますけれども、エアコンの購入については生活保護基準におきます一時扶助という中に家具什器費というのがありまして、その中で最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなくて、真にやむを得ない場合に基準額の範囲内において支給ができるというふうになってございます。ただ、ここには支給要件というのが定められておりまして、1つは保護開始時において最低生活に直接必要である家具什器であるということ、もう一つが災害に遭ったりですとか、そ

ういった形の災害救助法第4条の救助が行われなくて、公共団体が行う援護だけでは災害で失った最低生活に必要な家具什器の中にその部分が入っていたとかですとか、そういったような、5つちょっと要件がありまして、そのいずれかに該当すれば必要であれば支給ができるというふうになってございます。生活保護のスタート時点でのということになりますので、引越しとかする場合についても引越したときという状況を勘案することになりますので、途中でということは少しちょっと難しいような要件となっているところなんです。現在まで名寄市については支給をしたということは今のところないということになってございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今のところ市においては該当者が、利用はなかったということなのですが、生活保護世帯の皆さん方にもこの暑さは同じように暑いわけで、やっぱり支援が必要かなというふうに思っています。そして、生活保護世帯ではないけれども、本当に年金も少なく大変だと。特に高齢女性のひとり暮らしでいえば、年金が本当に少ない。こういった方々にやはりエアコン購入への支援が必要というふうに考えているところがあります。最近のニュースなのですが、ちょっと東北になる、福島県の社会福祉協議会が県内の市町村の社協に通知した中身で、エアコン購入に生活福祉資金の貸付けが可能ですよというふうな通知があったということです。貸付けですから、返さなければならぬのですけれども、それでも御相談してもらいながら、いつかクーラーをつけて、健康を維持するというふうにもつながるのかなというふうに思うのですけれども、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま生活福祉資金を使ってのエアコン設置ということで御質

問いただきました。生活福祉資金につきましては、議員御指摘のとおり、国のほうが各都道府県、社会福祉協議会等々に業務を委託して行っているということで、直近ではコロナ対策の貸付金ということで、名寄市の社会福祉協議会においても対応していただいているところでございます。私今議員がおっしゃっていただいていた通知はちょっとまだ手にしていないので、何とも言えませんが、そちらの県の社協のほうでそういう通知を出しているということは運用としては可能なのかなというふうに思いますので、もし使いたいという方の場合、そういう対応できるかというふうに思いますので、内容を見させていただいて、必要であれば名寄市社会福祉協議会のスキルとして一定置いていただくような形で共有したいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思いません。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ぜひ、いろんな形の支援があるかなというふうに思っています。費用、購入のための助成の関係につきましても先ほど御答弁の中で北海道ではなくて、他の地域のほうが多いのかなというふうなお話がありました。当然学校と同じように設備が整っているところは北海道でいえば少ないのですけれども、先ほどからお話ししているように、今までとは違う北海道になってきているといったところでは、やっぱり独自に助成を行うことも必要かなというふうに考えます。本当に独自の助成です。例えば65歳以上の方、70歳以上の方などの年齢が様々であったり、もちろん住民税非課税世帯を中心に助成しているのですけれども、助成の金額についても、2万円であったり、多いところは6万円であったり、この6万円のところは市内で購入することを条件につけたり、本当に様々な独自の助成を行っているということです。その地域、地域に合った助成を行っているということなのだなというふうに思っているのですが、この点についてお考えを聞かせ

ていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今御質問ございましたけれども、過去に高齢者の方々やそういう弱者の方々に対する支援ということでは昔火事のための防災の煙探知機等々の助成を市のほうでは実施したことがございますけれども、それ以降機械端末等々の独自の助成というのはやった経験ないのかなというふうに記憶しています。エアコンも一定大きさによっても金額もいろいろかというふうに思いますけれども、北海道では、先ほど御答弁させていただいたように、なかなかというところの部分と直近、最近特別に急に暑くなってきたというようなことが起こっているというようなことで、今後の対策を考えていかなければならない一方で、いろんな福祉施策を行う上でどこを最優先していかなければならないかというふうなことを考えつつ、今年度につきましては私ども保健センターのほうで、御高齢の方、もしかしたらラインとかお持ちでない方多かったのかもしれませんが、市民の方々に注意喚起ということで、熱中症の予防対策のライン通知のほうを保健センターのほうでさせていただいているところです。議員のおっしゃっていることの、エアコンをつけるということもある意味は健康を守る、熱中症対策というふうに思っております。全ての方々が今ついていないというようなこともありますので、市としては当面熱中症対策に対する対応として周り、近所の方々、近隣の方々ともに気をつけていただいて、日頃から健康に気をつける、あと訪問している中でいろいろ聞こえてくるのがエアコンつけているのですけれども、電気代もったいないから使わないとかという方が結構いらっしゃるというふうにお伺いしておりますので、適切な冷房というか、適切な温度を保っていただきながら健康に暮らしていただくというようなことも一方で必要なかなというふうに思っておりますので、その辺のことも念頭に置きながら、私たちとしては対

応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今部長がおっしゃった、そのとおりなのです。我慢しているわけではないと言うのですけれども、でも我慢しているのだと思うのです。そういう人たちのために、またどうしても買うことができないといった方々のためにやっぱり避難所の設置が必要かなというふうに思っているところなのです。クールシェルター、うまいこと言うなというふうに私は思ったのですけれども、要するに涼む避難場所が必要だということです。先日地元新聞で下川町で2年前に続いて今回、今年も避難所を設置したという記事が載っていました。それで、新聞の中身でいうと周知がちょっと少なかったからかもしれないけれども、そんなに利用者が多いわけではなかったけれども、住民の皆さんからは迅速な対応を称賛する声が上がった、こんなふうに書かれていました。私は、やっぱり住民の皆さんへの安心感をプレゼントしたのだなというふうに思っています。個人として対応がなかなか難しい方、たくさんいらっしゃるかと思います。そういった方々に、やっぱり行政の迅速な対応というのは皆さん方に大きな安心感を与えますし、熱中症は命に関わる重大な問題であるということを知っていただく大きな意義もあるのではないかなというふうに感じています。この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） クールシェルター絡みでいろいろ御質問いただきました。熱中症を知っていただくという形で先ほど健康福祉部長もお話ありましたけれども、今回ラインで熱中症対策について保健センターのほうから周知していただいたということもございます。そういったやり方、そういう対策も含めまして、あとクールシェルターの話でいえば、議員御存じのとおり名寄市の公共施設でエアコンを設置している施設、少ない状

況にあるというところでございますけれども、少しずつは増えてきているという部分もあります。施設を所管する部局ですとか、あと先ほど来の話で保健センターですとか、そういう部分と協議しながら来年、今年は大体いいところいきましたので、来年度に向けて内部協議を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 出先というか、外に出たときに少し涼んでから移動することができる、高齢者はもちろんなのですけれども、どの年代であってもやはりこういう場所というのは必要かなというふうに思っています。公共の施設、よろいな、E N-R A Yホールであったり、また保健センターだとか、そういったところもやっぱり検討していただきながら、涼めるところをぜひ確保していただきたいなというふうに、内部協議をしていくというふうにおっしゃっていましたが、来年の暑い夏までにはこういうふうにしますよというふうなことが聞かれるようにぜひ期待をしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、介護保険のほうに移っていきたいと思います。先ほど老老介護のお話をさせていただきましたけれども、夫婦であったり、親子であったりという、この話はよくあるのですが、最近ではおばさんであったり、おじさんであったり、また年上の兄弟であったり、いどこであったりというようなことで、世話や介護をするという関係がすごく広がっているなというふうに感じています。ヤングケアラーの問題もそうかなというふうに思っているのですが、今回はちょっとヤングケアラーの話はしませんけれども、こういうふうにいるんなところに広がりつつあって、それで先ほども言いましたように、二十数年たっているのに介護の社会化が進まずに、家族介護がますます重たくなっているといったところ、市としてはどのように捉えていらっしゃるのかお聞かせをいただきました

いと思いますが。

○議長（山田典幸議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 老老介護含めた問題だというふうに思いますけれども、今議員おっしゃられたとおり、ケアラーという呼び方がいいのかどうかちょっと分かりませんが、いろいろな方々が関わって介護をする時代になっているというのは承知をしておりますし、実際そうだなというふうに思っています。介護保険制度そのものが介護を必要とする方が適切なサービスを受けられるようにサポートを行うというふうな目的で始まっていますが、一方で自立支援ですとか家族の介護の負担を軽減するということも目的の一つというふうになっている制度かというふうに思います。高齢者含めて、できる限り介護状態にならないような介護予防といった対策も実はこの制度の中ではやってきております。いろいろな方々が関わってくるとすることで、新たな困り事ですとか、そういうことも分かってくるのかなというふうにも思っていますので、私たち行政としての認識としては介護に携わる方が増えているということは承知をしながらも、負担軽減というところは国の一定基本方針、指針などありますので、それに基づきながらという結果にはなるのかなというふうには思いますけれども、介護が皆さんに負担なくできることが一番いいのだらうというふうには思います。ただ、それがこれからつくっている、以前からもつくられている介護保険の計画の中にそういった文言とかを含めて盛り込めるのかということ、それもまた難しいのかなというふうには思っています。ただ、どちらにしても高齢者、困り事が適切にサービスにつながるように我々としてはやっていかなければならないというふうに思っていますので、引き続きそういった方、困り事が一つでも減るように取組を進めさせていただければというふうに思っています。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 必要なときには誰でも使える公的介護制度であってほしいと。今おっしゃったように、誰でも使える介護保険制度であってほしいというふうに思っているのですが、なかなか誰でも使える介護保険制度からどんどん、どんどん距離が空いてきて、使えなくなっているというのが私は現状かなというふうに思っています。ちょっと古い話で申し訳ない。去年の暮れに認知症の人と家族の会という方々が道内で何でも無料電話相談というのを行っています。18人が相談をされているのですけれども、その中でどういったことが御相談あったかということ、制度の内容について、そしてサービスの内容について、家族問題です。どんな人が相談されたかということ、女性が17人、男性1人、70代が5人で80代が3人ということで、私の周りにいらっしゃる方々と大体同じだなというふうに思いながら見ていたのですけれども、やっぱり老老介護のことであったり、認知症の相談が多い。そして、制度について教えてほしい、こういった中身だったということなのです。それで、私の周りでも本当に同じようなことがたくさんあるかなというふうに思っています。デイサービスや在宅サービスを受けるにはどうしたらいいのか分からない、年金が少ないので、特別養護老人ホームに入りたいけれども、どうやったら入れるのか、介護保険料は払ってきたのにいざ介護を受けたいときには思うように受けられない。これはどうしたらいいのだと。また、車の運転はできないから、知り合いに買物や病院の送迎を頼んでいる、ずっと頼むわけにいかないからどうしたらいいのか。連れ合いの認知症が進んできた。自分は足が悪く、歩くのが大変で、今後のことを考えると不安で不安でしょうがない、こんな声が私の周りでも聞かれています。ですから、ほかのところからの無料電話相談と本当に同じようなことがどこでも起きているのだなというふうに感じています。ある高齢の女性は、両親の

介護をし、義父母の介護をし、そして今夫の介護をしながら自分のときはどうなるのかなと、子供たちに負担をかけたくないというふうに思っているのですけれども、不安で不安でしょうがないということです。ですから、やっぱり介護保険制度の中身について、また先ほどもちょっと包括支援センターの周知の問題についてももっともっとしてほしいなというふうに私は思っています。この介護保険制度ができた当初は、そんなにそんなに人に頼って介護なんかしないのだよとというような、介護は自分のうちでするものだというような風潮も強かったかなというふうに思うのですけれども、今はそうではないのだというようなことで、みんなで支え合いながらというふうな、そういう制度になってもらいたいというふうに強く望んでいるところでもあります。ですから、さらにこの制度を知らせる、こんなときにはここに相談してほしい、そういったことを強く求めたいと思いますが、再度御答弁いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま介護保険が制度できて、平成12年からこれが始まっているわけでごさいます、私ごとで恐縮なのですが、介護支援専門員というケアマネジャーの制度がございますが、私第1回目の試験のときには受けさせていただきまして、今ちょっと何回目か分かりませんが、あの頃からも相当年数がたっていて、恐らく試験問題も私が受けたときから比べると3倍以上になっているのではないかなというふうに思います。ですから、今だったらきっと受からなかったらというふうに思っているのですけれども、そのぐらいケアマネジャーになるのもきっと大変になっているのかなと。それだけ、先ほども議員おっしゃっていたように、介護制度というのはやっぱりいろいろ複雑になってきているのかなというふうに思います。それが歴史を重ねてきているという部分もあるかと思いますが、家族制度の変遷というところもあるかと

思いますし、社会の部分で相当変わってきているのかなというふうに思います。ただ、確かに介護保険を進める上でどうしても都市には、結局選べる形なものですから、昔は役所のほうからはこのサービスを使ってくださいねということで、あてがいぶちと言ったら失礼ですけれども、そういうサービスだったのが一定御自身で病院を選ぶように御自身が好きなサービスを選ぶ、好きなというか、必要なサービスを選ぶことができるというところの部分では事業者と御本人とが対等になってきたという部分はございますし、そういう面で介護の社会化というのは進んだのかなというふうに思っていますが、先ほども言ったように、都市にどうしても事業所が集中しているということもあって、選ぶというところの部分からいくと郡部、地方に選ぶほどのサービス実態が果たしてあるか、事業所があるかどうかという問題だとか、あと夜の部分、夜間の部分が充足しているかという部分はまだまだ課題があるのかなというふうに思っています。そういった部分で、特にその補えない部分については家族の方々にまだまだお世話になっているというか、対応していただかなければならない部分があるというのは一定認識をしているところでごさいます。そういった意味でも郡部というか、地方部であってもそういったような内容がやっつけけるというようなこともきちんと、これ国の制度でございますので、先ほど議員のおっしゃっていた認知症を支える家族の会の方々も先ほどから申し上げます社会保障審議会の介護給付費部会、介護保険部会にもそれぞれ委員を出していただいて、意見も述べていただいているというふうに承知しておりますので、私たちもそういう意見を市長会以外で様々なところからまた具申しながら、よりよい制度になるように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 本当に必要なときに誰

でも使える公的介護保険制度であってほしい、このことを強く願いたいと思います。よろしく願いします。

それでは、最後になります。北海道家庭教育サポート企業等制度について改めてお伺いをしたいと思います。市長の行政報告でこのことが報告があったわけですが、なかなか内容について私もよく分かっていない部分がありました。改めてお伺いをしたところなのですが、再度お聞きをしたいというふうに思っているのですが、このパンフレットといいますか、制度をお知らせするこのチラシを見せていただいている中で、これは上川地域なので、上川教育局との関わりという中で書かれていて、最後のところに市町村教育委員会と企業をつなぐサポートを行うというふうに書かれています。この辺がちょっと私の中では理解ができていません。市町村教育委員会と企業をつなぐサポートというのは、どういったことなのか具体的にお聞かせをいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 北海道家庭教育サポート企業等制度につきましては、先ほどの答弁のとおり、北海道教育委員会の制度でございますけれども、家庭教育につきましてはやっぱり地方自治体も一緒になって取り組んでいかなければなりませんし、自治体にある、いわゆる名寄市にある企業がそういった取組をしっかりと進めていただくことによって家庭教育が振興されて、教育力が向上するということで、この締結を通して企業と名寄市がより一層近くになって、何かあるときにはまたこちらのほうからも企業のほうにいろいろな面をお願いすることもあるかもしれませんし、いろいろと相互に協力関係が結ばれるのではないかなというふうに思っているところで、そういった書き方になっているものかなというふうには認識しております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） すみません。なかなか

すっきりと理解ができなくて申し訳ないのですが、あともう一つ確認をさせていただきたいと思っているのですが、先ほども部長のほうから御紹介がありました、どういったことをすれば参加できるのかというあたりの中で、最後のほうに生活リズム向上の取組というふうなところがありました。早寝、早起き、朝御飯と生活リズム向上定着の働きかけということで、子供の読書や運動習慣について推進されるよう取組や支援を行うのだよということが書かれています。それで、今コロナ禍も含めて、例えば医療関係者であったり、介護や保育、教員の皆さん方の中では長時間労働の問題が非常に大きく取り上げられているかなというふうに思っています。こういった部分と道教委と市教委とこの制度とのつながりというところら辺でなかなかすっきり分かりづらい部分があるのですけれども、御説明いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） ちょっと上手に説明できるかどうか分かりませんが、家庭教育につきましては保護者の方々ですとかが子供に対して行う教育でありまして、全ての教育の出発点であるというふうにまず言われております。ですので、そのため子供の方々にとっては家庭というのは常に子供の心のよりどころになっておりますので、その家庭の中でいろんな教育というところをしっかりと進めていただきたいということもあるのかなというふうに思いますし、企業にとってみれば、子育てがしやすい職場環境づくりに取り組んでいただく企業が増えることによって地域社会や社会全体が子育て支援の推進に取り組んでいって、全ての親を対象とする家庭教育の支援につながっていくということから、北海道教育委員会がこういった制度をつくって、そこと企業が締結してもらうことによってそれぞれが、企業もそういった取組をすると。それで、北海道教育委員会としては、その企業の取組に対していろんな面

で支援をしていくといったところの協定を今回結ばせていただいて、少しでも、自治体だけでは、行政だけでは家庭教育というのがなかなか進めませんので、こういった志のある企業にこういったところ取組を通していただいて、家庭教育をこれからもより一層進めていきたいといった取組でございますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市立大学のさらなる発展に向けて外1件を、中嶋孝幸議員。

○1番（中嶋孝幸議員） 議長から指名を受けました。通告に従って、質問いたします。

まず、大項目の1、名寄市立大学のさらなる発展に向けて、小項目の1、大学院設置について。名寄市立大学では、大学院修士課程、定員5名の設置を予定しており、保健福祉学研究科、保健福祉学専攻として令和7年4月に開設すると承知しております。ヒューマンケアに係る高度専門職業人の養成をうたっており、学部学生が卒業後に進学しようとした場合の受皿になる点からも着実な開設準備が望まれます。設置に向けて地域、関係機関から大学院設置に対する要望が大ききことが文科省の認可を受ける上で追い風になりますが、それがどの程度あるのか、定員充足の見込みを含め伺います。

さらに、大学院修士課程修了後に想定される進路の内容をお知らせください。

また、大学院担当教員は学部の4学科からどのように出動して任に当たるのかお知らせください。

小項目2、名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）後期実施計画について。将来構想（ビジョン2026）は、前期、2017年度から2019年度、中期、2020年度から2022年度、後期、2023年度から2026年度の10年間にわたる計画であり、令和5年6月に後期実施計画が出されています。後期実施計画は前期、

中期の実施状況を踏まえたものですが、10年間の計画において幾つか複数の項目についてその進捗の状況を伺います。

まず、学士課程教育の充実の項目の中で、カリキュラムマップと現教育課程の適合性を確認し、カリキュラムツリー、カリキュラムチャートを作成すると記述があり、これは5ページですが、計画書の後ろに付された年度別実施予定事業一覧の表では2023年度から2026年度まで全ての欄に丸が付されています。まず、カリキュラムマップは既に完成していると理解してよいでしょうか。さらに、カリキュラムツリー、カリキュラムチャートの完成は、2026年度まで待たねばならないと理解すべきでしょうか。

次に、国際交流の項目の中で、外国人留学生の受入れ態勢についての記述があります。これは13ページ。2018年度に名寄市立大学外国人留学生規程を整備したとのことですが、私費外国人留学生入試の実施については、その検討が、これも後ろの年度別実施予定事業一覧の表で2023年度から2026年度にわたってなされるというふうに丸がついています。このことから、私費外国人留学生入試が実現したとしても、2026年度以降になると解釈すべきでしょうか。

以上の2点について伺います。

次に、大項目2、宗谷本線の維持に向けて、小項目1、実証事業について。令和5年度において、宗谷本線調査・実証事業協議会が実施する事業として本年8月より具体的な実証事業が開始されています。その内容は、まず1番として、（1）、高校への直通バスの実証運行、具体的には幌延駅から稚内市内の高校2校に向かうバスです。

（2）、地域住民向け特急利用の促進、（3）、比布駅、剣淵駅における特急列車の停車といったものとなっています。国及び道の補助金を基に行われるこれらの実証事業の目的は何か、また実証事業の結果をどのように今後の宗谷本線維持に生かしていこうとしているのかについてお答えくだ

さい。特に（２）の地域住民向け特急利用の促進は、名寄市民に関わりの大きい事業で、本年9月1日から9月30日まで沿線住民が名寄から稚内間で特急を利用したとき、特急料金から10円を差し引いた額が助成されるという内容です。これが今後の特急利用の促進とどのように結びつくかについて伺います。

小項目2、鉄道、バスの共通時刻表の作成について。令和5年度に宗谷本線調査・実証事業協議会が実施する事業のうち調査事業、先ほどは実証事業でしたが、この調査事業に鉄道、バスの共通時刻表の作成があります。その調査事業は、宗谷本線だけでなく、JR北海道が単独では維持困難で、地元負担を前提に存続を目指すとしている8線区共通で行われると承知しております。調査事業、鉄道、バスの共通時刻表の作成の進捗状況について、特に宗谷本線とバスとの連絡に関わる部分についてお知らせください。

小項目3、宗谷本線の観光利用について。宗谷本線は豊かな自然環境の中にあり、沿線には様々な観光資源があります。令和5年度に宗谷本線調査・実証事業協議会が実施する事業の中には、道外からも観光客を集め、観光による利活用を促進しようとする意図したものが見当たりません。それはなぜなのか、また今年度中に新規事業として観光利用に関するものが追加される可能性があるかについて伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 中島議員からは、大項目で2点について御質問をいただきました。大項目1につきましては私から、大項目2は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1、名寄市立大学のさらなる発展に向けて、小項目1、大学院設置についてお答えいたします。初めに、大学院修士課程に関わる定員の充足の見込みを調査するため、本年8

月に本学の学生に対し意向調査を実施いたしました。その結果としては、卒業後の進路として大学院への進学を希望する者が7人、さらに本学に大学院ができた場合の受験希望として、第1志望として受験したい者が14人という結果でありました。

次に、地域または関係機関から大学院開設に向けての調査については、本年1月に道北及び道北周辺432施設に対して調査を実施いたしました。432に対して回答数は228施設の結果としては、大学院修了者の採用または活用についての質問項目では、現時点では需要はあまりないが85施設、将来的には必要になると思うが60施設、大学院修了者の採用または活用実績があるが13施設、一部の職員、職種には大学院修了者程度の人材が必要であるが12施設との結果でありました。大学院卒業生の採用または活用を考えると回答した理由として、専門家として幅広い人間性が期待できそうだからが40施設、高度な専門的知識や技術を持つ人材が必要だからが38施設、的確な判断力、行動力を身につけた人材として期待できそうだからが37施設、高度化する実践分野に対応する能力が期待できそうだからが37施設、職場でのリーダーシップが期待できそうだからが34施設となりました。また、各施設の職員に関わる大学院入学希望への対応についての質問では、大学院進学を勧めたいが、業務の調整に課題があるというものと分からないと回答した施設が各67施設で最も多く、大学院進学を勧めないが25施設、修学条件によっては大学院の進学を勧めるが22施設の順となり、各職場において職員数が充足していない現状の実態が反映されていると考えられます。このことから専攻や領域以外にも実践力育成コースを設けて、保健所、医療、福祉などの職員が短期間のコースで地域探求課題を学べる場の設置も検討することが必要と考えております。

修士課程修了後に想定される進路につきまして

は、主に社会人の入学者を想定しておりまして、保健、医療、福祉分野の専門職業人として地域社会に貢献する意思を有する人材の育成を目指し、道北地域で就業している社会人に係るリカレント教育として、大学院教育での高度な学びを職場に持ち帰り、地域行政に生かしていくことを考えております。

大学院の科目担当教員については、現在教育課程の編成に関わる検討を進めておりますが、学部の4学科に関わる領域を網羅した保健、医療、福祉分野を総合的に学習する基盤となる共通科目、各専門分野における専門性を高め、学生の研究課題のさらなる探求に必要な科目である各専門科目を検討しております。このことから基本的には学部教員が大学院教育も担っていただくことを想定しておりますが、そのためには文科省からの科目担当教員として認定されることが必要であり、改めて教員の研究業績から科目担当教員となれるのか、さらには次年度以降に採用を予定している教員が想定している科目を担えるのか慎重に検討を進めているところであります。

次に、小項目2、名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）後期実施計画についてお答えいたします。今回策定いたしました後期実施計画については、2023から2026年度までの4年間に実施する具体的な実施項目等を記載したアクションプランではありますが、2025年に受審する大学認証評価に向けて、教育活動については評価基準を満たすべく教育の質を改善する活動を強化していきたいと考えております。その具体的な取組内容として、教養教育、連携教育、専門教育の連携と充実を図り、知識と実践の統合を目指す質の高い体系化されたカリキュラムを編成し、実施するためカリキュラムマップと現教育課程の適合性を確認し、カリキュラムツリー及びカリキュラムチャートを作成することとしております。これらの具体的な作業は学内に設置しております内部質保証推進委員会を中心に行っておりますが、

今年度の作業としては各学科のカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの見直しを行い、現在のカリキュラムマップが学部及び学科のディプロマ・ポリシーの項目と関連しているのかを学生が理解できるように表示されていないことから、見直しを行う予定であります。この見直しに付随して、他大学の先行的事例を参考として、分かりやすいカリキュラムツリー及びカリキュラムチャートの作成も行うこととし、現在検討を進めているところであります。

次に、外国人留学生の受入れ態勢につきまして、2018年度に整備した名寄市立大学外国人留学生規程では、本学と交流協定を行っている海外の大学で単位互換が認められた海外の大学等に在学する学生を対象とした特別聴講学生と外国において大学を卒業した者、またはそれと同等以上の学力があると認められた学生を対象とした研究生の2つの区分のみを定めており、一般的な外国人留学として通常の学生と同様な履修を行う制度は整備されておりません。しかし、今後ますます少子化が進み、大学に入学する学生の絶対数が減少していく中で、いかにして学生確保を図っていくかの観点を考慮すると、外国人留学生の受入れも学生確保の一つとして検討しなければならない課題であると考えております。また、昨年度本学の学生が体験することができましたスタディーツアーでは、海外で活躍しているNGOをはじめとする国際協力活動の現場を訪れ、現地の事情をじかに体験し、新たな価値、創造力を思い描くことができたとの感想も聞いており、貴重な体験をすることができたことから、今年度も本学の国際交流センターを中心に実施する予定であります。さらには、名寄市においても外国人材の受入れに伴う相互的な人材育成協力などの動きもあり、今後の海外との相互協力を進めていくなどの環境の変化に対応するためにも外国人留学生の受入れの整備が必要と考えており、受入れ制度、環境が整い次第導入していく考えでおります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目2、宗谷本線の維持に向けて、初めに小項目1、実証事業についてお答えいたします。

宗谷本線調査実証事業は、JR北海道への国からの支援が令和5年度を区切りとされており、令和5年度中に調査、実証事業を行い、総括的検証と抜本的改善方策の方向性を検討することで令和6年度以降の支援スキームが決定されることから、沿線自治体などから構成される宗谷本線調査・実証事業協議会が実施主体となり、実証事業を実施しています。実証事業全体の目的は、幹線交通ネットワークである旭川稚内間の都市間輸送の維持、強化により利用拡大を図るとともに、沿線地域の公共交通の維持、利便性向上を図るために必要な調査、実証事業を協議会で決定した内容に基づいて実施するものであります。御質問にありました地域住民向け特急利用の促進については、宗谷本線の特性である幹線交通ネットワークを生かし、かつ沿線住民の特急利用促進を図るために割引切符のない名寄稚内間を設定し、特急料金補助等により利用ニーズの把握及び検証を目的としています。今回の助成制度により利用促進を図ることと併せて、この助成を利用した方に対して特急利用の目的やふだんはどのような交通手段を使っているのか、特急利用の値下げが利用につながるか、今後この助成制度を活用する意向などの項目でアンケート調査を実施しています。このアンケートを分析することで、名寄稚内間の特急利用促進についての課題を分析してまいります。

次に、小項目2、鉄道、バスの共通時刻表の作成についてお答えいたします。鉄道、バスの共通時刻表は調査、実証事業の中でもJR北海道が単独では維持困難な線区として発表した8線区において共通で行う事業です。この共通時刻表は、時刻に応じた公共交通手段がまとめて分かり、選択肢を増やすことで観光をはじめとした鉄道と沿線

のバスの利用促進を図ることを目的に取り組むものであります。この共通時刻表については、8線区全体で8月上旬から9月上旬に作成が進められて、宗谷本線分は8月末に旭川から美深区間分と音威子府から稚内区間分の2種類が完成いたしました。駅や公共施設などに掲示や設置をしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、小項目3、宗谷本線の観光利用についてお答えいたします。令和5年度の調査、実証事業は幹線交通ネットワークである旭川稚内間の都市間輸送の維持、強化による利用拡大や沿線地域の公共交通の維持、利便性向上を図るために必要な事業として、宗谷本線調査・実証事業協議会で決定して取り組んでおります。今年度中に観光利用に関する事業を追加する予定はありませんが、観光の取組については、宗谷本線の活性化に関する事項について協議する宗谷本線活性化推進協議会において取り組んでおります。5月から6月にかけて運行された観光列車花たびそうや号で車内販売や各駅でのおもてなしを実施いたしました。さらに、今年度の新たな取組として、8月に運行した旭川稚内間の特急列車内で沿線の食材や珍味を販売して、好評を得ております。9月3日に行われた名寄開駅120周年イベントでは、お弁当の販売や鉄道模型を展示をさせていただきました。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 御説明いただきました。まず、大項目1から再質問させていただきます。

大学院設置に関しては、学部学生に対する意識調査、それから地域、関係機関に対するアンケートなどどちらも行っていらっしゃるということで、それを文科省に対する認可請求のときに生かしていただければと思います。特に働きながら学べる社会人に対するリカレント教育ということを考えていらっしゃるということですが、実践力育成コース、それも予定する令和7年まで時間も限られておりますので、ぜひ検討を進めて、令和

7年4月、開設できるように進めていただければと思います。

それから、小項目2番目ですけれども、小項目2番目に関して先ほど、カリキュラムマップに関してですけれども、こういう細かなことを私聞きますのは、1つは先ほど事務局長おっしゃったように、大学基準協会の認証評価が次が2025年に迫っているということで、それに向けて整備しておかなければいけないということ、それから文部科学省の各種補助金を受けるときにそれが幾つかの項目があって、それをちゃんと実施しているかどうかというのが補助金を得るためのポイントになるということもあると思いますので、ぜひともカリキュラムマップの作成については進めていただければと思います。私履修ガイドでしょうか、2023年度の履修ガイドを拝見しましたけれども、カリキュラムツリーに類するようなものが実際に、完全なカリキュラムツリーとは言えないのかもしれませんが、掲載されているということは分かりました。例えば栄養学科では授業科目の関連というようなことで触れられていますし、看護学科では授業科目の構成という形で組織的といいますか、図示した形で、チャートの形で分かりやすく学生に示そうとしているようなところが見受けられますので、できましたらそれを共通の形でこういうことやっていますということを認証評価のときにも示せるように進めていただければと思いますけれども、その辺の動きについてはどうなのでしょう。ちょっと事務局長にお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今の御質問の関係なのですけれども、カリキュラムツリーの部分は、先ほど中島議員がおっしゃったように、履修ガイドのほうには掲載させていただいているのですけれども、ただ他大学のカリキュラムツリーとかを拝見しますと、いろいろもう少し情報を詳しく学生に周知しているといった例が多々あり

ますので、その部分については今年度、先ほど言いましたように、カリキュラムマップも今更新を含めて作業しておりますし、カリキュラムツリーにつきましても他大学のいろんな状況を見ながらどういった表示の仕方をするによって学生がもっと分かりやすく自分たちが理解できて、自分たちが受けている科目が、何がこの科目にとって、こういう順番で取っていくことが自分たちの最後の、うちのディプロマ・ポリシーのところにつながっていくかというのを分かりやすく表現したいということで、今年度中の見直しを行っていきたいということで考えております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ありがとうございます。先ほど申し上げました今既に履修ガイドに掲載されているものに関しては、あるグループごとにくくって、その関係を示したような形になっていきますので、個々の科目を、これを取って、次にこれを取ればいいというような、そういう個々の科目ごとの関係というのが分かりにくいように思いますので、その辺ぜひ考えて進めていただければと思います。

それから、後半部分の国際交流のところですが、これは私6月にもちょっと一般質問で申し上げたのですけれども、外国人留学生の受け入れということを進めていただきたいと思っておりますのは、これは外国人の教育ということではなくて、日本人学生の教育という意味からも外国人留学生を受け入れて、4年間机を並べて、隣に外国人がいて、ふだんからいろいろなおしゃべりをして生活をするということが視野を広げるとかいう、外国人との共生をこれから進めていかなければいけないということを肌で感じる上でもぜひ必要だと思っておりますので、先ほど環境が整い次第導入したいということを事務局長おっしゃいましたので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それから、外国人留学生に関しては、現在保健福祉学部で、介護福祉の分野で外国人の働き手が

これからますます増えるということが予想されると思います。名寄でも特定技能の在留資格で外国人を介護福祉の分野で受け入れているという例がありますので、そういう例がこれからどんどん増えていくとすれば、そういう分野で一緒に仕事をしていかなければいけない、なければいけないといえますか、これから一緒に仕事をしていくということになると思いますので、そういった外国人の働き手と職場で一緒にお互いにいろいろ教え合ったりしながら共生していくということを考えた場合にも、ぜひとも外国人の留学生を受け入れていただきたいと。

それから、今現在は介護福祉分野で特定技能の在留資格で受け入れていますけれども、もし外国人留学生を名寄市立大学の高いレベルの教育で4年間しっかり勉強してもらい、それがそういった人たちが名寄に定着してくれましたら、それは素晴らしいことだと思いますので、そういうことも考えて、ぜひとも外国人留学生を受け入れていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

それから、先ほど事務局長がおっしゃったスタディーツアーというのを、昨年でしょうか、実施したということで、ちょっとそれについてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 私どもの学生も主に語学研修ということでコロナの前には韓国とかカナダの大学のほうに、短期なですけれども、行っていた経緯があります。昨年コロナが明けたということもありまして、スタディーツアーについては、先ほども答弁させていただきましたけれども、海外でいろいろNGOのそういった団体が活躍する場を実際に見て、感じていただくということで、昨年度はまず1つが、これは民間の会社がしていたスタディーツアーなのですが、アメリカとカナダの看護の医療分野におけるスタディーツアーということで、うちの学生3

人がそちらのほうに行かれました。もう一つにつきましては、JICAの協力もいただきまして、ネパールのほうに福祉の関係等含めてうちの本学の学生は5名行ってきました。特にJICAのネパールに行った学生についての報告会を開催、それは民間ではなくて、JICAの協力を受けて行ったということで、報告会を開催させていただいたときに、行く前と行った後の福祉に関する価値観というか、学生の表情というか、そういうのがすごく変わったというのは、私たちが報告会で聞いた部分でもすごく変わったというのが感じられました。そういったこともありまして、今年度についても、そういった部分についてはなかなか体験できないチャンスでもありますので、その部分についてはまた今年度についてもJICAの協力も得ながらスタディーツアーのほうを開催させていただきたいということで考えております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ありがとうございます。大変有意義なプログラムだと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

それでは、大項目の2についてですけれども、宗谷本線の維持に向けてということで、総合政策部長から先ほどお話がありましたけれども、まず私はこれ聞いていますのは、これを質問に取り上げておりますのは、何が何でも宗谷本線を残したいというふうに言っているわけではないのです。やはりもしバスのほうが有効であるのであれば、それで置き換えるということも十分考えられるというふうに思っています。しかし、バスに関しては2024年問題というようなことで、運転手が非常に不足するということが言われていますので、バスに置き換えたとしてもそれが継続できるとは限らないというような心配も一方ではあると思います。それで、今そういう宗谷本線について取り上げておりますのは、先ほども申し上げましたように、豊かな自然環境などを考えますと、潜在的な価値とか魅力が宗谷本線、ずっと旭川から稚内ま

ではあるというふうに考えられるのですけれども、それが生かされていないのではないかということ。ですから、そういったよさを生かすような方向に調査、実証事業が進んでいけばいいのになというふうに考えるのですけれども、今現在8月から始まって9月まで続いているのもありますけれども、それを考えたときにそういった、今埋もれたままになっていると言ってもいいかもしれないのですけれども、それを、宗谷本線をうまく利用すれば地域の活力を引き出すこともできて、観光客も呼び込むことができるという、そういう可能性を十分持っているものだと思うのですけれども、それは先ほどちょっとお話に出ましたけれども、5月から6月にかけての花たびそや号とか9月に現在運行されてます東急とJR北海道のザ・ロイヤルエクスプレスなど非常に人気が高いということからも、宗谷本線の持っている価値ということがうかがえるのではないかと思います。ですから、そういったことでお聞きしているわけなのですけれども、再度伺いますけれども、先ほどお答えいただいた中で地域住民向け特急利用の促進ということに関して10円を差し引いた特急料金を助成するというのですけれども、これがまだ途中です。9月1日から9月30日まで行われるわけですので、これ市役所で助成金を受け取るということですので、今までの途中段階でもいいのですけれども、もし申請の様子とか分かりましたら、教えていただけないでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○1番（中島孝幸議員） ちょっとまだ、取りあえず。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 各自自治体でそれぞれ窓口になっておりますけれども、ちょっと私今手元に受付状況の資料を持っておりませんので、後ほどお知らせさせていただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ありがとうございます。それにこだわるのは、本当にそれが、先ほどのお話の中でアンケートをするということありましたけれども、利用人数を確認するとか、ふだんは何を利用しているとか、もし値下げがあった場合にそれが利用につながるのかとか、そういったことをアンケートで確認するというのですけれども、もし仮にですけれども、特急の利用促進のこの事業においてその利用がたくさんあった場合、値下げがあった場合には利用したいということになった場合に実際にほとんど特急料金がなしのような、10円を差し引いたような状況で実施できるのかという、そういう実現性の問題もあと思いますし、もし特急料金をほとんどゼロの10円差し引いた、そういう実証実験でそれほど利用者がいなかったという場合には、では利用者がいないわけですから、この路線はあまり価値がないとか、そういうような解釈につながってしまうのではないかというふうに思うのですけれども、ですからどちらにしても利用促進という意味では意味がないのではないかというふうに私は理解したわけですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、私のほうでここで一回整理させていただきたいのが、これは広域の組織で方向性を決めた事業を展開しているといったことで、名寄市の意見で全てが修正できるようなものではないということはまず御理解いただいた上での議論させていただければというふうに思います。スタートは、御指摘のとおり観光等もいろいろ視野に入った中で議論はされておりましたけれども、沿線地域、沿線自治体の力で、ではこれ以上どんな観光といったものを企画立案していけるのかと苦しいろんな議論を経た上で、来年度の継続した国からの支援を引き出すための最終的な抜本的な改善策を今回は提案しなければならないと。そんな命題があった中で、それはそ

それぞれの代表者である首長様たちも頭を本当に痛めながら、今回こういったようなバス転換についての実証事業を展開させていただいております。観光についても名寄市だけでいろいろ動かせるものは一切なくて、では宗谷本線全体をどうしていくかというのは実はやはり私は広域行政の北海道がリーダーシップを取るべきだというふうに思っております。そこを裏づけるように北海道では北海道交通政策総合指針、こういったものを策定させていただいております。コロナ禍で重点戦略、これを掲げているわけですが、ここにはシームレス交通戦略ということで、ストレスのない交通網をどう北海道全体、広い北海道をどうつなげていくかといったことが北海道の視点の中でビジョンが描かれています。こういった中で、我々としては広い北海道を結ぶための都市間輸送の軸になる鉄道をどう残していくか、そこに主眼を置いたときにやはり都市間輸送については特急、特別急行というものをしっかり地域の方たちに利用していただかねばならない。そんな中で、我々の思いとしては、例えば名寄に市立総合病院があって、ここに通院する方たちが今まで料金が、割引切符がなかったものですから、高い料金を払って移動してくるといったことを、今まで自家用車で来た人たちがこれが10円の特急券で乗れたときに通院に、こういったところにモーダルシフト、鉄道を利用していただけるきっかけになるかどうか、そんな可能性もこの協議会の実証事業の中で研究していきたいといった思いでこの間展開しておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 2番目の鉄道、バスの共通時刻表の作成についてというところですが、時刻に応じた鉄道を選ぶかバスを選ぶかというような、そういうことに役立てられるということをおっしゃいましたけれども、私はこれ考えますに、共通時刻表の利点というのは鉄道

からバスの乗換えに便利であると。鉄道が何時に着いて、次にバスが何時に出ますよというようなことが共通の時刻表であればすぐ分かるということだと思っております。ですから、そういう意味で、例えばこれをつくったことでちょっと15分ぐらい発車時刻をずらせば鉄道からバスにうまく乗り継げるとか、そういったことを検討すべきだと思っておりますけれども、そういったことに関してはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） すみません。先ほどお問い合わせいただいた10円特急の利用申請状況、今資料届きました。申し訳ありません。今御説明させていただきます。

稚内や南稚内駅のほうで一方ずつ、今2人の御利用があったといったことで報告がございましたので、お知らせいたします。

それから、接続の話ですが、御指摘のとおり当然幹線に位置づけている鉄道からどういった接続、シームレスな接続をしていくかというのは、これはストレスない移動に直結するお話でございます。そのとおりでなというふうに受け止めております。しかしながら、ここの年に1度の例えば鉄道のダイヤ改正、これが3月に行われまじけれども、以前はダイヤ改正の時刻というのがぎりぎりまで公表されずに、その後バスの時刻表がちょっとどうしていいかといったストレスがあった時期がありました。ただ、ここ近年、我々の活性化協議会のほうからも接続についてうまく接続できるように全体的に調整をしなければならぬので、JR北海道にも事前にダイヤ改正案を提示してもらえるように要望したところ、今若干早く提示していただいて、そこは当然バス事業者の方々も利便性が上がることを望んでいますので、そこについては可能な範囲で新しいダイヤに対してのダイヤ改正については実際に行われていると。それ以外については、やはり運転手さんの回しであったりとか全体のダイヤの構成だったりとか、

そういったところではいろいろ課題はあるのかもしれませんが、それぞれの事業所の中で今努力はいただいているということで承知しております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 先ほどの南稚内2人というのは、南稚内駅で乗降して、助成を受けた利用者が2人という意味でしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ごめんなさい。南稚内が1人と、すみません、名寄……ごめんなさい。稚内駅から利用された方が1人、名寄から利用された方1人のお二方ということでございます。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 恐らく名寄市役所に申請があった方ですので、名寄稚内間と名寄南稚内間がお一人ずつというふうに考えればよろしいでしょうか。そんなあんまり細かいこと聞いても意味がないのですけれども、せっかくおっしゃっていただいたので。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ちょっと細かい表になっていますので、後ほど整理して御説明させていただきます。すみません。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 今の議論のバスと鉄道の連絡の問題に関わってなのですけれども、鉄道の利用があまり行われないうのは、駅からのアクセスが悪いからというのも非常に大きな要因だと思います。駅に着いたとしてもそこから先、目的地までの交通がないというようなことで、それが一つネックになっているのではないかなというふうに思われる点がありますけれども、例えば私が思いますに、ただ利用しなさいといっても目的がなければ利用しないと思うのです。もっと公共交通として宗谷本線を利用しましょうというふうに幾ら言っても、別に目的がないのにただ乗る

人はいないわけで、例えば何かイベントがあるとか、今現在の状況でいえば非常に高校生の通学が多いわけですが、そういう通学の目的であるとか、イベントがあるので出かけるとか、観光ももちろんそうですけれども、そういったときに便利であれば利用するということです。ですから、今現在課題になっているのは、恐らくそういった需要を掘り起こすということがあまりなされていないのではないかなというふうに思うのです。需要というのは黙っていてもあるわけではなくて、こちらから何か乗りたくなるようなものをつくって、工夫して、それで乗客に乗ってもらうということが必要だと思います。そういった意味で、この実証事業があまり効果がないのではないかなというふうに思っているわけなのですけれども、例えば名寄のEN-RAYホール、最近、関係者の努力だと思うのですが、非常に人気のあるアーティストが名寄のEN-RAYホールでコンサートを開いているということがありますけれども、EN-RAYホールには何百人という人が来るわけです。EN-RAYホールへのアクセスを考えてみると、あそこの受付で聞いてみて、バスが駅からあるのですかという、ないということを言います。大部分の人は車で、非常に駐車場が広くて便利ですので、EN-RAYホールまで車で行って、そこでコンサートを聞いたり、何か催物に参加したりとか、そういうことするわけですが、もし宗谷本線の利用促進したいということであれば、EN-RAYホールまでのアクセス、駅までとにかく宗谷本線で行ってもらって、駅からは臨時のバスを出しますよとか、そういうようなことを前もって催物のチラシなどに刷り込んでおきますと、それを見て、駅からはバスで行けるのであれば、では宗谷本線使って名寄まで行こうかというようなことにもなると思うのです。ですが、それが無いから、そういった駅から目的地までのアクセスがないので、みんなでは車のほうが便利だから、ちょっと無理してでも札幌からでも名寄ま

で車で行こうかということになってしまうと思うのですけれども、そういった目的地までのアクセスに関して、例えば今EN-RAYホールを例に出しましたけれども、それに関して何かお考えがありましたら、伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、今時代を冷静に見てみると、私幼少期、子供の頃、1家庭に1台車があればという時代でした。やはりその、例えば父親が車に乗っていってしまうと家に車がないといったことで、市内のバスによく乗りましたけれども、その当時は大型バスでも立ち乗りの状態でした。それがたかが40年前。今現在1人1台車を持つようになった。こういった時代背景があって、では鉄道という役割は何なのかと考えていったときに、我々はここは変わらず言っているのですが、やはり都市間、ここの輸送をしっかりとする幹線輸送だと。ここの長所をいかに持続させながら利用してもらうかといったことで取り組んでおります。先ほど例でEN-RAYホールのこと御提案いただきましたけれども、そういったことも、例えば名寄駅を中心に市内でこういった移動を確保していくかといったことも含めて、より利便性が上がるように今回AI活用型のオンデマンド交通といったことで、当然止まるようになってきますので、そういった部分でいかにどんどん利便性を上げながら幹線輸送からシームレスな交通を構築していくかといったところは、まさに北海道の指針のとおりのことを今進めているわけで、まずそういった行きたいところにストレスなく行けるような足回りをしっかり準備して、そのために都市間移動についてはぜひとも鉄道使って楽に移動していただければというようなところを広域全体、北海道全体としてもぜひ取り組んでいければなというふうに考えておりますし、活性化協議会としてもそういったところしっかりと連携しながら取り組んでいければなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ありがとうございます。

活性化推進協議会、小項目の3つ目の観光利用に関してなのですけれども、活性化推進協議会の構成メンバーにあまり観光関係の人が入っていないということが言えると思うのですけれども、首長と議長、それから商工会議所の人とか、あとJR……JRはまだ調査、実証のほうですけれども、そういったことで観光利用に関してはあまり話が進まないのではないかとこのように考えてしまうわけですけれども、活性化推進協議会、あるいは調査・実証事業協議会の中に、名寄であれば観光まちづくり協会、そのほか沿線の観光協会の人に声をかけて、何らかの形で関わってもらいたいことを行ったほうが良いと思うのですけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 宗谷本線活性化推進協議会、こちらの協議会の目的なのですけれども、こちらは実は高速化が目的の協議会であります。そして、単独で維持困難な線区が発表された年から目的を1つ追加して、宗谷線の維持、こういったことを協議会の設置目的にしておりますので、高速化、それから維持に向けた取組のために協議会としては活動させていただいていると。観光については、そこまで入れるとなかなか幅広の取組になりまして、観光のほうでも広域で観光の組織がございますので、そちらはそちらでしっかりと観光分野で議論をいただいて、この協議会の議論については高速化、それから国と道と連携しながら維持をどうしていくかというところの議論に特化した組織になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 宗谷本線の維持というのも目的になっているということでありましたら、観光を盛り上げて維持するということにつながると思いますので、観光協会の方でアイデアを持っ

ている方というのはいらっしゃると思うのです。ですから、そういった意見を酌み上げられるような形でもし可能であれば進めていただきたいということをお願いしたいと思います。全く無理でしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今私の一存でどうのこうのという話ではなくて、これはあくまでも広域の協議会で設立された会則にのっとって運営されている組織でございますので、受け止めさせていただきますけれども、そもそもやっぱりそれぞれの自治体を代表する首長が出席していただいて、そして議会からは議長も出席いただいている中で政策的な、政策として宗谷線をどうしていくかといったところを議論する協議会になっておりますので、ある意味観光というのは私は、当然観光に携わる部署も頑張らなければならないのですけれども、そういった観光を商品化するJRの事業者としての努力もかなり重要な部分になっているのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 名寄市の公共交通の活性化協議会の話も出ましたので、今協議会の中ではAIによります相互乗合方式のオンデマンドの公共交通の体系づくりということで今集中しておりますが、中には具体的なものは専門部会の中で協議しているのもあります。ですので、中島議員御提言の観光分野についても今後恐らく協議会の中でも必ずどうなるかということで議論する場面は出てくるかと思えます。もうちょっと幅広に展開しますと、名寄市のAIデマンドのバスが徐々に制度的にも確立されてきますと、これを使いながらいわゆるMaasの展開も少し出てくる可能性もあります、例えば医療関係のMaasだとか含めて。要するに土別から名寄駅、名寄駅から市立総合病院、あるいはほかの病院のところうまく接続できるようなものもつくれる可能性は出て

きます。いろんな形検討しなければなりませんので、改めていただいた御提言につきましては今後どういう展開になるかということも含めて念頭に置いて進めてまいりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） そういった接続、公共交通全体の中で宗谷本線を位置づけるというようなことも含めて、いろいろな手段を生かした住民にとって便利な方法をこれから知恵を出して考えていっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で中島孝幸議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 東 川 孝 義

令和5年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年9月21日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議会活性化特別委員会委員の選任
日程第3 一般質問
日程第4 報告第5号 令和4年度決算に基づく
健全化判断比率の報告について
報告第6号 令和4年度決算に基づく
資金不足比率の報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議会活性化特別委員会委員の選任
日程第3 一般質問
日程第4 報告第5号 令和4年度決算に基づく
健全化判断比率の報告について
報告第6号 令和4年度決算に基づく
資金不足比率の報告について

1. 出席議員（16名）

- 議長 16番 山田典幸 議員
副議長 10番 倉澤宏 議員
1番 中畠孝幸 議員
2番 富岡達彦 議員
3番 山崎真由美 議員
4番 水間健詞 議員
5番 谷聡 議員
6番 今村芳彦 議員
7番 清水一夫 議員
8番 川村幸栄 議員
9番 佐藤靖 議員
11番 高野美枝子 議員
12番 高橋伸典 議員
13番 遠藤隆男 議員

- 14番 東川孝義 議員
15番 東千春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

- 事務局長 伊藤慈生
書記 石橋恵美
書記 加藤諒
書記 川名桃代

1. 説明員

- 市長 加藤剛士 君
副市長 橋本正道 君
教育長 岸小夜子 君
総務部長 渡辺博史 君
総合政策部長 石橋毅 君
市民部長 廣嶋淳一 君
健康福祉部長 馬場義人 君
経済部長 山田裕治 君
建設水道部長 東聡男 君
教育部長 木村睦 君
市立総合病院事務部長 佐々木紀幸 君
市立大学事務局長 水間剛 君
こども・高齢者支援室長 松田慎司 君
産業振興室長 田畑次郎 君
上下水道室長 佐藤美香 君
会計室長 鈴木康寛 君
監査委員 岡川進 君

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 川村幸栄 議員

13番 遠藤隆男 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） ここで、石橋総合政策部長より発言を求められておりますので、これを許します。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おはようございます。昨日の中島議員との一般質問の中で10円の特急券の実証事業の実績について求められた際、私の答弁が2件ということで発言をいたしましたけれども、最新の数字、精査をさせていただいたところ、16件の利用がございました。答弁については、訂正をさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 議会活性化特別委員会委員の選任を行います。

去る9月8日、富岡達彦議員より議会活性化特別委員会委員を辞任したい旨の届出があり、これを許可いたしました。

欠員となりました議会活性化特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により高野美枝子議員を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

空き家対策について外1件を、山崎真由美議員。
○3番（山崎真由美議員） おはようございます。通告順に従いまして、大項目で2点質問させていただきます。

最初に、大項目1、空き家対策についてお伺いいたします。市内で増加傾向にある空き家については、議会の市民の皆さんとの意見交換会等において多くの意見、要望が寄せられています。また、目につく市内の空き家の状況も時間の経過とともに深刻さを増してきています。その責任は建物等の持ち主に起因するものではありませんが、状況改善に向けては一步踏み込む手だてが必要なことから、質問させていただきます。

まず、小項目1、市民の声に応える空き家対策についてお伺いいたします。相続登記の義務化を控え、空き家問題が顕在化する、死ぬ前に自宅を処分するといったことができる制度設計が欲しいという声が上がっています。空家等対策の推進に関する特別措置法及び空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律施行など法律の整備によっても今後一層取組が整備されていくものと思われませんが、本市の空き家対策及び空家等対策計画に変化が生じるのかどうかお伺いいたします。

また、市民の声に応えられる計画運用についての見解を求めます。

次に、小項目2、空き家を生じさせない仕組みづくりについてお伺いいたします。高齢者の中には、足腰元気うちに持家を処分したいとの意向を話される方が複数いらっしゃいます。名寄市では現在空き家バンクの取組も行われていますが、登録数はほとんどない状況と認識しています。その原因は多様であると思われませんが、空き家バンク活用に向けての改善策についてお伺いいたします。

次に、小項目3、特定空家に対する解体補助金についてお伺いいたします。名寄市危険家屋等除却補助金の活用状況及び活用事例については、特

定空家に認定された後、助成を受け、解体に至った事例が2件あると聞いています。法律にのっとった対策を進めていく中で、名寄市としても今後（仮称）特定空家解体補助金制度を整えていくことが必要であると考えます。お考えをお伺いいたします。

次に、大項目2、児童生徒の多面的活動を支援する方策についてお伺いいたします。小項目1、1人1台タブレットの有効活用についてお伺いいたします。GIGAスクール構想による児童生徒への1人1台タブレット配置は、コロナ禍を経て一層整い、名寄市内においても市内全域に光回線の敷設が進められました。学校においては、風連中学校及び名寄東中学校をモデル校として、週末や長期休業中の家庭への持ち帰りが始まっています。今後名寄市教育改善プロジェクト委員会による課題検証も進んでいくと認識していますが、タブレット本来の学習効果を期待するとき、家庭によっては通信環境が整わず、活用状況に差が生じることが懸念されます。今後家庭の通信環境によってはポケットWi-Fiやルーターの貸出しも必要であると考えますが、その対応についてお伺いいたします。

次に、小項目2、教育振興補助金の活用についてお伺いいたします。名寄市教育振興補助金交付要綱が令和5年4月1日から新たに施行されました。その中で、第4条関係別表に関連して交通費の補助についてお伺いいたします。交通費の補助に関しては、小学生、中学生の補助率が全額であるのに対し、高校生の補助率は2分の1となっています。同じ大会へ同一団体から出場する場合もある中で、補助率に差を生じさせた理由についてお伺いいたします。

また、宿泊費については、道内1泊3,000円、道外1泊4,000円の補助がなされています。この補助額が設定されてから10年以上が経過する中で、金額設定の考え方についてお伺いいたします。

次に、第3条の4では、引率教員の自家用車の公用使用に関する規定に基づき、当該校の学校長が自家用車を公用車として許可した場合は補助対象となるが、少年団等関係団体の指導者が自家用車を運転する場合には補助対象としないとあります。部活動の地域移行が進めば地域の指導者が児童生徒を引率する場合も出てくることが想定されることから、交付基準の見直しが必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

最後に、小項目3、昨日の一般質問でもやり取りがございましたが、エアコン設置についてお伺いいたします。北海道においても夏季間の活動を円滑に推進するための環境整備として、エアコン設置の必要性が高まってきています。熱中症対策は命に直結することから、学校などの教育現場にエアコンを設置するお考えについてお伺いし、この場からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） おはようございます。山崎議員からは、大項目で2点にわたって御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

最初に、大項目1、空き家対策について、小項目1、市民の声に応えられる空き家対策について、小項目2、空き家を生じさせない取組づくりについては関連がございますので、一括してお答えをいたします。御自身に万一のことがあった際に居住する自宅を空き家として残してしまうことで、御遺族に御負担をかけたくないという思いから元気なうちに持家を処分したいという相談が議員のもとに寄せられていることと承知をいたしました。関連しまして、最近では御自身が亡くなった後に自身が居住していた住宅を死後に処分するための遺言手続の相談が法律家に寄せられていることが増えているとお聞きをしているところでございます。相続における遺言での対応を希望される方には、市で実施をする無料法律相談を紹介するなどの対

応を行ってまいります。生きていく間に住宅の売却などを進めたいという希望をお持ちの方もおられるものと承知をしております。現在運営しております名寄市空き家バンクは、取引のトラブルと民業圧迫を避けるため、市と協定を結んでいただいた不動産業者が仲介等を行う物件の紹介を行う仕組みとしておりますが、平成28年の発足以来登録件数は延べ1件と利用が少なく、また空き家所有者からの最近の相談では、物件が不動産業者ではなかなか取り扱うに至らず、個人で買手や借手を探すために周知や宣伝を効果的に行うことは難しいとの悩みを聞いているところでございます。御意見をいただきましたとおり、次世代に空き家を負の遺産として残さず、元気なうちに持家を処分したいと考えておられる方の悩みに寄り添える仕組みは必要であると考えており、空き家バンクの在り方やルールの見直しについて検討を進めてまいります。

また、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正を受けた考え方につきましては、今回の改正要旨は所有者の責務強化、活用の拡大、管理の確保、特定空き家の除却等となっております。特に管理の確保のうち特定空き家を未然に防止する管理として、放置すれば特定空き家になるおそれのある管理不全空き家に対し、管理指針に則した措置を市区町村長から指導、勧告でき、勧告を受けた管理不全空き家は6分の1となっている固定資産税の住宅用地特例を解除されることに注目しております。土地と建物の所有者が異なる場合には困難ですが、これらが同一であり、対応に苦慮している物件への制度活用について検討していく必要があるのではないかと考えております。

第2次空き家等対策計画では、空き家等の対策について適正な管理の促進、流通、利活用の促進、特定空き家等への対応の3点を記載しており、法改正後もこの方向性は変わるものではありませんが、先ほど申し上げました管理不全空き家対応の方向性によっては部分修正も検討したいと考えており

ます。

続きまして、小項目3、特定空き家に対する解体補助金についてお答えをいたします。本市では、市民生活に危険を及ぼす空き家を除却し、周辺環境に及ぼしている悪影響を解消することにより近隣住民の生活環境の保全を図ることを目的として、令和2年度に名寄市危険家屋等除却補助金を設けており、過年度に1件、本年度1件の延べ2件について対応しているところでございます。一方で、本市では多い年で年間300棟近い家屋が所有者等の自己負担により解体をされていることから、補助金の交付については慎重な対応を行っているところですが、空き家対策の大切なツールとして問題解決のチャンスを生かせるようケースに応じて随時活用を検討しているところでございます。

御質問のありました（仮称）特定空き家解体補助金制度は、特定空き家について年間の支援件数を設定をして補助金を交付する仕組みの提案であると考えておりますが、年間予算も決めて、予算の範囲内で補助金を交付する仕組みをつくることで、補助金が該当するまで解体を待とう、補助金が該当する程度まで建物が朽ちるのを待とうなど、空き家対策に逆行した効果が生まれかねないものと考えており、現時点では実施する考えは持っておりません。ただ、本年度施行の民法改正により相続放棄物件への対応がより困難になってきており、今後ケースによっては危険家屋等の利害関係者と連携した取組など、一歩踏み込んだ対策を講じていく必要があると考えており、名寄市危険家屋等除却補助金を活用した支援などについて検討を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、児童生徒の多面的活動を支援する方策について、初めに小項目1、1人1台タブレットの活用についてお答えいたします。

本市においては、今年度より1人1台端末の日

常的な家庭への持ち帰りを進めるため、6月下旬から風連中学校、7月上旬から名寄東小学校をモデル校とし、持ち帰りの取組を開始しました。端末の持ち帰りでの学習内容は、小学校では授業で実施した内容や分かったことについてまとめたり、夏季休業中には読書感想文や作物観察カードなどを作成したりしています。また、中学校では学力テストの過去問題などの学習に活用しているところ。家庭でのインターネット通信環境については、令和4年度に名寄市教育改善プロジェクト委員会が児童生徒の家庭を対象に調査を行い、Wi-Fiがある家庭が約95%、Wi-Fiがない家庭が約5%となっております。そのため、モデル校の持ち帰りの取組では、ネットワーク接続ができない家庭の児童生徒については同じ内容の課題を紙プリントで対応しております。1人1台端末の持ち帰りについては、今後名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心にモデル校の持ち帰り状況から全小中学校の実施に向けた課題を検証し、段階的に進めていく予定ですが、ネットワーク接続ができない家庭もあることから、全ての児童生徒が持ち帰り端末を有効に活用できるようオフライン機能を活用した家庭学習の対応やオフラインでも使えるドリル教材の導入など、教材内容等の研究を進めるとともに、モバイルルーターの貸出しなどについても先行している他自治体の取組等を参考に研究してまいります。

次に、小項目2、教育振興補助金の活用についてお答えいたします。名寄市教育振興補助金は、文化、芸術及びスポーツ活動における経費の一部を補助することによって保護者の負担軽減並びに児童生徒の文化、芸術及びスポーツ活動の振興に資することを目的に実施しております。本補助金は、補助対象経費を交通費と宿泊費に区分しており、交通費分に係る補助については補助基準の改正を行い、義務教育児童生徒が出場、または出展する大会等についてこれまでの2分の1補助から全額補助といたしました。なお、高校生について

は、これまでの補助申請の大半が部活動やクラブ化された団体などに所属して出場、または出展しており、高校や競技団体などの協力、支援を得ながら対応いただいていると認識していることから、これまで同様の補助率とさせていただいております。宿泊費分に係る補助については、その補助額を1名につき道内であれば1泊3,000円、道外であれば1泊4,000円を限度に補助しております。現在民間の宿泊施設における宿泊料も高騰していることは認識しておりますが、安価な宿泊施設などもあることから、現段階においては宿泊費分に係る補助額の見直しについては考えておりません。

次に、名寄市教育振興補助金交付基準第3条4に規定する教職員の自家用車の公用使用についてですが、学校には公用車がないことから、道立学校職員要綱の規定を準用し、1日の走行距離や賠償保険の内容など一定基準を満たし、かつ学校長が許可した場合に限り教職員の自家用車使用を認めるとともに、交通費を補助対象としております。一方、少年団関係団体においては児童生徒の安心、安全な移動や公共交通の利用促進、バス運行会社など企業の経済活性化にもつなげるため公共交通、または借り上げバスなどの利用料金を補助対象としているところ。しかしながら、現在本市では令和7年度末の部活動の休日の地域移行に向けた取組を進めているところであり、様々な課題も整理する必要があると認識しております。本補助金についても、こうした課題の整理のプロセスにおいて改めて補助内容や交付基準などについて庁内横断的に検討していく必要があるものと考えております。

次に、小項目3、エアコン設置についてお答えいたします。本市の小中学校におけるエアコンの設置状況についてですが、全ての学校のパソコン教室や保健室にはエアコンの設置が完了しておりますが、普通教室や特別教室及び体育館にエアコンを設置している学校はありません。そのため、

教育委員会では基本的な暑さ対策に加え、感染症対策のために新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用して、大型送風機やサーキュレーターを整備したことに加え、昨年度と今年度、2か年連続で全学校にスポットクーラーを導入するとともに、児童生徒には小まめな水分補給をさせるなど熱中対策を行ってきております。しかしながら、本市においてもここ数年7月や8月に真夏日が続いていることから、今後児童生徒が良好な環境の中で学校生活を送るためにはエアコンなどの冷房設備を各学校に整備することは大変有効な手段であることと認識しております。一方で、その整備には学校施設は規模が大きいこともあり、全ての教室や体育館などにエアコンを整備することとなると多額の財源が必要となり、このことが何よりも大きな課題となっております。小中学校は児童生徒が集い、人格の形成がなされる場であり、安心、安全に活動し、学べるようにする必要のあることから、教育委員会といたしましては可能な限り早期にまずは普通教室のエアコンなどの冷房設備の整備に向け庁内において検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順に再度質問させていただきます。

まず、空き家対策についてであります。先日開催されました第6回の市民福祉常任委員会でも空き家対策については協議がなされたり、市内の空き家についても見に行っていたというところをタブレットの中でも見させていただきました。そういう状況も踏まえながら、それでもなかなか市内の状況が改善されていないということで、大変多くの声を市民の皆さんからいただいているところであります。そこで、この法律によって具体的に名寄市の計画が大きく変わることはないということではあるのですけれども、特定空家の除

却に関わるところは一步進んでいかれるような御答弁をいただいていると思います。もう少し具体的なところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今回の法律の改正に伴いまして、先ほど答弁させていただきましたが、所有者の責務の強化だったりだとか、空き家物件の活用拡大、それから管理の確保、それと今議員おっしゃられました特定空家の除却の関係ということで、ここが改正の中で、今回の改正の背景だったり、必要性ということでのことであつたわけでありまして、その中で、今までは特定空家の認定を受けて、いろんな様々な手続の中で勧告まで至った場合については固定資産税の住宅用地の特例、今6分の1ということ、それが適用しなくすることができるということになっております。さらに、今回特定空家になる前の状態、いわゆる管理不全空き家ということでの定義もされまして、前にも特定空家になる前にそういう管理不全の状態である空き家についてもそれを適用できるように改正をされております。そこにつきましては、実際には例えば管理不全空き家の認定になって、指導したりだとか、いろいろ所有者、相続者のほうのやり取りの中でそれが対応されない場合については勧告という形になって、住宅用地の特例が外することができるということになりますので、そこまでに至らなければその措置はしなくても結構ですので、それなりの危険になっている状態を解消するだとか除却をしていただければ、そこまでは至らないということですので、国のほうからはそういう形でそういった措置もできるということでの改正がございましたので、そこは今後の空き家対策の中で、先ほど計画の話もありましたけれども、今回の法律の改正の中で変わった部分も含めて、多少計画のほうはいじる部分はあると思いますので、今回の改正のあった部分も含めて計画のほうは多少の見直しはあるかというふうに考えております。一応国のほうの法律も少し強化さ

れたということですので、そこも背景にしながら今後も空き家対策については対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 小項目3点、全部関わって再度質問させていただきませうけれども、先ほどの廣嶋部長からの御答弁、計画の見直しも多少出てくるのではないかとということでしたが、やはり法律がこういうふうになりました、名寄市としてはこう考えていますということを広く市民の方にお知らせすることが第一歩だと思います。特定空家、それから空き家が進んでいる状況、行政としての対応の難しさの中で、持ち主の方との連絡が取りにくい、取ることができたとしてもなかなか対応いただけない、これは以前から担当者の方にお話を聞かされたときにお答えをいただいております、担当の方の取組状況はやっていただいているということも理解しておりますので、本当に大変な御苦勞いただきながら進めていただいているということは認識していますけれども、残念ながら状況が変わっていないという、市内を見ても分かるところなのです。それで、計画について検討しますということだけではなく、もう少し見直しについて市民の皆様にもお伝えする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 計画をもし見直す場合については協議会のほうに計画の変更については諮ってということに変更しなければならないというふうになっておりますので、計画の変更していく中では一定程度先ほどの住宅用地の特例の関係を含めて、こんなふうに法律が変わりまして、厳しくなってきますよということだとか、今後の市の進め方も含めて、そこは市民の方といいますか、皆さんにお知らせしていかなければならない部分かと思っておりますので、小項目1と2のほうでも空き家バンクの関係も答弁させていただきました

が、今の空き家バンクの関係についてもどれだけ皆さんといいますか、市民の皆さんに認識されているかということも含めまして、見直しも今答弁の中で検討しているということでお答えさせていただきましたので、そこも含めてやはり広くこの部分については周知していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 法律によって厳しくなりますよという、そういう表現、できないことではないのですけれども、なぜにそういう法律ができたのか。厳しくなることの必要性というのは、要するに日本の全体の中で空き家が増えていくことに対して、きちっと責任を持ってそれぞれが取り組みましようというところからのスタートですので、法律ができて厳しくなるから云々ということだけではなくて、必要性について丁寧な周知をしていただく中で、具体的に固定資産税が6分の1になっているところが1分の1になれば6倍になるということになります。市としてそこに踏み込まれる計画などについて今後協議会によってということですが、担当の部長とされましては具体的にどのような計画をお持ちでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 住宅用地の特例につきましては、一応小規模用地ということで200平米以下については6分の1ということで、それを超えるものについては3分の1ということになっていますので、実際に適用になった場合については6倍にはならないということで、それよりもちょっと下がる形になりますけれども、一応この関係につきましては勧告までに至った場合、要するに所有者なり相続者のほうに連絡を取ってもきちんとした対応していただけないというような形になった場合にこの特例を適用させないということが可能になりますので、そこについては今後の進め方の中で一つの対策といいますか、方策の一

つということではなると思いますので、それについては計画の見直しの中で一定の方向といいますか、決めていきたいなというふうに考えておりますけれども、今国のほうではそういうふうに法律のほうも改正されておりますので、そこは一つ頭に入れながら今後の空き家対策については今の現状含めて皆さんにお知らせすることも必要ですし、こういう状況になっているということで、実際には隣地の方に迷惑かかっているだとか、例えば道路に面した部分のそういった危険な空き家もあって、子供たちが危険な思いをしているだとか、そういったことも含めて、そういう状況にありますということも含めてやはり周知していかなければならないですし、一定程度市としても方針立ての中でそういうことも触れていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） その状況を市民の方もインターネット等で御自身でキャッチされている方がいらっしゃると思いますので、それで自分が元気なうちに、体力のあるうちに自分の持家を始末したい、そういう方向に考えたいということをおっしゃるのだと思うのです。

空き家バンクについてですが、先ほども御答弁いただきましたけれども、制度が整えられてから残念ながら多くの登録がない、ほとんどないという状況がこの間続いてきておまして、昨晚も私もう一度ホームページ検索しましたが、空き家、空き地について現在登録されている物件はありませんと、何回検索しても同じ状況が変わっていないのです。先ほど御答弁の中にもありましたように、企業として営業に結びつくものでないところでうまく成立できなかつたりしているのだと思うのですが、せっかく空き家バンクという状況を名寄市のほうで整備していますので、やはりこれは少し方向性を変えた空き家バンクの考え方に移っていかざるを得ないのではないかと思います。

いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 空き家バンク、先ほど御答弁もさせていただきましたが、現状でなかなか登録者が増えないというところと、実際に流通に乗るものについてはバンクに載る前に動いてしまうということもありますが、やはり場所であったりだとか状態の悪いものというのはなかなか扱うまで至らないという場合が多いですので、一応担当課のほうでも見直しについて考えておまして、今あんまりハードルは高くないのですけれども、登録に関するハードルだったりだとか、もっと載せやすいような形といいますか、希望されれば例えばバンクに登録できるような、本当簡易な形での扱いに変えていきたいなというふうに考えております。今原課でもその辺検討させていただいておりますので、できれば活発にそこに登録できて、流通できるような形、一番いい形を模索しながら見直しのほう図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 名寄市の空き家バンク協定締結宅地建物取引業者一覧というところもきちっと出していただいておりますので、大変分かりやすい状況はつくっていただいているのですけれども、やはり一般企業の不動産会社ですとか、そういうところが扱えるものは名寄市の空き家バンクを通さなくても動いていくものがあると思うのです。行政が関わって制度として整えているということは、そこに乗っからないものを拾い上げて動かしていく、その方向性が必要であると思います。ですので、今検討もされているということでもありますけれども、ぜひその考え方を進めていただいて、とにかく登録をいただいて、金額云々というよりもこれぐらいの空き家の状況があるのだということが分かるような仕組みをつくっていただきたいなと思っておりますので、これについては

要望として申し上げさせていただきたいと思いません。

そこで、名寄市の、これもホームページですけども、空き家について様々丁寧に紹介がされていました。先ほど危険な状況にある特定空家ということで、特定空家に対しての除却費を一部補助ということで、うまくその制度を使って空き家を解体していただいた事例が1件、これからされるのでしょうか、もう一件あると伺っておりますが、経済的などで除却をちゅうちょしている所有者も存在していることから、自発的解体を促進するために除却費用の一部を支援しますということがこのたくさん説明いただいている中に記載されているのです。なかなかここまで読み切ることができるのかなということも思っております、空き家を解体しなければいけないということで悩まれている方は私世代といいますか、高齢になられている方が多いわけですから、それであれば制度として特定空家、これは仮称ですけども、解体助成金ということは、やっぱりこの時期必要になってきていると思うのです。先ほどその補助金を設けることで、ならばそこまで待とうですとか、もう少し置いておいて、特定空家になるぐらいの状況になったときに壊そうというような判断もあるのではないかとということもありましたが、決してその考え方がないとは申し上げませんが、それでも結果として解体に至るとということが大事ではないかと思っております。帯広市に特定空家解体補助金という制度がありまして、ちょっと担当者にお話を伺ってきましたけれども、上限額が50万円、これは対象工事費用の80%までを見るところですが、どれだけかかっても50万円しか上限額としては出されない。年間10件で、先着によってその年の上限額に達した場合は打ち切るということなのですが、当然申請があってから審査があって、本当に公費を投入すべき案件であるのかは慎重な進め方がされています。今このことに踏み切らないと、10年先では今やろうと

されている方たちが、例えば70代の方が10年たって80代になられたときにもっと市内の状況は厳しい状況になるのではないかと思います、これは予算も関わってくるものですから、やはり担当部長、担当の皆さんというよりは理事者判断が必要になってくると思います。市長、副市長の見解を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 空き家問題については、様々な、例えば町内会の皆さんとの懇談などでも出てきているものでありますので、これ早急な対応が必要ということで、危険家屋の除却制度も設けて、今1件、2件と進めるところでありますが、これからさらに危険な家屋のみならず空き家そのものが増えてくる可能性は十分にあるということですから、他の市町村、自治体でやられている補助金もこれは研究しながら何かいい制度つくっていかねばならない、そういう時期に来ているという認識であります。他の自治体でも様々な工夫を凝らしているというのが散見されます。例えば点数の基準を設けて、100点なら100点の基準を設けて、それを、より不良な住宅を洗い出す、あるいは我々のやっているように切迫している状況も見いだす、様々な条件を付しているのみならず、これは土地と家屋の所有者が同一の方の場合ですけども、その土地について様々な利活用を前提としてそこに補助金を充てる、様々なケースが散見されておりますので、これいま一度名寄市の状況も鑑みて、次の補助金はどういうものがあるのか、これは中で真剣に研究させていただきたいと思っております。決して行政側、これは空き家問題というのはささいな問題というふうには見ておりません。これは本当に重要な問題でありますし、都市景観ですとか、さらには我々名寄市は積雪寒冷地でありますので、そういった状況も踏まえると、これは少し、1歩でも2歩でも進んだ形になるような、そういうような姿が一番よろしいと思っておりますので、これ何回も繰り返しますが、ほ

かの状況も、自治体の事例も参考にしながら研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ただいま副市長から早急な課題としてこの後研究を進めていくということ、今までも真剣にやっていただいていると思っていますけれども、真剣に進めていくということで御答弁をいただきましたので、本当に早く市民の皆様にも名寄市はこの方向性でいきますと、この方向でいくので安心できる市民生活が守られますというふうにお伝えできるようにしていただきたいと思います。最後は市長判断だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大項目2のほうに移らせていただきます。最初に、児童生徒の1人1台タブレットの有効活用についてですが、先ほど95%の家庭で通信環境が整っている、残り5%で通信環境が整っていない部分があるという御答弁をいただきました。やはりタブレットを導入したという国の方針が出たときに、タブレットを有効活用するというのは紙に代わるということではなく、通信環境の中で児童生徒がこれから先の生きていくところでの必要な力を養っていくということが大きかったのではないかと認識しています。それでいうと、この時期、今9月ですので、この後来年度に向けた予算審議も始まっていくわけです。来年度に向けての通信環境を整えるということでの必要な予算づけというのは考えていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどの御答弁でもお答えさせていただきましたけれども、持ち帰る端末を有効に活用するということが大変重要なことだというふうに私も認識しておりますし、家庭のいわゆるインターネット環境のそういった差によって端末の使用に差が生じることのないような施策というところはやっぱり考えていく必要があるものだなというふうには思っています。そのた

め、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、いわゆるオフラインでも活用できるようなドリル教材の導入だとか様々な手法があるかと思えますし、もちろんモバイルルーターの貸出しについても他の自治体の取組などを参考にさせていただきながら、次年度の予算に向けて研究を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ドリル的な扱いでも紙とは違うのは一つドリルとして表示されているページを子供たちが学習したときにどこにつまづきがあるのか、またそのつまづきに対してどこまでフィードバックすればいいのかなど、特に小学校の算数科などでは学年によって積み重ねができていないところとできていないところなど、タブレットを使うと子供たちが家庭でも自分で学習を進めていくことができる有効な手段であると思っています。それに併せて、やはり通信環境が整っていることで長期休業中においても時には担任の先生と、担任の先生方は長期休業中でも学校に出てきて勤務されていますので、何らかのやり取りができるわけですから、それにできる子とできない子の差が生じるということはあってはならないことだと思っています。市内業者の方に少しお話を伺ってきましたが、やはりルーター、それからSIMカードですとか通信費に関わる場所の金額についても出していただくことはできています。これは、教育委員会のほうで予算の見積りですとか業者とのやり取りもできているというふうに話を伺っていますので、ここで改めて申し上げませんけれども、ぜひ来年度に向けては特に中学生の生徒に対して差が生じないような予算づけをしっかりしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、教育振興補助金のほうですけれども、先ほど高校生についてのお話がありました。高校生に対しては少年団ですとかクラブで、その他の

団体から、名寄市以外の団体から支援策があるということでの御答弁でしたが、ちょっとそこところは全部が全部そうではないというふうに認識していますので、もう少し丁寧な御答弁をお願いします。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今回の補助基準の改正につきましては、義務教育の児童生徒が出場する大会の交通費補助が、そもそも中体連の大会が全額で、それ以外が2分の1というような、義務教育の児童生徒の中でも大会によってそのように補助率の差があったということから、今回は補助基準を見直して、まずは義務教育の児童生徒の方々が出場、または出展する大会について全額補助をさせていただいたというような経緯になっています。先ほど答弁させていただきましたが、高校生につきましてはいろいろと競技団体によって必ずしもいろいろな支援というものがある、なしはあるかもしれませんが、大半につきましてはそういった団体の支援など、また協力なども得ながら出場しているということがこれまでの中で見受けられておりますので、これまでと同様の補助率とさせていただいたところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 中体連と同じように少年団等出場するときの補助率を1分の1というふうに切り替えたということですので、それは一歩進んだ形で設定していただいたというふうに思っています。保護者からは、大変ありがたいというお声もいただいています。ただ、何度も申し上げますように、一つの団体で同じ競技会に出場していくときにそこに差が出るというのは、大変保護者に対しての説明がしにくいところではあります。実は、宿泊費のほうの話もさせていただきたいとは思っているのですが、今部活動の地域移行が進んできておりまして、中体連、高体連に部活動としてだけではなく、クラブです

とか少年団ですとかというところの出場が認められる大会もありますし、認められるような方向で動いています。これからどんどん名寄市でもNAYOROスタイル部活動改革で進んでいますので、この一本化というのは大変大きな役割を担っていると思っています。そうなってくると、名寄市の中は教育部としての子供たちのスポーツ環境、芸術環境の助成と、それからスポーツに関してということにはなりますが、スポーツ・合宿推進課のほうで進めているところのバランスを今後どうしていくのかというところがなかなか見えてこないもので、関わっておられる保護者からの質問になかなかうまくお伝えすることができていない状況にあります。一概にいついつこうしますということとは言えないと思うのですが、方向性としては検討の余地はあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 議員おっしゃるとおり、今名寄市におきましても部活動改革につきましてはNAYOROスタイル部活動改革推進事業ということで令和7年度末の土日の地域移行を目指していろいろと取組のほうを進めさせていただいていることは御理解いただいているかというふうに思っております。そういったところもございますので、そうした側面からも今回につきましては義務教育の児童生徒の補助基準の拡充のほうを行わせていただいたところでもあります。高校生につきましては、他の協力支援を得ながら引き続きの支援を対応していただきたいというふうに思っております。また、部活動改革を進めるに当たりまして、小中高一貫とした動きをつくっていくことというのは、当然それは非常に重要なことだというふうに我々も考えておりますし、先ほどSC課とのちょっとお話しさせてもらいますけれども、スポーツ・合宿推進課のほうでも今回高校生のほうに部活動のほうに小中学生、中学生を招いての取組をこれから進めるというような動きもあ

りますから、そうした動きも進めているところでありまして、こうした改革を進める中におきまして、先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたけれども、これから本当に多くの課題が生じてくるものかというふうに思っておりますので、その中でこの教育振興補助金の在り方についても改めてそういった過程の中において検討していきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 部長おっしゃるとおりだと思っています。同じ考え方で進んでいただいているというふうに思っています。今名寄市のスポーツ環境全体の統合検討会議も進んでいるところでありまして、一歩先んじてジュニアアスリートのシステムを形成するような事業振興についても具体的なところが少しずつ聞こえてきているのです。アンバランスといいますか、進んでいこうとしているところと進んでいこうとしているところの絡みがどうなるようになっていっているのかというところが、ちょっと表現分かりにくいですね。要するに同じ名寄市の中で起こっていることに認識のずれがあると思っております。今この後検討を進めていくということでありまして、部活動の地域移行、目指すところ、令和7年末ということではあります。でも、国のほうはなかなかそこを、ゴールとはいいいながらもそこを目指していただく中で、そこを過ぎた後もしっかりやっていただきたいというような言い方にトーンが変わってきているところはありますけれども、具体的に来年度大きく動いていく必要があるのかなと思っています。今現在どんな検討がなされているのかお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 部活動改革につきましては、この間保護者含めてこの動きというものをまず改めて承知していただくと、皆さん方に御理解いただくために岩見沢の教育大学の先生をお

呼びいたしましての講演会を開催したり、庁内におきましても教育委員会、それから総務部、総合政策部、それぞれが横断的に話ができるいわゆるチームをつくりまして、その中においてそれぞれの担当しているこの問題に対しての課題に対しての取組をこれから進めている最中でありまして。例えば先ほど言ったように、総合政策部のスポーツ・合宿推進課であれば、小中高一貫した動きをどのようにつくっていかうかですとか、総務部であれば、まだまだちょっと話途中かもしれませんが、教職員の兼職、兼業問題、ここは教育委員会等も含む話になりますけれども、それから我々教育委員会といたしましては部活動をやっている先生方にアンケート取って、どのような先生方がどのようなお考えを持っているかとか、そういったことを少しずつかもしれませんが、部活動改革に向けて進めさせていただいているところでありまして、来年度からというお話ありましたが、我々といたしましては今も本当に前向きといいましょうか、少しずつ前進するような動きをつくっている最中ですので、ここは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 保護者に対してもそれぞれ担当の先生方に対しても講演会等も持っていて、ぜひ北海道の中でこの先生に来ていただいて、講演していただきたいなと思っていた岩見沢教育大学の山本理人先生にも来ていただいておられますので、動きとしては本当に着実に進めさせていただいていると思っておりますので、余計に、今の部長の御答弁からいえば、小中高一貫ということでこの教育振興補助金、小中高一貫であればなおさら、今年度4月に見直したところではあります。なぜにこの助成率になったのかなというところで保護者の中にも疑問が起きることなのですか。いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） いずれにしても、

我々の施策として部活動改革ももちろん大事な施策です。ただ、先ほどお話しいただきましたタブレットの持ち帰りについての問題、課題、それから今般たくさん質問いただいています学校施設に係る猛暑対策に係る課題、そういったこと、様々な多くの課題がありまして、これにつきましては全て財政的な制約が伴います。そこは避けて通れません。したがって、どれを優先するかという問題もございまして、我々といたしましてはまずは先ほどからお話しさせてもらっていますけれども、義務教育の児童生徒の皆様方の部分について拡充させていただいたところがございますので、まずはここで、これも大きな拡充かなと思っておりますので、ここは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 大きな拡充であったということは思っています。2分の1が1分の1になるのですから、本当に保護者負担についてはありがたい判断であったなというふうに思っております。ですがというところについては、やはり私の立場としては要望をさせていただくということを申し述べさせていただきたいと思っております。

少し具体的な話もさせていただきましたが、子供たちが大会に出ていくときになかなか公共交通が使えない状況が生まれてきています。特に道内においてはJRが本数が減らされている、バスも時間、本数が減らされてきています。本州に大会に引率をしていく場合もほとんど大きな体育館があるところは郊外にありまして、厳しい状況にあります。道外に行くときになかなか自家用車ということにはなりませんけれども、学校の先生方の、学校に公用車がありませんので、公用車扱いというのは例えば家庭訪問とか、そういう場合の公用車扱いということで確認はしてきておりますけれども、少年団の指導者でもそれなりに運転免許証として実績のあるものをお持ちの方がいらっしゃいます。例えば大型のバスを運転できる免許も取

得されている方ですとか、中にはタクシーですとか、そういう乗務経験をお持ちの方もいらっしゃると思いますけれども、あくまでも少年団の指導者ということでありまして、この内容には該当しません。ここの部分については、もう少し運転される方を確認をする中で広げていただくわけにはいかないのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 少年団の指導者の方々も確かに場合によっては自家用車に乗って、使われて引率される場合というのもあるというのも当然だなというふうに思っておりますし、そういう面におきましては確かに先生と変わらない引率状況であるということももちろん認識しているところでございます。繰り返しで申し訳ないのですが、先ほど来お話しさせてもらっているとおりに、義務教育の児童生徒に対する大きな拡充をさせていただいたというところで思っております。ただ、お話しいただいているように、先生と少年団の方々の引率者の差異というところは、当然今後検討していかなければならないものかなというふうには思っております。先ほどこれもお話しさせてもらいましたけれども、やはり部活動改革が進んでいく中において地域移行を目指しているわけですから、そういった面におきましてもそういった議論の過程の中においてこの教育振興補助金の在り方については今後検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 検討していただく内容についても共に考えさせていただきたいということをお願いいたします。

小項目3のエアコン設置につきましては、昨日も協議されておりますので、強く求めて終わりにさせていただきます。

私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

将来に希望が持てるまちづくりについて外2件を、高野美枝子議員。

○11番（高野美枝子議員） 議長の指名をいただきましたので、大項目3点について質問いたします。

大項目1、将来に希望が持てるまちづくりについて、小項目1、コンパクトなまちづくりの考え方について。現在の名寄駅周辺は、人の往来も激減し、宗谷線の存続も危機感が増しており、駅前商店街の店舗も老朽化し、空き家も目立ち、後継者もおられないとお聞きしています。JR名寄駅を中心とした都市機能を誘導するとした中心市街地の整備に対する考え方についてお考えをお伺いいたします。

小項目2、20年後、40年後を見据えたまちづくりについて。40年以上前に建設された公共施設や住宅が使用されず、市内の各所に危険な姿をさらしています。これらの整理をどうしていかれるのかお伺いいたします。

また、今新しい公共施設を造ることにより子孫に負の遺産を残さない的確な将来の姿を見据えたまちづくりについてのお考えをお伺いいたします。

小項目3、地域財産を生かしたまちづくりについて。名寄には農業、自然、大学、病院、ピヤシリスキー場、天文台、文化センター、博物館など多彩な地域の財産があります。地域の財産を磨き、それらを生かすことが持続可能で将来に希望の持てるまちづくりにつながるとお考えをお伺いいたします。

大項目2、王子マテリア名寄工場の撤退後の跡地利用について伺います。小項目1、現在の状況について伺います。様々な課題を残し、突然の集約により令和3年12月、工場停機から1年半がたち、大きな建物はほぼ姿を消しました。人口減少や経済的打撃は、コロナ禍もあり、市内経済に

及ぼす影響は非常に大きかったものと考えます。再生可能エネルギー、物流、防災拠点、IoT事業など名寄市として掲げた取組について現在どのようになっているのかお知らせいただきたいと思えます。

小項目2、今後の取組についてお伺いいたします。物流、防災拠点については、商工会議所から徳田19線周辺での整備案も示されていますが、名寄市としての考え方についてお知らせください。

大項目3、名寄市における課題について、小項目1、酷暑対策について。全国的に異常な高温多湿気象で、道内は真夏日が44日も続く状況になり、観測史上最長の連続記録を更新しています。名寄市内の状況も非常に厳しく、冷房設備がない公共施設、家庭がほとんどだと思います。家庭や公共施設などの普及率のデータがありましたら、お知らせください。

近年の猛暑からこの間何らかの対策が求められてきました。特に学校では授業の短縮を実施したことをお聞きしています。このことについては、早急な対策が必要と考えます。来年度に向けて、その対応についてお知らせください。

小項目2、有害鳥獣対策について。今年5月14日、幌加内町の朱鞠内湖で釣りをしていた方が熊に襲われ、亡くなる事件がありました。特に最近は毎日のように新聞に掲載され、人間や牛を襲う熊も増え、目撃情報に注目しているところです。札幌市や旭川市でも町なかで目撃し、周辺のパトロールを行っているという報道もありました。名寄市でも過去には風連町の駅周辺、名寄中学校のそばでも熊の出現が確認されています。農業被害も増加傾向にあるとお聞きしています。現状と対策についてお伺いいたします。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 高野議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1と2については私から、大項目3の小項目

1は教育部長から、小項目2は経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、将来に希望が持てるまちづくりについて、小項目1、コンパクトなまちづくりの考え方についてお答えいたします。令和2年に策定した名寄市立地適正化計画では、持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け、コンパクトなまちづくりへの転換を目的に医療、福祉、商業等の都市機能を集約することにより、市民生活サービスの向上を図る都市機能誘導区域と生活サービスやコミュニティを持続するため人口を維持するエリアとして居住誘導区域を定めました。同計画では、都市機能誘導区域に立地すべき誘導施設を定め、行政施設においても可能な限り名寄地域の中心生活交流拠点及びその周辺に戦略的に配置することとしております。名寄市立地適正化計画や名寄市公共施設個別施設計画などの計画をより具体的に推進するため、令和3年度に名寄市公共施設等再配置計画を策定しました。現在令和4年から8年までのフェーズワンにおいて老朽化や劣化により安全性や機能に支障がある図書館、児童センターに加え、コンパクトなまちづくりを推進し、中心市街地の再生や暮らしやすい居住空間を実現するためのまちづくり施策や少子高齢化の課題に対応し、将来の地域づくりの担い手や関係人口を呼び込むための移住施策に関するものとして学生寮、ワーケーション、生活支援ハウスを対象施設として検討しているところであります。

次に、小項目2、20年後、40年後を見据えたまちづくりについてお答えいたします。市内には利用目的での使用を終了し、現在使用していない公共施設が複数戸残っております。これら施設は、名寄市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき売却、貸付け等が見込めない場合、取り壊すこととしておりますが、財源確保に苦慮している状況です。財源に限られている中で効果的、有効的に限られた財源を活用するため施設取壊し後に住宅用地として売却が期待できる物件を

優先するなどの選択をしながら、少しずつではありますが、公共施設等総合管理計画の進捗に努めております。名寄市公共施設等再配置計画のフェーズワン対象施設である図書館については、昨年度講演会やタウンミーティング、市民ワークショップを行い、庁内検討委員会において図書館を中心とした複合機能を持つ施設を中心市街地に設置することが確認されました。現在新たな施設を検討しておりますが、整備に際しては社会情勢の変化や人口減少などを鑑み、機能や規模を検討し、複合化による効率化や中心市街地のにぎわいづくりに寄与する施設となるよう進めてまいります。

次に、小項目3、地域の財産を生かしたまちづくりについてお答えいたします。名寄市総合計画（第2次）基本構想が目指す将来像として、自然の恵みと財産を生かし、みんなで作って育む未来を開く北のまち名寄を掲げ、先人より培われた歴史、文化や病院、大学などの都市基盤を市民と行政との協働、近隣、交流自治体や民間団体を含めた連携によりみんなで作って、育てていくこととしております。将来像の実現に向け、総合計画の着実な推進に取り組んでまいります。

次に、大項目2、王子マテリア名寄工場撤退後の跡地対応について、小項目1、現在の状況についてお答えいたします。王子マテリア名寄工場は、令和3年12月に工場を停機し、現在工場跡地では倉庫など一部の建物を除き解体作業が進められております。工場停機による地域への影響が大きいことから、これまで跡地の利活用について再生可能エネルギー、物流、防災の拠点化、IoTデータセンターの3本柱を中心に事業の具現化へ向け取り組んでおります。再生可能エネルギーに関しては、令和3年10月に民間事業者による木質バイオマス発電事業の検討が表明され、現在も発電事業実現に向けて検討いただいているところであります。物流、防災の拠点につきましては、これまで北海道開発局における物流の実証実験が行われており、本市における地理的優位性などが検証され

ているところです。物流業界の人手不足や2024年の労働基準法改正による労働時間の制限などは、喫緊の課題であります。現在敷地内の倉庫利活用について、民間事業者が具体的な検討に入っていると聞いております。道北圏域の物流維持のためにも新たな産業の構築につながるよう取り組んでまいります。IoTデータセンターの取組につきましては、冷涼な気候、再生可能エネルギーの供給など適した環境にあります。それに対応する通信線の確保が必要であるため、北海道を中心に通信線の整備の要請活動を進め、引き続き誘致活動を継続してまいります。

こうした状況を踏まえ、工場跡地の利活用をさらに促進するため、令和4年2月に緑地面積率等の基準を緩和する名寄市工場立地法準則条例及び名寄市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定し、令和4年9月には工場稼働停止による経済的損失から早期に地域経済を再生させ、雇用の創出を図るため名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例を制定しております。

次に、小項目2、今後の取組についてお答えいたします。物流、防災拠点については、先ほどの答弁のとおり、民間事業者が敷地内の倉庫利活用について具体的な検討に入っていると聞いており、広大な敷地を利用した物流拠点としての可能性があると考えております。一方、本年2月には名寄商工会議所から現在進められている高規格道路の開通を見据えた物流拠点や物販、飲食などのにぎわい施設、温浴施設や防災基地施設などを整備し、市内経済活性化及び新たな産業の創出につながる名寄インターチェンジ拠点整備構想の提案がありました。この構想を受けて、現在庁内で情報の整理、今後の展開へ向けた検討を進めております。名寄市立総合病院や陸上自衛隊名寄駐屯地が所在する本市においては、高規格道路開通により名寄インターチェンジ付近は物流拠点、防災拠点とし

て広域での役割を担う可能性があると考えており、今後も関係省庁や機関、民間企業と連携した取組を推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目3、名寄市における課題について、小項目1、酷暑対策について申し上げます。

初めに、家庭における冷房の普及率についてですが、平成26年度実施の全国消費実態調査の結果では全国で86.4%の普及率であるのに対し、北海道は25.7%の普及率となっております。当該調査については、平成26年度以降調査項目が変更となり、冷房の普及率調査は実施しておらず、ほかに冷房普及率を調査した公的なものは見当たらないため、現状で正確な統計データは承知しておりません。なお、参考まで、民間団体などの調査では現在は北海道でも温暖化の影響で冷房の設置が進み、おおむね半数に近い世帯に設置が進んでいると言われております。

次に、本市の公共施設における冷房施設の設置状況についてですが、名寄市公共施設個別施設計画に登載した主要な施設63施設のうち、当該施設の一室でも冷房を設置している施設は32施設で、率にして50.8%となっております。市内小中学校における暑さ対策としては、文科省や道教委からの通知に基づき暑い日には小まめに水分を補給させ、運動させる際は適宜休憩を取ること、環境の条件に応じて服装に気をつけたりすること、また熱中症警戒アラートが発表された際には体育の授業、休み時間や授業での屋外活動、中学校の部活動などを中止するとともに、学校状況に応じて下校時刻の繰上げを行うなど熱中症の予防対策について徹底した取組を講じてきております。また、スポットクーラーや大型送風機、サーキュレーターをフル稼働しながら、比較的涼しい教室を活用するとともに、エアコンが設置されているパソコン教室を交代で使用することでクールダウン

に努めるなど、各学校において現状でできる限りの暑さ対策を行っているところです。しかしながら、本市においてもここ数年7月や8月に真夏日が続いていることから、今後児童生徒が良好な環境の中で学校生活を送るためにはエアコンなどの冷房設備を各学校に整備することは大変有効な手段であることと認識しております。一方で、その整備には多額の財源が必要となることから、教育委員会といたしましては国などからの特定財源に注視し、少しでも早く設置が可能となるよう庁内において検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私からは、大項目3、小項目の2、有害鳥獣対策についてお答えいたします。

本市においては、農作物被害のみならず、生活に影響を与える鳥獣被害防止のためエゾシカ、アライグマ等の捕獲活動及びヒグマ対策の取組を進めております。特にヒグマにつきましては全道的に出没等の報道も多く見受けられ、個体数についても増加傾向にあると考えられております。市に寄せられたヒグマの目撃等の情報件数につきましては、8月末現在で目撃が23件、足跡などの痕跡が24件、合計47件となり、昨年度同時期比較で5件の増、率にして112%となっており、令和2年度から令和4年度の同時期平均との比較では3件の増、率にして107%と平年よりやや増の状況となっております。市街地周辺での出没状況につきましては、平成29年8月には風連駅裏に、最近では昨年12月に名寄中学校グラウンドに、本年6月には清峰園近く、名寄川そばの道路において出没事案がありました。幸いにも人身被害はなかったところでございます。また、農業被害につきましては、農業者からの聞き取りによりますが、被害額ベースで令和4年度では51万円となり、前年度比較では85万円の減、率にして38%となり、令和2年度から令和4年度ま

での3か年平均との比較では21万円の減、率にして71%と例年に比べ減少となっておりますが、本年につきましてもスイートコーンなどの食い荒らしによる被害の情報が寄せられているところでもあります。市のヒグマ対策としましては、人身事故や農業被害の防止に特に有効な電気柵設置の啓発、出没状況や注意点などの情報をホームページや広報に掲載し、注意喚起を行うとともに、出没情報が寄せられた場合には速やかに市が委嘱しておりますヒグマ駆除隊員と市担当者により現場を確認し、状況に応じて日中や早朝、夜間などの巡回を実施しております。あわせて、注意看板の設置と関係町内会に連絡するとともに、特に市街地周辺での出没では状況に応じて公式ラインや広報車による情報発信も併せ、市民周知に努めているところです。また、出没が繰り返され、人を見ても逃げないなどの有害性の高い問題個体と判断される場合には、わなを設置するなどの対応により安全の確保を図っているところです。今後につきましても猟友会、警察など関係機関と緊密に連携し、対策の強化を図るとともに、広域的な連携も欠かせないことから、北海道ヒグマ管理計画など北海道の方針に沿った対応に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） それぞれ答弁いただきましたので、順次再質問していきたいというふうに思っております。

コンパクトなまちづくりということで、人口減少の中でコンパクトにならざるを得ない状況なのかなというふうにも思いますが、今回まちづくりに向けて市立図書館など5施設を中心市街地に集約する公共施設等再配置計画を推進し、まちづくりの中核となる図書館をほかの公共施設と複合化した上で、今年度中に建て替え候補地を決めるとの答弁が一昨日ありましたけれども、今年度中に規模や機能の検討のための何か計画だとか推進に向けた取組をするとのことですが、どのような計

画があるのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まずは、中心市街地の中でそういった複合施設を建てていくといった中で、これはこれまでも説明してきたとおり、そこに名寄市有地がなかなかないといったことで、まずは場所の選定をしっかりと年度内までにはさせていただければということで考えておまして、その場所が決まって、その土地の面積が決まらなければ、なかなか施設の規模だったりとかといったものもイメージも描けないというふうに考えておりますので、まずは場所をしっかりと決めさせていただく作業に全力を注がせていただけたらというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 今場所の設定ということで答弁いただいたのですけれども、想像するに図書館というのはそんな狭い土地にはできないように思うわけですが、コンパクトなまちづくりという点で、そういう考えではないのかなという思いもしているのですけれども、そこら辺の規模とか収納、蔵書とか、そういう面についての考え方とか規模、そこら辺は縮小化していく傾向でコンパクトということなのかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） それも含めて、まず場所、土地の規模を確定しないと、そのイメージがつかないということでもあります。想定した規模に合わせて土地を用意するというのではなくて、まずはしっかりと一定程度の建物が建てられる場所を限定しながら、その後は建物の、例えば図書館プラス複合的な機能ということになった場合、図書館のイメージについてはしっかりと教育委員会と連携して、教育委員会も主体的になっていただきながら、名寄市としてどのような図書館が必要なのかといったところ構想をつくっていくような段取りになるというふうに考えており

ます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） おとといまちづくりについて非常に夢を持ってもいいのかなというような提案があったわけなのですけれども、駅前が今非常に寂しい状況で、先ほども壇上で申し上げましたけれども、JRがどうなるか分からない、バスの本数も減っているということで、中心市街地の再生ということでいろいろな議論があって、今にきているわけですが、ウォークブルというのですか、中心地に集まって、歩ける範囲でのということなのだと思いますけれども、今車社会で、なかなか歩ける範囲ということで課題があるのかなというふうに思いますし、AIのオンデマンドのバスとかの実証実験で、それがうまくいけば町なかにバス、オンデマンドで来て、町なかで歩いて散策できるということを想像していらっしゃるのか、それともなるべくコンパクトな、地域の中に、誘導地域に集めて、そこで歩ける範囲で全ての公共物というのですか、公共施設をそこに集めていこうという考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 公共施設等再配置計画を策定した中でずっとこれは説明し続けてきていることなのだと思いますけれども、まずは今回の計画ではフェーズワンの中で対象5施設についてどうするかといったことを議論してきています。そのベースについては、都市機能誘導区域というもの定めさせていただいておりますので、その中で効果的に中心市街地にぎわいだったり、もしくはウォークブルシティ、歩ける範囲の中でしっかり用が足せるコンパクトなエリア、そういったものをしっかり作り込んでいこうといったことでやっておりますので、おっしゃるとおりその中でしっかりとコンパクトなまちをつくっていくスタートを切らせていただくということなのだと思いますけれども、一応土地に色をつけたわけではない…色をつけたことになるのでしょうか。居住誘導

区域、都市機能誘導区域、この考え方をベースに当然再編成されていくといったことになろうかと思えます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） フェーズワン、フェーズツー、フェーズスリーということで、15年計画ですか、ということで進んでいるというふうに思っておりますけれども、コロナでこの間3年間ぐらい皆さん人と会う機会もなく、まちの中も寂しいです。そして、王子マテリア、先ほど申し上げましたけれども、撤退していく、人口が少なくなっていく、そんな中でこの先どうしていくのかなという、そういう不安が市民の中にあるものですから、やはり先を知りたいというのですか、明るい未来が名寄市にあってほしいという、そういう願いをいろいろと聞いているものですから、今の質問してみました。それで、中心市街地ということになりますと、民間との連携も大変重要だというふうに思っております、施設整備の検討に当たって、現時点での民間連携ということについてはどのように考えているかお知らせください。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 図書館についてという……ですよね。

（「中心市街……図書館ですね」と呼ぶ者あり）

○総合政策部長（石橋 毅君） まずは、具体的な建設手法であったりといったところまでの踏み込んだ議論はまだされておられません。まずは、しっかりと場所を決めて、どんな形、どんな、例えば連携をしていったほうがよいのかといったところをしっかりと分析しながらそれは進めていかなければならないと考えておりますので、まずは先ほど答弁したとおり、場所をまず、ここをまず市民の皆様方にお示ししていければなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） まだまだ議論をし

ていく、皆さんの、市民の声を聞いていくということだというふうに捉えております。市内には非常に公共施設が古いものがありまして、特に小学校とか、昭和40年から50年代にかけて集中的に整備された公共施設が今後更新、今も古いのがあるのですけれども、人口が昭和38年ぐらいから4万8,000人ぐらいでピークですか、その後ずっと減り続けて、今2万5,000ですか。20年後に1万8,000ぐらいですか。40年後に1万3,000ぐらいですか、社人研の大体の数字だというふうに。それはどんどん少なくなっていったって、今でも解体するのに大変な状況なのですけれども、今後、財源がないということで先ほどお話があったのですけれども、どうしていくのかなというところが非常に、空き家というのですか、豊西小学校も大変な状況になっているということを周辺の方から聞いておりますし、ほかにも学校施設だとか公共施設が古くなってきているわけですけれども、そこら辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 公共施設で使っていない施設が市内に散見されるということで御質問いただきました。たしか議員協議会のときにも山崎議員のほうからお話しいただいたのかなと思うところでございますが、さきにいただいた豊西小学校につきましては、耐震化もされていないという部分と長期間使用されていないということで老朽化も進んでおりまして、また改築しようにもほぼ新築と同じぐらいの金額がかかるのかなということで、そういう部分を含めまして、また水もつくというところがありまして、今市としては特に何か改築して利活用するという方針はなくて、民間も含めて何かないかと。もしそれが決まった段階で取壊しなり、そういう作業していくという形になろうかと思っておりますけれども、今現在、例えば取り壊したとしても平成30年度の試算でも1億5,000万円、今でいうと大体2億円ぐらいか

かるのかなというところでありまして、所管は普通財産になっていまして、財政課のほうで実は所管しているところなのですけれども、毎年予算のときにはこういった建物は大体頭上がるのですけれども、いろんな喫緊の課題ですとか、そういう部分が出てくるとやはりそちらのほうが優先されて、なかなか財源面も含めてそれに取りかかれないという部分かなと思っております。ただ、公共施設等総合管理計画も施設の縮減をうたっているところがございます、先ほども答弁したところでございますけれども、住宅用地ですとか売却が期待できるような物件を優先するなど選択をしながら、そういう計画の進捗にも努めているというところで御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 2億円、3億円の財源もない中で、また図書館を造っていかないといけないという非常に財政的に厳しい状況なのだというふうに思うのですけれども、やっぱり財源に関しては国の事業に乗るとか、まちなかウォークアブル推進事業ということで各地で進められているわけですが、スクラップしながらビルドしていかないと大変なことになるのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の考え方についてお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおり、スクラップ・アンド・ビルド、建物もそうですし、事業もそうなのだろうと思ひます。ただ、これを壊して、これを建てるだとか、そういう形で特定財源がいろいろ生まれてくる部分もあるかと思うのですけれども、やっぱり施設を閉鎖して、しばらくたつとなかなか特定財源も見当たらないというのが現状でありまして、私どもとしてもそういう特定財源、アンテナ張りながら情報収集に努めておひまして、もしそういうのがあればぜひ活用しながら対応していきたいと思ひておひ

ます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） この間の職員の理事者の皆さん、財源確保に本当に御苦勞されているなというふうには私も思っております、DXもいろんなところでいろんな御意見ございますけれども、いろいろ調査して、進められているというふうにも思っておりますけれども、その機会に何とかスクラップしなければ、残っていくのかなということ肝に私たちは銘じなければならないのかなというふうに思ひますし、負の資産を、やっぱりこれから少子化する、子供たち、子孫に残すというのはおかしい、遺産になるというのですか、そういうことがないようにこれから何とか進めていっていただきたいというふうに考えておひます。

名寄市は本当に自然がすばらしいということで、皆さんおっしゃっていただくのです。自然、農業、食べ物おいしい、そういうこと皆さん言っただいて、やっぱり今自然体験型の観光や滞在型の観光、合宿の推進、スポーツ、文化両方、あと修学旅行で農家民泊したいけれども、なかなか受け入れてもらえない、そういうことも言われているところですが、この辺の考え方についてお聞きいたします。

○議長（山田典幸議員） ちょっとすみません。通告にこれ、あまりちょっと……

○11番（高野美枝子議員） 地域の財産を生かしたまちづくりということで……

○議長（山田典幸議員） 通告から大分離れていると思うのですけれども、内容を明確にしてちょっともう一度御質問お願ひします。

○11番（高野美枝子議員） 地域の財産がたくさんあるわけなのです。それで、自然が非常に豊かで、名寄市で民泊、自然型体験をしたいとか農家合宿をしたいとかという修学旅行生がいっぱいいらっしゃるのですけれども、なかなか受け入れ

てもらえない。この名寄の自然の財産、これを磨き、生かして、今後の観光だとか地域の経済発展のために有効に活用できないかなというふうに思っているわけなのですけれども。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時42分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今農業の魅力についてということで、農村の、特に営農されている方もそのように言っていて、非常に誇らしいことかなというふうにも思っております。農業を生かした観光ということでございますが、ここ農家民泊というふうな形で先ほどお話ございましたが、ちょっと正確な数字、私も今持ち合わせていませんが、これまで数件の農家の方が民泊というふうな形の登録を取られている、数件ということですが実績としてあるかなというふうには記憶してございます。実際受入れとなりますと、衣食住を提供するということとなりますから、なかなか負担が大きいということもございまして、先ほどお話にあったような、例えば修学旅行のような大規模な民泊というふうなのを受け入れるというのは現実的には難しいのかなというふうに捉えております。ただ、農業体験ということでありましたら、これ時期や条件にもよりますけれども、グリーンツーリズム推進協議会の皆さんが、一定程度農家の方がいらっしゃいますので、そうした農家の方が、農業体験に対しては非常に理解のある方が多くいらっしゃいますので、そういった団体との連携を取りながら取り組むということの可能性はあるのかなというふうには今考えております。農業体験を活用しました観光ということでいいますと、今観光協会のほうも農業体験、収穫体験をメニューに加えた体験型の観光といったこともモデル的に進めていただいておりますので、そういっ

たことが息の長い取組というふうにつながっていかねばなというふうには捉えているところであります。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） すみません。突然ですね。実は私考えるのは、やはり財源がない、この地域の特色を生かした、農業を生かした、そういう取組をしていかなければ持続可能な名寄市というのは可能ではなくなってしまう。財源がないから公共施設が、稼ぐ農業、稼いでいただいていますし、いろいろな面で活躍していただいていますけれども、これ以上すばらしい自然や食べ物、あと民泊だとか合宿だとか、そういうことに取り組んで、やっぱり将来に希望が持てる、農業者も商業人もそれでもうけていくという、そういう取組をしていただいで、元気な、明るく、将来に向けて希望が持てるまちづくりをしていただきたいと、そういう思いで発言したのですけれども、なかなかうまく伝わらずに申し訳ないというふうに思います。

次に、王子マテリア名寄工場撤退後の跡地活用ということで今御答弁いただきました。再生可能エネルギーの部分なのですけれども、5年前の胆振東部地震、ブラックアウトがありまして、本当にそこに再生可能……要するにエネルギー、電気が何日間つかなくなかったときにここに再生可能エネルギーができれば、名寄のまちにとってとってもいいことだなというふうに思ってきたのですけれども、なかなか難しいということでお聞きいたしました。名寄市におけるエネルギーの確保の考え方について、ZEBだとか名中にですか、いろいろと工夫しながら、脱炭素だとかいろいろなこともあるのでしょうか、名寄市の何かあったときのエネルギーの確保というのですか、そういうことについてはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 非常に大きなお

話をいただきました。基本的には今の電力供給体制を考えると、北海道にいれば北海道電力さんが送電網も含めてほくでんネットワークさん等の系列でインフラが整備されているということ考えると、そういった発電事業者の電気を使わざるを得ない状況というのは変わらないのかなと思いますけれども、今時代として、一般質問、この議場の中でもワードとして出てきておりますが、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB、こういったそもそもエネルギーを総体すると消費しないような形の、省エネルギーに特化したとか、なるべくエネルギーを使わないとか、あとはそこで発電したエネルギーを使うとかといった、そんな取組が進められておりまして、この間名寄中学校の構想も出ましたけれども、そういったところをしっかりと取り入れながら、併せて国の支援もいただきながらそういった環境を進めて、ゼロカーボンシティ宣言に資するまちづくり、施策を展開していければなというふうに考えておりますし、またやはり我々できる限りの公共施設においてもそういった横展開、認定こども園についても一部太陽光を貼っていたりとか、そういったこともしながら、公共施設がまた市民の皆様方への啓発をできるような体制になればいいかなと思っておりますし、そもそも使う電気が、チャンスがあれば再生可能エネルギー由来の電気が供給できる仕組みがどうか電力事業者と協力して、この地域でそんな流れがつかれることがあれば、ぜひその調整はさせていただければというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 災害がないことを願うわけですが、対応についても徐々に進めているということで、少し安心したような気もいたします。

それで、王子マテリアの物流のところ、防災拠点ということで、民間で具体的にというお話なのですが、これこの部分と、あと19線の商工会議所から出ている名寄インターチェンジ構

想との関係というのはどういうふうになっているのか。特に名寄市は鉄道があったまちで、物流の拠点として今までもあったわけですが、そこら辺の考え方について、どういうふうに違うのか、どういうふうにしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 議員おっしゃったとおり、名寄市というのはやはり交通の要衝として栄えた歴史がございまして、道路で見ますと東西南北つながっていて、なおかつ廃線になった線も考えれば、いろいろな線区がここに入り込んでいたといったことで、流通を考えると非常に利便性の高い地域柄となっております。そのことで今回の2024年問題の労基法改正のタイミングを待って、この間我々は物流の拠点化構想というのを立ち上げて、取り組んできたといったところがございまして。その中で、今王子の跡地、それから19線というお話をいただきましたけれども、これはこのエリアに限定した取組を一生懸命やるということではなくて、名寄市の立地として可能性を見出すためにどう展開していくかといったときに可能性があるところ、まずは今回については王子さんが停機をした後、大きな倉庫をどうか地域としても利活用するなら考えましょうといったことで同意していただいた経過があったので、そこについて利活用していただけるような民間事業者等の仲介をしながらこの間進めてきているということで、あそこはあそこでもし可能性があるのだったら、当然物流の製品倉庫だったり、預かるような、倉庫業としてあそこで一定程度の物流が生まれればいいかなというふうに考えておりますし、当然19線についてもここは地の利を生かした圏域のために資するような、例えば防災拠点であったりも含めて、場所としてはやはり19線周辺というのはある意味またそれはそれで理にかなった地域になりますので、ここについてはまた開発局等国の機関だったり、いろいろな関係機関

と協議しながら、名寄という利便性の高い地域柄を生かせるような事業に深化させていければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 希望を持って、夢を持って進めていただきたいというふうに思いますけれども、ここで加藤市長に、やはり物流、道北の拠点ということで、名寄市の大きな力に今後なるというふうに思うのですけれども、その辺のところお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 物流の拠点もそうでありましてけれども、今石橋部長からお話あったとおり、名寄という地域はもともと鉄道の要衝として栄えた、もちろん1次産業は豊かな自然ということが背景にありますけれども、その中で都市機能が集積をして、今は北海道、道北の中核的な役割を果たしていく様々な都市機能を有しているという中で、様々な広域的な機能を持つ病院だとか大学だとか、あるいは自衛隊だとかも隣接していると。この名寄が果たしていく役割は、名寄市だけでなく、広域的に非常に大きな責務があるのだろうというふうに思っています。その一つに、また物流の話も昨今出てきている中で、今高規格道路がずっと延伸している中で、自動車を物流というふうに考えても名寄は非常に北北海道の拠点となり得るということが様々なこれまでの議論の中で、研究の中で、あるいは調査事業の中でそのエビデンスは積み重なってきているというふうに思います。つい先週ぐらいですか、新聞等でも報道があったとおり、国土交通省の中ではこの物流の問題をかなり大きく捉えておまして、今後中小の地域において官民連携の物流拠点を整備をしていく、その概算要求を令和6年度に向けてしたというふうなお話もございます。商工会議所から高規格道路が延伸していく先に19線が、ここがインター

チェンジになっていくと。ここがまさに北北海道の自動車物流の、自動車の流れを核とした大きな拠点になるであろうという御提言もいただいているところであります。名寄市としても今庁内でもいろんな議論はしているということでもありますけれども、今後今お話しした国土交通省、広域にわたっていく話なので、国交省や北海道、あるいは様々な民間企業、商工会議所も含めた団体、地域の民間企業、あるいは関係する市町村ともよく相談をさせていただきながら、ぜひこの高規格道路が名寄に延伸をして、開通をするまでには具体的な拠点が整備できるように名寄市としても様々な関係機関と具体的な協議に入っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 非常に夢のある楽しい企画が、非常にスケールが大きい話をいただきました。ありがとうございます。ただ、1つ心配なことは風連の非常に人気のある道の駅がどうなるのかということところがちょっと心配なところなのですけれども、そこら辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 商工会議所からいただいている19線の拠点化構想の中にも道の駅という文言がございまして、我々としても広域的に物流、物が集まって、そこで物販をしていくというような考え方、あるいは物が集まってくるということは防災的な側面での拠点化、そうした観点からも道の駅というのは非常に物流拠点で考えていく上での市がやるべき方法の一つとしては有力な方法なのかなというふうに思っています。国土交通省にお問合せをすると、一自治体で道の駅を2つ持っているところはあるのか、あるいはできるのかというお話も聞きますけれども、これについては不可能なわけではないというような御答弁もいただいているところであります。一方で、拠点が2

つに分散すると、それだけ管理コストも膨らんでいくというような側面もございますので、これは今後、道の駅をどうしていくのかまだ決めておりませんが、有力な選択肢としてはあると。そうしたときにどうしていくのかということも具体的に協議を進めていかなければならない課題であるというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） ぜひ当該者の御意見を聞いていただきたいというふうに思います。

あと、3番目でございますけれども、猛暑対策につきましては同僚議員が質問しているところで、酷暑対策についてはいいのですけれども、ただ暑いときに学校からおうちに帰らなければならない子供たちにとって本当に安全なのかなというふうに思うのですけれども、道路の状態も分かりませんし、学校の状態もつかめませんが、そこら辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 教育委員会におきましては、各学校においてそれぞれ当然児童生徒数も違いますし、暑いときにやっている授業内容ももちろん違いますから、当然その中で熱中症対策をそれぞれの各学校に、学校長の判断によって臨時休業を取るですとか下校時刻を繰上げるなどの対応させていただいています。それは、校長先生が学校に残るよりも御自宅に帰ったほうが子供たちにとって最適な環境であるということで判断させていただいておりますので、そういった対応を取った上での対応といたしましうか、ですので、そこは御理解いただきたいと思ひますし、確かに外暑いかもしれませんが、そこは帰るには

どうしても暑いところ帰らなければなりませんので、そこはそういったことも含めながら学校ではそういった判断をしていただいて、対応していただいておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 分かりました。帰っても家に誰もいないとか冷房施設がないとか、そういうお子さんもいらっしゃると思うのです。やはり特に小学生で保護者を必要とする、そういう方たちのためにはどのように考えているかお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどの答弁になるのですけれども、そういった点含めまして学校の中では対応させていただいておりますので、保護者が必ずいらっしゃる場合もあるかもしれませんが、そういった場合であれば当然学校の中で少し待機していただいて、保護者が一定程度お迎えといたしましうか、帰ってくる時間に戻らずだとか、そういった対応をそれぞれの各学校の中で一つ一つ個別の対応に応じながら対応しているというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 丁寧な対応していただいているということで安心しましたけれども、御両親の中ではやはりうちに誰もいないのに帰してもらったのだよねという声もお聞きしておりますので、そこら辺丁寧に進めていただきたいというふうに思ひます。岸教育長はこの暑さの中でのいろんなところに出向いて、いろんな情報を取っていると思うのですけれども、暑さ対策に対して教育長はどのように考えているかお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 猛暑対策についてでございますが、今年の夏は本当に暑くて、どうい

う対応していくかということで、私どもも予報が出ていましたので、事前の校長会議の中でどうするかというようなことで校長会と相談もしたところでございます。先ほど教育部長からもお話がありました。基本的に猛暑もそうなのですが、学校の中では様々な危機がございます。そうした危機に対処していく際には、学校の、例えば猛暑の場合ですと建物の仕組み、それから児童生徒の健康状態の違い、それから先ほどのお話がありました。例えば放課後の児童クラブに行ける子もいれば、帰ってしまうと保護者が誰もいないですとか、そうしたような状況をきちんと踏まえながら、校長先生が先生方と相談されて、一番適切な方法を選んで対応していくことが大事だというふうに考えているところでございまして、猛暑に限らず様々な危機に対して現場の事実をしっかり受け止めて、危機に強い学校にしていくことが学校教育を預かる者としては心積もりを持って学校の指導、助言等に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 危機に強い学校ということで、よろしく願いしたいというふうに思います。

鳥獣、エゾシカ、ヒグマに関しまして本当に大変な状況で、被害額も非常に増えているということをお聞きいたしました。今後ハンターだとか担い手だとか、対応にどのように、北海道でも振興局に担当者を置くというような話もしておりますけれども、名寄市としてこれから連携しながら進めていくというふうに思っているのですけれども、担い手がないというふうなお話を聞いているのですけれども、そこら辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 担い手の確保につきましては、今ヒグマに関してでありますけれども、ヒグマ駆除隊員の方、14名の方を委嘱させてい

ただいております。平均年齢も70歳代ぐらいということで、一定程度高齢化が進んでいるというふうな状況にあります。ただ、このヒグマの駆除に関しては、非常に経験ですとか技術力も必要ということもございまして、ただ若い方をどんどん増やせばヒグマの駆除隊員が増やせるかということ、そこはなかなか難しいなというふうな、そんなに簡単には進まないことかなというふうにも捉えております。今エゾシカのほうの駆除の従事に当たっていただいている方、およそ40名程度、それぞれ担っていただいておりますが、まず若い方というか、経験の浅い方につきましてはこういったエゾシカの駆除をまず従事していただくというところで、それぞれ経験を積んでいただくということが段階的に育成の順序としてはいいのかなというふうに捉えていまして、今エゾシカ駆除のほうの有害鳥獣の被害防止対策協議会のほうで担い手育成の支援といったもの、免許等も必要になりますから、そういった経済的な支援も取り組みながら、できるだけ多くの方に有害鳥獣の駆除従事に当たっていただくということで取組を進めさせていただいておりますので、こういった取組を続けながら後継者の育成ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 報告第5号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第6号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第6号 令和4年度決算に基づく資金不足比

率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第5号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、報告第6号については同法第22条第1項の規定に基づき令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告を申し上げます。

細部につきまして総務部長から説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 追加説明を渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） それでは、私のほうから報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第6号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して追加説明をさせていただきます。

説明資料の2ページをお開きください。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況（令和4年度決算）についてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字が発生していないことから、バー表示、実質公債費比率については前年度より0.1ポイント増の10.3%、将来負担比率については2.3ポイント減の5.2%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。3ページをお開きください。総括表②、連結実質赤字比率等の状況（令和4年度決算）についてであります。表の左上の欄は一般会計等の赤字の割合を示す実質赤字比率の積算内訳を記載しています。一般会計の実質収支は3億5,023万9,000円の黒字、市立大学特別会計の実質収支はゼロ円となっており、分母である標準財政規模に対する割合はマイナス2.71%で、実質的な赤字が発生していないことを示しています。次に、表の右下を御覧ください。一般会計等に加え、特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率の積算内訳を記載しており

ます。全ての会計の実質収支を合計すると28億2,550万6,000円の黒字となり、この額が標準財政規模に占める割合はマイナス21.87%であることから、特別会計、企業会計を合わせた全ての会計においても実質的な赤字が発生していないことを示しております。

4ページをお開きください。総括表③、実質公債費比率の状況（令和4年度決算）についてであります。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加え特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算の3か年平均を用います。令和4年度は、準元利償還金の減少などにより、単年度の比率では9.95%と前年度より0.14ポイントの減少となりましたが、3か年平均にしますと令和元年度の単年度比率が9.56%だったことから、令和3年度より0.1ポイント増の10.3%になりました。

5ページをお開きください。総括表④、将来負担比率の状況（令和4年度決算）についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入れ見込額、職員の退職手当負担見込額など将来にわたって負担すべき金額を記載しています。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や公営住宅使用料等の特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込額などを記載しています。令和4年度は、標準財政規模や充当可能財源の減少がありました。それ以上に各会計の地方債現在高の減少や職員の年齢構成の変化による退職手当負担見込額の減少幅が大きく、前年度より2.3ポイント減の5.2%となりました。

6ページをお開きください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況を表しております。企

業会計である病院事業会計及び水道事業会計、下水道事業会計の歳出相当の額は貸借対照表における流動負債から翌年度償還の企業債等の額を控除した金額を、また歳入相当の額は流動資産の額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。各会計とも歳入相当額が歳出相当額を上回っているため資金不足は発生していないことから、資金不足比率は算出されません。

また、食肉センター事業特別会計についても歳出と歳入の決算額を記載しておりますが、これらは一般会計繰入金で調整しておりますので、収支均等となっており、資金不足は発生しておりません。

以上、追加説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） これより、報告第5号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第5号外1件を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月22日から9月27日までの6日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月22日から9月27日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 遠 藤 隆 男

散会 午後 0時14分

令和5年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年9月28日（木曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|--|-------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第5 | 議案第16号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について |
| 日程第2 | 議会活性化特別委員会副委員長の互選結果報告 | 日程第6 | 議案第17号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第6号 令和4年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第7 | 議案第18号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について |
| | 議案第7号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第8 | 議案第19号 工事請負契約の変更について |
| | 議案第8号 令和4年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第9 | 議案第20号 工事請負契約の変更について |
| | 議案第9号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第10 | 議案第21号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第6号） |
| | 議案第10号 令和4年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第11 | 議案第22号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第11号 令和4年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第12 | 意見書案第1号 肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書 |
| | 議案第12号 令和4年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第13 | 意見書案第2号 学校給食の無償化を求める意見書 |
| | 議案第13号 令和4年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第14 | 意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書 |
| | 議案第14号 令和4年度名寄市下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告） | 日程第15 | 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 日程第4 | 議案第15号 名寄市認定こども園設置条例の制定について | 報告第7号 | 例月出納検査報告について |
| | | 閉会中継続審査（調査） | の申し出について |
| | | 議員の派遣 | について |
| | | 委員の派遣 | について |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議会活性化特別委員会副委員長の互選結果報告
- 日程第3 議案第6号 令和4年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第7号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第8号 令和4年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第9号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第10号 令和4年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第11号 令和4年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第12号 令和4年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第13号 令和4年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第14号 令和4年度名寄市下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第4 議案第15号 名寄市認定こども園設置条例の制定について
- 日程第5 議案第16号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第17号 名寄市パートタイム会

計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 議案第18号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第7 議案第19号 工事請負契約の変更について
 議案第20号 工事請負契約の変更について
- 日程第8 議案第21号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第22号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 意見書案第1号 肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書
 意見書案第2号 学校給食の無償化を求める意見書
 意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第11 報告第7号 例月出納検査報告について
- 日程第12 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第13 議員の派遣について
- 日程第14 委員の派遣について

1. 出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|-----|-------|----|
| 議長 | 16番 | 山田典幸 | 議員 |
| 副議長 | 10番 | 倉澤宏 | 議員 |
| | 1番 | 中嶋孝幸 | 議員 |
| | 2番 | 富岡達彦 | 議員 |
| | 3番 | 山崎真由美 | 議員 |
| | 4番 | 水間健詞 | 議員 |
| | 5番 | 谷聡 | 議員 |

6番	今	村	芳	彦	議員
7番	清	水	一	夫	議員
8番	川	村	幸	栄	議員
9番	佐	藤		靖	議員
11番	高	野	美	枝子	議員
12番	高	橋	伸	典	議員
13番	遠	藤	隆	男	議員
14番	東	川	孝	義	議員
15番	東		千	春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	伊	藤	慈	生
書記	石	橋	恵	美
書記	加	藤		諒
書記	川	名	桃	代

1. 説明員

市長	加	藤	剛	士	君
副市長	橋	本	正	道	君
教育長	岸		小	夜子	君
総務部長	渡	辺	博	史	君
総合政策部長	石	橋		毅	君
市民部長	廣	嶋	淳	一	君
健康福祉部長	馬	場	義	人	君
経済部長	山	田	裕	治	君
建設水道部長	東		聡	男	君
教育部長	木	村		睦	君
市立総合病院 事務部長	佐	々木	紀	幸	君
市立大学 事務局長	水	間		剛	君
こども・高齢者 支援室長	松	田	慎	司	君
産業振興室長	田	畑	次	郎	君
上下水道室長	佐	藤	美	香	君
会計室長	鈴	木	康	寛	君
監査委員	岡	川		進	君

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 清水 一夫 議員

9番 佐藤 靖 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 議会活性化特別委員会副委員長の互選結果報告を行います。

前任者の辞任により副委員長の互選が行われましたので、結果を報告します。

議会活性化特別委員会副委員長に高野美枝子議員、以上であります。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 議案第6号 令和4年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第7号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第8号 令和4年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第9号 令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第10号 令和4年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第11号 令和4年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第12号 令和4年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第13号 令和4年度名寄市水道事業会計決算の認定について、議案第14号 令和4年度名寄市下水道事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、高野美枝子委員長。

○決算審査特別委員長（高野美枝子議員） 議長

より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第6号 令和4年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第7号から議案第11号までの各特別会計決算の認定について、議案第12号から議案第14号までの各事業会計決算の認定について、決算審査特別委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月4日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私高野美枝子が、副委員長には今村芳彦委員が選任されるとともに、審査日程を9月25日、26日、27日、28日の4日間と決めました。

審査期間中は、市長をはじめ関係する職員の出席を求めるとともに、必要な資料の要求などをした上で、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、本委員会では全議員をもって構成された特別委員会でありましたので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げますので、御了解願います。

本委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の4特別会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計につきましてはいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

したがって、本委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも予算の執行が適切であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

本委員会の開催中、運営に終始御協力をいただきました今村副委員長、丁寧な答弁をいただきました理事者の皆様並びに連日慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきました委員の皆様にお礼申し上げますとともに、日程どおりに終わることができましたことに感謝を申し上げ、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第6号外8件については、全議員をもって構成されました特別委員会で審査をしておりますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号 令和4年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山田典幸議員） 起立多数であります。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山田典幸議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 令和4年度名寄市介護保険特別会計決算の認定についてから議案第14号 令和4年度名寄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第14号までの7件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第15号 名寄市認定こども園設置条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 名寄市認定こども園設置条例の制定について、提案の理由

を申し上げます。

本件は、令和6年4月1日に開園予定の名寄市認定こども園の設置に関する条例を制定するとともに、当該施設の設置に伴い現在の名寄市保育所設置条例から統廃合する西、南保育所の名称の削除や併設することも発達支援センターの位置の変更など関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第16号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

現在市立保育所の利用者負担額については名寄市保育所に関する利用者負担額等を定める条例、民間施設の利用者負担額は名寄市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める規則で定めていたため、市立と民間施設の利用者負担額に関する条例、規定を条例に一本化して整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第17号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第18号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第18号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年10月1日から北海道最低賃金が960円に改定となることから、名寄市会計年度任用職員の給料及び報酬が最低賃金を下回る場合は最低賃金の額を支給する措置を講ずるために関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第17号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第17号外1件の一括採決を行います。

議案第17号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第19号 工事請負契約の変更について、議案第20号 工事請負契約の変更について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号及び議案第20号の工事請負契約の変更について、一括して提案の理由を申し上げます。

令和4年7月22日に第3回市議会臨時会で議決をいただいた名寄市幼保連携型認定こども園等整備事業（建築主体工事）及び（機械設備工事）については現在施工中でございますが、荷揚げ用クレーンや家具などの仕様変更、屋外の空調設備機器の雪氷対策の追加に伴う増額などにより設計変更が必要となったため、契約金額を変更するものでございます。

まず、議案第19号の建築主体工事は、大野土建・高橋組・佐藤建設管理特定建設工事共同企業体が11億6,710万円で契約をしております。これに1,810万6,000円を加えて、11億8,520万6,000円とするため変更契約

を締結しようとするものでございます。

次に、議案第20号の機械設備工事は、山崎・大洋・扶桑特定建設工事共同企業体が2億9,590万円で契約をしております。これに509万3,000円を加えた3億99万3,000円とするため変更契約を締結しようとするものでございます。

それぞれ名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第19号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第19号外1件の一括採決を行います。

議案第19号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第21号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 令和5年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ7,831万4,000円を追加をして、予算総額を244億6,952万8,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして情報化推進事業費120万円の追加は、なよろ市立天文台、北国博物館など地域通貨の利用が見込まれる公共施設に地域通貨決済用端末を設置するために必要な経費を追加しようとするものでございます。

8款土木費におきまして排水機場維持管理事業費300万3,000円の追加、11款におきまして公共土木施設災害復旧事業費6,430万円の追加及びその他公共施設・公用施設災害復旧事業費220万円の追加は、8月5日から6日にかけての大雨に際し緊急的に稼働した排水ポンプ等に要した経費及び道路や河川、ピヤシリシャンツェに生じた被害の復旧に要する経費について追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加などに伴う国庫支出金などの特定財源を計上するほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をしようとするものでございます。

第2表、地方債補正は、公共土木災害復旧事業外1件を追加しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第22号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ443万3,000円を追加をし、予算総額を18億1,110万3,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款教育費におきまして大学院設置事業費443万3,000円の追加は、大学院設置認可申請に向けて専門的知見を持つ事業者から支援を受けるために必要な経費を追加しようとするものであり、財源につきましては一般会計繰入金を追加をし、収支の調整を図っております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 意見書案第1号 肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書、意見書案第2号 学校給食の無償化を求める意見書、意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外3件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外3件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 報告第7号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

日程第12 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

議長 山田 典幸

お諮りいたします。配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

署名議員 清水 一夫

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第13 議員の派遣についてを議題といたします。

署名議員 佐藤 靖

お諮りいたします。配付のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣が決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第14 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第3回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時24分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

質問文書表（一般質問）

令和5年第3回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 22)	1 中心市街地の活性化に向けて (1) 商店数の現状と今後の見通しについて (2) 原油価格・物価高騰に対応した支援策の考え方について (3) 電子地域通貨の取り組み経過と想定される市内経済への効果について 2 行政評価結果報告に基づく具体的な対応について (1) 令和4年度対象事業の評価について (2) C・D評価事業の対応について (3) 開業医誘致制度事業の取り組みについて
2	谷 聡 (P 32)	1 集中豪雨による被害状況と避難住民の受入体制等について (1) 市内の被害状況について (2) 洪水警報発令時の市職員の出勤体制について (3) 深夜、早朝に避難が必要になった場合の周知方法について (4) 各排水機場の稼働に向けた準備状況等について (5) 各緊急避難場所における水や食料の備蓄状況について 2 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）の取り組み状況等について (1) 新・担い手3法の発注者の責務に対する取り組み状況について (2) 総合評価落札方式の導入について (3) 電子入札の導入について (4) 第三者による入札監視について
3	今 村 芳 彦 (P 41)	1 本市の特産品にかかわって (1) ふるさと納税について (2) 「なよろう」の活用について (3) 新たな特産品開発に向けて 2 農業にかかわって (1) 人・農地プランについて

		(2) 農地の取得について
4	清水 一 夫 (P 53)	<p>1 本市の防災対応について</p> <p>(1) 要支援者の高齢者や障がい者ごとの個別避難計画について</p> <p>(2) 水害ごみの対応について</p> <p>(3) 市立総合病院の防水壁について</p> <p>2 名寄市立大学の今後のあり方について</p> <p>(1) 受験者・入学者数について</p> <p>(2) 国家試験合格状況について</p>
5	水間 健 詞 (P 62)	<p>1 買い物弱者対策について</p> <p>(1) 高齢者・障がい者など移動制約がある市民、又農村・郊外など商業施設までに距離が遠い市民、これらの属性を持つ買い物弱者の現状と対策</p> <p>(2) 移動制約者や遠隔地住民が買い物などの消費経済活動へ参加した場合の費用対効果</p> <p>(3) 買い物弱者に対してA I 活用型オンデマンドバスで期待される効果</p> <p>(4) 民間事業者による移動販売の可能性について</p>
6	高橋 伸 典 (P 68)	<p>1 任意接種の带状疱疹ワクチン接種について</p> <p>(1) 高齢者へのワクチン接種の周知と取り組みについて</p> <p>(2) 带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成について</p> <p>2 学校における熱中症対策について</p> <p>(1) 現状の課題について</p> <p>(2) エアコン設置の考え方について</p> <p>3 緊急経済対策（灯油）について</p> <p>(1) 灯油券配布事業について</p> <p>4 旅費高騰に伴う規定額と実勢価格の乖離について</p> <p>(1) 乖離への対策について</p>
7	川村 幸 栄 (P 77)	<p>1 猛暑対策について</p> <p>(1) 学校現場の対応について</p> <p>(2) 高齢者世帯への対応について</p> <p>(3) 避難所設置の考えについて</p> <p>2 次期介護保険制度の改正に向けて</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 保険料の負担増について (2) サービス内容・量について (3) 家族介護の負担について (4) 包括支援センターのさらなる支援について <p>3 北海道家庭教育サポート企業等制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 制度の内容について (2) 今後の取り組みについて
8	中 畠 孝 幸 (P 89)	<p>1 名寄市立大学のさらなる発展に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大学院設置について (2) 名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）後期実施計画について <p>2 宗谷本線の維持に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実証事業について (2) 鉄道・バスの共通時刻表の作成について (3) 宗谷本線の観光利用について
9	山 崎 真由美 (P102)	<p>1 空き家対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の声に応えられる空き家対策について (2) 空き家を生じさせない仕組みづくりについて (3) 特定空き家に対する解体補助金について <p>2 児童・生徒の多面的活動を支援する方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一人一台タブレットの活用について (2) 教育振興補助金の活用について (3) エアコン設置について
10	高 野 美枝子 (P114)	<p>1 将来に希望が持てるまちづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コンパクトなまちづくりの考えについて (2) 20年後40年後を見据えたまちづくりについて (3) 地域の財産を活かしたまちづくりについて <p>2 王子マテリア名寄工場撤退後の跡地対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 現在の状況について (2) 今後の取り組みについて <p>3 名寄市における課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 酷暑対策について (2) 有害鳥獣対策について

令和5年第3回名寄市議会定例会議決結果表

令和5年9月4日～令和5年9月28日 25日間
 本会議時間数 11時間07分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	— —	— —	5. 9. 4 原案可決
第 2 号	令和5年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	— —	— —	5. 9. 4 原案可決
第 3 号	令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	5. 9. 4 原案可決
第 4 号	令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）	— —	— —	5. 9. 4 原案可決
第 5 号	令和5年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	— —	— —	5. 9. 4 原案可決
第 6 号	令和4年度名寄市一般会計決算の認定について	5. 9. 4 決算審査特別	5. 9. 27 認定すべき	5. 9. 28 認 定
第 7 号	令和4年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	5. 9. 4 決算審査特別	5. 9. 27 認定すべき	5. 9. 28 認 定
第 8 号	令和4年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	5. 9. 4 決算審査特別	5. 9. 27 認定すべき	5. 9. 28 認 定
第 9 号	令和4年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	5. 9. 4 決算審査特別	5. 9. 27 認定すべき	5. 9. 28 認 定
第 1 0 号	令和4年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	5. 9. 4 決算審査特別	5. 9. 27 認定すべき	5. 9. 28 認 定
第 1 1 号	令和4年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	5. 9. 4 決算審査特別	5. 9. 27 認定すべき	5. 9. 28 認 定
第 1 2 号	令和4年度名寄市病院事業会計決算の認定について	5. 9. 4 決算審査特別	5. 9. 28 認定すべき	5. 9. 28 認 定
第 1 3 号	令和4年度名寄市水道事業会計決算の認定について	5. 9. 4 決算審査特別	5. 9. 27 認定すべき	5. 9. 28 認 定
第 1 4 号	令和4年度名寄市下水道事業会計決算の認定について	5. 9. 4 決算審査特別	5. 9. 27 認定すべき	5. 9. 28 認 定
第 1 5 号	名寄市認定こども園設置条例の制定について	5. 9. 28 市民福祉常任	— —	5. 9. 28 閉会中審査

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 6 号	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について	—	—	5. 9. 28 原案可決
第 1 7 号	名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	—	—	5. 9. 28 原案可決
第 1 8 号	名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	5. 9. 28 原案可決
第 1 9 号	工事請負契約の変更について	—	—	5. 9. 28 原案可決
第 2 0 号	工事請負契約の変更について	—	—	5. 9. 28 原案可決
第 2 1 号	令和5年度名寄市一般会計補正予算（第6号）	—	—	5. 9. 28 原案可決
第 2 2 号	令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）	—	—	5. 9. 28 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	5. 9. 4 報告済み
報 告 第 2 号	専決処分した事件の報告について	—	—	5. 9. 4 報告済み
報 告 第 3 号	令和4年度名寄市一般会計継続費精算報告について	—	—	5. 9. 4 報告済み
報 告 第 4 号	令和4年度名寄市下水道事業会計継続費精算報告について	—	—	5. 9. 4 報告済み
報 告 第 5 号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	—	—	5. 9. 21 報告済み
報 告 第 6 号	令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について	—	—	5. 9. 21 報告済み
報 告 第 7 号	例月出納検査報告について	—	—	5. 9. 28 報告済み
意見書案第 1 号	肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書	—	—	5. 9. 28 原案可決
意見書案第 2 号	学校給食の無償化を求める意見書	—	—	5. 9. 28 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意見書案 第 3 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	—	—	5. 9.28
		—	—	原案可決
意見書案 第 4 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	—	—	5. 9.28
		—	—	原案可決
	議会活性化特別委員会委員の選任	—	—	5. 9.21
		—	—	選 任
	議会活性化特別委員会副委員長の互選結果報告	—	—	5. 9.28
		—	—	報告済み
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	5. 9.28
		—	—	決 定
	議員の派遣について	—	—	5. 9.28
		—	—	決 定
	委員の派遣について	—	—	5. 9.28
		—	—	決 定